明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十五年六月十二日

○第百五十六回国会 衆議院会議録 第四十号

平成十五年六月十二日（木曜日）

議事日程　第二十九号
平成十五年六月十二日
午後一時開議
第一　消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第二　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　少子化社会対策基本法案（第百五十一回国会、中山太郎君外八名提出）
第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第五　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第七　小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第八　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
第九　次世代育成支援対策推進法案（内閣提出）
第十　児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一　消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

日程第二　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三　少子化社会対策基本法案（第百五十一回国会、中山太郎君外八名提出）

日程第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第五　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第六　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第七　小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第八　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第九　次世代育成支援対策推進法案（内閣提出）

日程第十　児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

午後一時七分開議

○議長（綿貫民輔君）　これより会議を開きます。

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長（綿貫民輔君）　お諮りいたします。

内閣から、

食品安全委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、

食品安全委員会委員に小泉直子君及び本間清一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に寺尾允男君及び寺田雅昭君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に見上彪君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（綿貫民輔君）**　起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に坂本元子君及び中村靖彦君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（綿貫民輔君）**　起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

○**下村博文君**　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第一とともに、総務委員長提出、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案を委員会の審査を省略して追加し、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（綿貫民輔君）**　下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第一　消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　日程第一、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案、ただいま日程に追加されました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤武彦君登壇〕

○**遠藤武彦君**　ただいま議題となりました両案につきまして申し上げます。

まず、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大規模または特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊の編成及び消防庁長官による出動の指示等に係る規定を整備するとともに、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月四日本委員会に付託され、翌五日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、市町村合併の一層の推進を図るため、平成十六年三月三十一日までとされている市となるべき要件の特例措置の延長を行おうとするもので、その内容は、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長し、平成十七年三月三十一日までに市町村合併が行われる場合には、その適用があるものとするものであります。

本案は、本日総務委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（綿貫民輔君）**　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第二　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　日程第二、保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小坂憲次君。

保険業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇〕

○**小坂憲次君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行おうとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社については、契約条件の変更の申し出を行うことができることとするとともに、契約条件の変更を行うための手続として、株主総会等の特別決議のほか、異議申し立て手続等を行うことにしております。

第二に、契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取り扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならないことにしております。

第三に、契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないこととするとともに、変更後の予定利率は、保険会社の資産の運用の状況等を勘案して政令で定める水準を下回ってはならないことにしております。

第四に、内閣総理大臣は、契約条件の変更の申し出につき承認の権限を有するとともに、必要に応じ、保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させた上で、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更案の承認をしてはならないことにしております。

本案は、去る五月三十日当委員会に付託され、同日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月三日より質疑に入り、参考人の意見を聴取した上、同月十日小泉内閣総理大臣に対する質疑を行う等、慎重な審査を進め、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　討論の通告があります。順次これを許します。松本剛明君。

（松本剛明君登壇）

○松本剛明君　民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案について、反対の立場で討論をいたします。（拍手）

一昨日、りそな銀行救済のために約二兆円の資本注入が決定され、今まさに、生保の救済を目的とした保険業法改正案が採決されようとしています。銀行と生保を同時に救済せざるを得ないこの状況が、これまでの政府の問題先送り政策がいよいよ破綻しつつあることを雄弁に物語っているのではないでしょうか。理不尽なことに、そのすべてのツケは国民に回されることになります。りそな銀行への公的資金しかり、この法律の施行によって大幅にカットされる生命保険しかりであります。

以下、本法案に反対する理由を申し述べます。

まず、同じ法律を一国会で二度も改正する異例な事態について、政府・与党に猛省を促します。

多くの国民に負担を強いる本法案部分を統一地方選後に後回ししたことは、余りに国民を愚弄した選挙対策であります。しかも、パブリックコメントの実施など国民的議論もほとんどないままに、近年まれに見る拙速な手続で法案が提出されました。アリバイづくりとしか言いようがない、わずか一回の金融審議会の議論でも、反対論が続出して意見集約ができなかったではありませんか。

本法案は、このように提出の経緯からも大いに問題ですが、審議を重ねていくと、与党議員の質疑からも問題が浮き彫りになってしまうように、内容も重大な矛盾、問題ばかりであることが明らかになりました。

第一に、これは契約不履行にほかなりません。契約者の保護ではなく、契約のほごであります。

基本的なルールとして、破綻のように裁判所が関与する場合を除いて、契約が変更されることはあってはなりません。法案では、契約条件変更に当たって契約者は手続の最終段階で異議申し立てができるだけで、一人一人が了解するわけではなく、政府の説明するように、契約者と会社の間の合意が成立すると構成するには到底無理があります。

私的自治によるとしながら行政の強い関与を設けていることが、そのことを如実に示しています。憲法に定める財産権を侵害する疑いが濃厚です。生保全体または金融システムの危機への対応であれば、公共の福祉に適合するか、まだ議論の余地がありますが、それでも、司法手続を経ない本法案は重大な問題があります。ましてや、一部の生保だけを救済するのが目的であれば、論外であります。

第二に、本来であれば厳しく追及されるべき経営者の責任が不明確な上に、先にカットされるべき基金、劣後ローンが契約者の債権より保護されており、あるべき責任、負担の順序を入れかえて、保険契約者にまず負担を押しつけているのであります。本法案の真の目的が銀行救済にあるのではないかと疑われるのも、もっともであります。

また、予定利率引き下げは、公正な司法手続によるものでないばかりか、契約者に負担が押しつけられているのですから、政府の言うように、更生特例法による処理より契約者の負担が軽くなるとは、とても言い切れません。

第三に、本法案によって、更生特例処理、保険業に基づく破綻処理、早期是正措置に加えて、予定利率引き下げ手続を設けることになりますが、それぞれの関係、監督官庁としての金融庁の責務がますますあいまい、不明になるばかりで、国民のための制度づくりとは思えません。過去の例から見ても、問題生保を早期に発見して更生特例法によって処理する方が、適正であり、契約者の負担も軽く済む可能性が高くなります。

りそな銀行への資本注入も、生保の予定利率引き下げも、共通するのは、無責任というキーワードであります。政府も株主も、銀行、生保の経営者も、みんな責任をとらずに済む仕組みであります。そして、本来、責任など問われるはずのない国民に、すべてのツケが回されています。まさに言語道断と言うほかありません。

本法案は、小泉政権の政策によって国民負担が増大する一方のところへ、国民の将来設計に不可欠な生命保険を一方的にカットするものでありますが、そればかりでなく、もし法案が成立すれば、契約は守られるものとは言えなくなります。創意工夫に基づく自由な経済活動を保障する我が国の社会の根幹が崩れる話であります。私たちが目指すのは、統制社会ではないはずであります。

与党からは、この法案に対しては賛成討論ができないようであります。与党から、この法律は恐らく使われないから賛成するのはやむを得ないじゃないか、そんな声も聞こえてまいりました。全く無責任きわまりない。そのような考え方で立法府の責務が果たされるのでしょうか。

私は、怒りと、未来への大いなる危惧を持って、本法案に反対をいたします。心ある議員の良識に基づいた判断を心から願って、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　中塚一宏君。

（中塚一宏君登壇）

○中塚一宏君　私は、自由党を代表して、保険業法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。（拍手）

今回の予定利率引き下げ法案提出は、その場しのぎ、場当たり、先送りの経済運営を行った結果であります。的確な政策を実行し、景気の下支えを行い、株価もそれなりに推移することができ、運用が見込まれれば、生命保険会社も、ここまでの逆ざや悲鳴を叫ばなかったはずです。つまり、この法案は、思考回路停止に陥った政策運営、監督行政のツケを、法的整理の前段階で予定利率を引き下げるという不明朗な私的整理の道を使い、契約者である国民に負担させていると言わざるを得ません。（拍手）

しかも、より深刻なのは、契約者保護とか全体の利益とかいった美名のもと、契約者の自由意思を踏みにじり、ルールを途中で突然変更することであります。これは、近代デモクラシーの原則に反するものであることはもちろんのこと、小泉総理がたびたび口にする、信なくば立たずという座右の銘にも反するものであります。

以下、反対する理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、契約者保護といいながら、契約者の保護には全くなっていないことです。

保険にしても、それ以外のことにしても、およそ世の中は契約によって成り立っており、それを守ることが契約社会の大前提です。そして、契約者を守るというなら、基金や劣後ローンの取り崩しを真っ先に行うべきであるにもかかわらず、予定利率引き下げが法案の前提になっているということ自体、論理が倒錯いたしております。

一部契約者の犠牲で保険会社を維持することは、契約者全体の保護にならないばかりか、結果として、保険会社そのものの経営健全性や金融システムの安定を得ることにもなりません。保険契約者の保護とは、ふだんからの行政の監督により保険会社に保険契約を確実に履行させることにほかなりません。

反対の第二の理由は、自治的手続とは名ばかりで、実際には、民間契約変更が金融庁による行政指導体制で行われることになるのではないか、そういう懸念をぬぐえないことであります。

本法案では、契約条件変更の申し出について、「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」を条件にしておりますが、保険会社の申し出、計画変更案の作成、決定も含めて、行政当局の承認が必要となっているにもかかわらず、その承認基準さえ明確になっておりません。りそな銀行への行政の対応を見れば、保険業の継続困難性、利率引き下げ計画などが、生保会社・契約者間の自治的判断ではなく、行政の恣意的な判断になることは明らかであります。

反対の第三の理由は、監督官庁である金融庁及び政府の身勝手な判断、責任回避でこの法案が成り立っていることです。

予定利率引き下げ問題は、金融審議会で、平成十三年における議論、急ごしらえで本法案作成を試みた今回も、慎重、反対の意見が多数を占めております。役所の隠れみのと言われる審議会でさえ、予定利率引き下げには、慎重に扱うべきものとしているのです。

法案審議の際、竹中大臣は、たびたび、新しい選択肢を提示するものであると答弁しておりますが、それは、本来、早期是正措置などを通じて保険会社を厳正にチェックし、それでもだめなら更生手続に移行すべきである監督官庁、金融庁の監督行政放棄、思考停止を露呈するものであります。（拍手）

デフレ長期化、史上最低の金利継続、株価低迷による保有株式評価損と逆ざやの発生、そうした金融を取り巻く危機的状況は、小泉内閣の経済失政がもたらしていることは明らかです。

保険会社の逆ざや問題解消が、なぜ予定利率引き下げ法案という形で契約者を泣かせることになるのか、全く理解することができません。破綻した方が得か、予定利率を引き下げた方が得かといったような議論をする前に、保険契約者が不利益をこうむることのないような経済運営、金融監督行政を行うべきであります。

抜本的な改革が求められているにもかかわらず、小泉内閣は小手先の政策しか打ち出していないことを強く申し上げ、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君　私は、日本共産党を代表して、保険業法一部改正案に反対する討論を行います。（拍手）

本法案に反対する最大の理由は、契約者が受け取る保険金を大幅に削減し、国民の生活設計に大打撃を与えるものだからであります。

委員会審議を通じて、本法案による予定利率引き下げの対象となる契約が、五千百四十四万件という膨大な数に上ることが明らかになりました。終身保険の四七・五％、養老保険の五二％、個人年金保険の六〇・四％、定期付養老保険の七五・九％など、国民が老後に備えて積み立てた貯蓄性の高い保険契約の大多数が引き下げの対象となり、金融庁の試算によっても、最大四〇％も保険金がカットされる方が出てくるのであります。

たび重なる社会保障の改悪、庶民増税に続いて、国民の方が一の備えとしている生命保険金まで削ることなど、断じて許せません。（拍手）

第二に、政府は、契約者の理解を前提とした自治的手続だなどと繰り返し言っています。しかし、実際は、入り口では、行政命令によって、契約者の知らないうちに金融庁が会社を申請に追い込み、出口では、解約の停止命令で契約者の行動を縛ることになっています。さらに、形骸化した総代会が会社の意思決定を行い、異議申し立ての要件を厳しくして、事実上、契約者は異議申し立てができず、その意思が全く反映されない仕組みになっています。

これで、どうして自治的手続などと言えるのですか。契約者の理解など得られないことは明白であります。（拍手）

そもそも、今日、生保会社の経営難をもたらしているのは、デフレ加速と金融機能不全の悪循環をつくり出し、まともな資産運用を不可能にしている小泉内閣の経済大失政であります。

大手生保十社は、この三月期決算で、逆ざやを穴埋めした上で、なお約二兆円の利益を上げました。ところが、銀行株等の下落によって二兆円を超える損失が生じ、利益がすべて吹き飛んだのであります。小泉内閣の経済失政が引き起こした株価下落が生保会社を追い込んでいるのは、だれの目にも明らかであります。

本法案は、こうした小泉内閣の経済失政のツケを何の責任もない契約者に押しつけるものにほかならず、到底容認できるものではありません。（拍手）

同時に、本法案は、生保会社の破綻を回避す

る、予定利率引き下げの方が破綻よりましなどという口実で、本来であれば、真っ先にカットされ、契約者保護のために充当されるはずの銀行の基金等を保護し、逆に、契約者にそのツケを負わせようとするものであります。しかも、法案は、予定利率引き下げと組織再編をセットで行うことを要求しており、契約者の犠牲の上に生保業界の再編を求めるものになっています。

政府は、口を開けば契約者保護と言いますが、本法案は二重三重に契約者に犠牲を押しつけるものであり、政府の答弁は、国民を欺くものにほかなりません。

このような法案だからこそ、政府は、一斉地方選挙前には、国民からひた隠しにし、選挙が終わった途端、パブリックコメントも行わず、十分な説明もないままに採決を強行しようとしているのであります。

本法案の原案を検討した二年前の金融審議会は、国民、契約者の理解、すなわち社会的認知が制度導入の前提だと強調し、環境が整っていないと結論づけました。今回、世論調査では、賛成はわずか五・八％、過半数が反対しており、社会的認知など全く得られておりません。委員会審議の中でも、金融審議会の部会長自身が、社会的認知はないと答弁しました。政府の従来の立場ですら、法案提出の前提が整っていないことは明らかであり、ましてや採決強行など、論外であります。

それにもかかわらず、あくまで法案を押し通そうという政府・与党の国民無視の乱暴な態度を厳しく批判し、反対討論といたします。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　植田至紀君。

〔植田至紀君登壇〕

○植田至紀君　社会民主党・市民連合の植田至紀です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、保険業法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。（拍手）

本改正案は、保険契約者と生保会社との契約をほごにするという、個人の財産権を侵害するという重大な問題をはらんでいるものであります。にもかかわらず、最高責任者たる総理は、保険契約者を保護するとか、新たな選択肢を用意するなどと妄言を繰り返し、法案の本質を全く理解していないことが審議を通じて露呈されたのであります。

保険契約をほごにすることが何ゆえに保険契約者の保護になるのかという基本的な問いかけに何一つ答えられない以上、本改正案は法の名に値しないのであります。（拍手）

本改正案は、その内容以前に、そもそも提出に至る経緯において重大な瑕疵がありますが、この間の審議においては、野党各党議員の真摯な質問に対して、答弁に値するものは一切なく、まさに法の名に値しないことを実証し得たことが、委員会質疑における唯一の到達点でありましょう。

国民、保険契約者を置き去りにし、真摯に契約者と向き合ってきた生保の営業職員にも不安を与える本改正案は、断じて容認できないのであります。

以下、反対理由を申し述べます。

まず第一に、法案提出の必然性が全くなく、法案提出自体が風評リスクの根源となっていることであります。

第二は、本改正案提出の経過そのものに根差す問題であります。

一昨年の金融審議会中間報告に対するパブリックコメントでは、当該生保会社を含む圧倒的多数が反対し、凍結された経緯があります。それ以降、世論の動向について全く把握せぬまま、今回の法案提出に当たっての金融審議会の審議は通過儀礼ですらなく、非民主的かつ強引な引き回しによって、異論、反対論を黙殺したのであります。社会的認知は一切得られていないのであります。法案提出自体、国民無視をまさに最大限表現していると言えるでしょう。

第三は、予定利率引き下げの要件について全く具体性を見出し得ないことであります。

契約条件の変更を行わなければ保険業の継続が困難となる蓋然性なるものが何たるかという基本的な問題について、政府は説明不能に陥ったのであります。破綻は間近だというのであれば、更生特例法により適切な処理を行うべきであります。新たな選択肢などと世迷い言を繰り返しても、そもそも、法が想定しているような、破綻する前に生保会社が予定利率を引き下げること自体、果たして可能なのか、極めて疑わしいのであります。

しかも、実際に予定利率引き下げを申請した生保会社が社会的信頼を失うのは必至であり、経営はさらに悪化、結局は破綻に至るのは自明の理であります。

第四は、予定利率引き下げ決定まで解約を停止するのは、破綻処理に限りなく近く、契約者個人の自由を侵害するもので、憲法上重大な疑義があることです。

契約をほごにすることが何ゆえ契約者を保護することになるのか、政府は答弁不能だったのであります。

第五は、小泉内閣の政策の誤りの結果である逆ざや問題の解決を保険契約者たる国民と生保会社に押しつけ、政府がその責任を回避せんとしている点であります。

生保会社への監督指導など、政府、行政の責任を総括するどころか、自治を名目に、銀行が生保会社に拠出している基金の取り扱いについての判断を避け、予定利率引き下げの最終決定も総代会等にゆだねるなど、政府、行政は責任逃れに終始しているのであります。

今、生保業界が置かれている状況を直視するならば、健全な市場の育成を図りつつ、公正公平なルールのもとで生保会社が自助努力できる環境を整備することこそ、先決ではないでしょうか。

議員各位、とりわけ良識ある与党議員各位の良識ある判断を心から祈念いたしまして、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　少子化社会対策基本法案（第百五十一回国会、中山太郎君外八名提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第三、少子化社会対策基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐々木秀典君。

少子化社会対策基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐々木秀典君登壇〕

○佐々木秀典君　ただいま議題となりました少子化社会対策基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものであります。

本案は、第百五十一回国会に中山太郎君外八名から提出され、継続審査となっていたもので、去る五月二十三日提出者から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十八日から質疑に入り、六月四日には参考人から意見を聴取いたしました。同月六日には、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の各派共同提案により、前文に、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくもの」であることを明記すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について一括して質疑を行いました。

昨十一日質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、日本共産党から修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、日本共産党提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の各派共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君）　日程第四、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長古屋圭司君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古屋圭司君登壇〕

○古屋圭司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、映画の著作物の保護期間の延長、教育機関における著作物活用の促進、著作権侵害に対する司法救済の充実などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、六月五日本委員会に付託され、昨十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第六　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第七　小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君）　日程第五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、日程第六、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、日程第七、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長村田吉隆君。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村田吉隆君登壇〕

○村田吉隆君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきましては、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を両法の対象として追加する等の措置を講ずるものであります。

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきましては、参議院において、新事業者の遵守事項の追加等の修正がなされております。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、共済金額及び解約手当金額の算定方法について見直しを図る等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る五月三十日、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に関し、福田内閣官房長官及び参議院における修正部分を修正案の提出者木俣佳丈君から、また、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案に関し、平沼経済産業大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、昨日、各改正案の質疑を終了いたしました。

質疑終局後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行った結果、全会一致をもって、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君）　日程第八、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長河合正智君。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔河合正智君登壇〕

○河合正智君　ただいま議題となりました公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、平成十四年三月に閣議決定された公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画の実施の一環として、船舶安全法等の国土交通省が所管する十二の法律について、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、国から委託等を受けて公益法人等が行っている検査、検定、講習等の事務事業について、国が指定した公益法人等が実施する制度を、国により登録された法人が実施する制度等に改めること、

第二に、国による登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務づけることとする等、登録制度の透明性の確保を図ること

などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月九日本委員会に付託され、翌十日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑に入り、同日質疑を終了しました。

質疑の中では、公益法人の改革のあり方と国土交通省の方針、国から委託されて公益法人が行っている事務事業に関する見直しの必要性等について議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九　次世代育成支援対策推進法案（内閣提出）

日程第十　児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第九、次世代育成支援対策推進法案、日程第十、児童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中山成彬君。

次世代育成支援対策推進法案及び同報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山成彬君登壇〕

○中山成彬君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、次世代育成支援対策推進法案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、次世代育成支援対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにすること、

第二に、市町村及び都道府県は、主務大臣が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定し、公表すること、また、労働者の数が三百人を超える事業

主は、指針に即して、一般事業主行動計画を策定すること等であります。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地域における子育て支援の強化を図るため、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業等の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関し、情報の提供、相談及び助言等を行うこと、

第二に、保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育実施事業等の供給体制の確保に関する計画を定めること等であります。

両案は、去る六月三日本委員会に付託され、四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六日から質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、次世代育成支援対策推進法案に対し、日本共産党より修正案が提出されました。続いて採決に入り、まず、日本共産党提出の修正案について採決の結果、本案は賛成少数をもって否決され、次いで、内閣提出の両案について採決の結果、次世代育成支援対策推進法案は賛成多数をもって、児童福祉法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○下村博文君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（綿貫民輔君）　下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君）　農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長小平忠正君。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農業経営の法人化及び農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置等を講じようとするものであります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農業災害補償事業の健全な運営を図るため、農業経営の実態に応じた補償の選択に資するための措置等を講じようとするものであります。

両法律案は、去る四月二十五日参議院から送付され、六月四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月五日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日及び本十二日質疑を行いました。

質疑終局後、まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次いで、農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時一分散会

出席国務大臣

総　務　大　臣　片山虎之助君
文部科学大臣　遠山　敦子君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　亀井　善之君
経済産業大臣　平沼　赳夫君
国土交通大臣　扇　千景君
国　務　大　臣　竹中　平蔵君
国　務　大　臣　谷垣　禎一君
国　務　大　臣　福田　康夫君

○**議長の報告**

（法律公布奏上及び通知）

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

種苗法の一部を改正する法律
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
独立行政法人日本学生支援機構法
独立行政法人海洋研究開発機構法

（通知書受領）

一、昨十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律

（報告書及び文書受領）

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく平成十四年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告
高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく平成十五年度において講じようとする高齢社会対策についての文書
観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成十四年度観光の状況に関する年次報告
観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成十五年度において講じようとする観光政策についての文書

一、昨十一日、内閣から次の報告書を受領した。

第百五十五回国会衆議院において採択された請願の処理経過

（議員死去）

一、近畿選挙区選出議員久保哲司君は、去る十日死去された。

（理事補欠選任）

一、去る十日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　砂田　圭佑君（理事渡辺喜美君去る十日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
伊藤信太郎君	荒巻　隆三君
佐田玄一郎君	中本　太衛君
荒巻　隆三君	伊藤信太郎君
中本　太衛君	佐田玄一郎君

法務委員

辞任	補欠
日野　市朗君	井上　和雄君
不破　哲三君	中林よし子君
井上　和雄君	日野　市朗君
中林よし子君	不破　哲三君

財務金融委員

辞任	補欠
渡辺　喜美君	谷畑　孝君
平岡　秀夫君	武正　公一君
谷畑　孝君	永岡　洋治君
武正　公一君	平岡　秀夫君

国土交通委員

辞任	補欠
福井　照君	北村　誠吾君
北村　誠吾君	福井　照君
砂田　圭佑君	渡辺　喜美君

議院運営委員

辞任	補欠
左藤　章君	西川　京子君
西川　京子君	左藤　章君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
亀井　久興君	浅野　勝人君
横路　孝弘君	鎌田さゆり君
太田　昭宏君	西　博義君
瀬古由起子君	児玉　健次君

法務委員

辞任	補欠
小西　理君	石田　真敏君
日野　市朗君	近藤　昭一君
不破　哲三君	中林よし子君
石田　真敏君	小西　理君
近藤　昭一君	日野　市朗君
中林よし子君	不破　哲三君

財務金融委員

辞任	補欠
達増　拓也君	東　祥三君
東　祥三君	達増　拓也君

文部科学委員

辞任	補欠
岸田　文雄君	上川　陽子君
近藤　基彦君	福井　照君
児玉　健次君	赤嶺　政賢君
上川　陽子君	岸田　文雄君
福井　照君	近藤　基彦君
赤嶺　政賢君	児玉　健次君

厚生労働委員

辞任	補欠
岡下　信子君	森岡　正宏君
奥谷　通君	原田　義昭君

松島みどり君　小泉　龍司君
大島　敦君　井上　和雄君
山口　富男君　藤木　洋子君
小泉　龍司君　松島みどり君
原田　義昭君　奥谷　通君
森岡　正宏君　岡下　信子君
井上　和雄君　大島　敦君
藤木　洋子君　山口　富男君

農林水産委員
辞任
荒巻　隆三君
伊藤信太郎君

補欠
伊藤信太郎君
荒巻　隆三君

経済産業委員
辞任
大島　理森君
山田　敏雅君
大幡　基夫君
砂田　圭佑君
今野　東君
矢島　恒夫君

補欠
砂田　圭佑君
今野　東君
矢島　恒夫君
大島　理森君
山田　敏雅君
大幡　基夫君

国土交通委員
辞任
中本　太衛君
山本　公一君
岩國　哲人君
津川　祥吾君
二階　俊博君
大出　彰君
後藤田正純君
佐藤　勉君
山内　功君
松浪健四郎君

補欠
後藤田正純君
佐藤　勉君
山内　功君
大出　彰君
松浪健四郎君
津川　祥吾君
中本　太衛君
山本　公一君
岩國　哲人君
二階　俊博君

国家基本政策委員
辞任
亀井　静香君
古賀　誠君
村井　仁君
東　祥三君
熊谷　弘君
後藤田正純君
林　省之介君
山本　幸三君
小沢　一郎君
山谷えり子君

補欠
林　省之介君
山本　幸三君
後藤田正純君
小沢　一郎君
山谷えり子君
村井　仁君
亀井　静香君
古賀　誠君
東　祥三君
熊谷　弘君

一、去る十日、総務委員久保哲司君は死去された。

（常任委員死去）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員
辞任
久保　哲司君　西　博義君
補欠
山本　幸三君

（憲法調査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員
辞任
山谷えり子君
補欠
井上　喜一君

一、昨十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員
辞任
石川　要三君
補欠
河野　太郎君

（議案提出）

一、昨十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原子力安全規制委員会設置法案（平野博文君外六名提出）

（議案付託）

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第八四号）（参議院送付）　厚生労働委員会　付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第八一号）（参議院送付）
総務委員会　付託

（議案通知）

一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

種苗法の一部を改正する法律案
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案
独立行政法人日本学生支援機構法案
独立行政法人海洋研究開発機構法案

（議案通知書受領）

一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件

一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案

（質問書提出）

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＰＯＰｓ系農薬等に関する質問主意書（佐藤謙一郎君提出）

「国立の大学及び研究機関等における非常勤職員の雇い止め問題」に関する質問主意書（山内惠子君提出）

医薬品の副作用に関する再質問主意書（長妻昭君提出）

（答弁書受領）

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の懲戒処分に関する質問に対する答弁書

平成十五年四月一日提出
質問第四四号

国家公務員の懲戒処分に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

国家公務員の懲戒処分に関する質問主意書

一　特別職、非常勤職員等を含むすべての国家公務員についてお尋ねする。

懲戒が無い国家公務員はどのような職で、それぞれ何人おられるか。

二　特別職、非常勤職員等を含むすべての国家公

務員のうち、懲戒がある国家公務員についてお尋ねする。

1　免職、停職、減給又は戒告等の懲戒処分に関して、公表基準を定めて、公表している府省庁等があれば、その府省庁等の名前と、それぞれの公開基準の概要と公開項目をお示し願いたい。

2　懲戒処分に関して、公表基準を定めていない府省庁等があれば、その府省庁等の名前と、なぜ、公開基準を定めていないのかの理由をお示し願いたい。また、公開基準を定める予定はあるのかどうかも、お示し願いたい。

3　これまで懲戒処分を、マスコミが察知する前に、積極的に公表した事例はあるか。あるとすれば、その府省庁等名と公表の概要をお示し願いたい。

4　情報公開法に基づく、開示請求がなされた場合、基本的には、すべての懲戒処分の情報を開示すべきと考えるがいかがか。

5　情報公開法に基づく、開示請求がなされた場合、開示をしない懲戒処分の案件はあるのか。あるとすればどのようなケースか。

6　直近五年間の懲戒処分のうち、未だ公表されていない処分すべてについて、処分の種類、勤務する府省庁等名、職名、処分年月日、処分理由等をお示し願いたい。

7　原則的には、懲戒処分は公表方法を吟味したうえで、すべて公表すべきと考えるが、いかがか。またその予定はあるのか。お示し願いたい。

8　基本的には人事院が、全省庁に適用される懲戒処分の公表ガイドラインを策定すべきと考えるがいかがか。

9　ご答弁頂けない項目があるとすれば、その理由をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第四四号
平成十五年六月十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の懲戒処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の懲戒処分に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「懲戒が無い国家公務員」が具体的にどのようなものを指すのかが必ずしも明らかではないが、国家公務員（国会及び裁判所の国家公務員を除く。以下同じ。）のうち、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条に規定する懲戒処分又はこれに相当する他の法律の規定による懲戒処分の対象となるもの及び職務上の義務違反又は非行を理由とする罷免（退官、解任等を含む。）を定める法律（これに基づく命令等を含む。）の規定が個別に設けられているもの以外の国家公務員の職名等及びその人数は、平成十五年四月一日現在、別表第一のとおりである。

二の1について

懲戒処分を公表するに当たっての基準等（以下「公表基準」という。）を定めている府省等並びにそれぞれの公表基準及び公表項目の概要は、別表第二のとおりである。

二の2について

別表第二に掲げる府省等以外の府省等においては、公表については非違行為の内容、社会に与える影響、職員の職責、関係者のプライバシー等を個別に判断して対応する必要があること等から、公表基準を定めておらず、また、現在のところ、これを定める具体的な予定を有していない。

二の3について

公表基準を定めていない府省等における懲戒処分のうち、報道機関からの取材がある前に公表した事案としては、例えば、平成十四年中においては、防衛庁において官物を窃取した陸上自衛官を免職にした事案、郵政事業庁において公金を横領した特定郵便局長を免職にした事案、外務省において公金を横領した在外公館に勤務する職員を免職にした事案、厚生労働省において労災保険給付金を詐取した労働基準監督署に勤務する職員を免職にした事案等があり、それぞれの府省等において、事案の概要、処分年月日、処分内容等を公表している。

二の4及び5について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととされている。また、不開示情報が記録されている行政文書であっても情報公開法第六条に定める場合には部分開示をしなければならず、さらに、公益上特に必要があると認める場合には、不開示情報が記録されている行政文書を開示することができることとされている。各行政機関の長は、職員の懲戒処分に係る行政文書の開示請求に対し、このような情報公開法上の取扱いを踏まえ、適切に対応すべきものと考える。独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人情報公開法」という。）に基づく職員の懲戒処分に係る法人文書の開示請求についても、これと同様である。

なお、情報公開法又は独立行政法人情報公開法の施行後、各府省等において、職員の懲戒処分に係る行政文書又は法人文書の開示請求に対し、全部不開示とした事案はない。

二の6について

お尋ねは、平成十年から平成十四年までの五年間に行われた懲戒処分のうち公にしたことがあるもの以外のものに関するものであると考えられるところ、平成十五年四月一日現在において、このような懲戒処分として各府省等が把握しているものに係る府省等名、処分発令日、処分の種類、被処分者の職名及び処分の理由は、別表第三のとおりである。

二の7及び8について

行政の公正な執行に対する国民の信頼を損なうような不正事案に対する懲戒処分については、当該処分を行った府省等において、関係者のプライバシー等にも配慮しつつ国民に対し説明することが必要であるという共通の認識の下に対応することが適当であると考えている。人事院においては、このような考え方を踏まえ、各府省等が懲戒処分の公表を判断する際の参考に供するための指針について検討することとしている。

別表第一

職名等	人数
内閣総理大臣	1
国務大臣	17
内閣法制局長官	1
内閣官房副長官	3
内閣危機管理監	1
内閣官房副長官補	3
内閣広報官	1
内閣情報官	1
内閣総理大臣補佐官	2
副大臣及び防衛庁副長官	22
大臣政務官及び長官政務官	26
内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの	25
宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員	52
特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	143
日本学士院会員	133
政府又はその機関と外国人の間に個人的基礎においてなされる勤務の契約に基づき雇用される外国人	5,691

別表第二

府省等	公表基準	公表項目
警察庁	①　職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。ただし、減給又は戒告の処分で国民との直接的なかかわりを有さない内部的な行為に係るものを除く。 ②　私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分 ③　①及び②に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分 ただし、①から③までに該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。	事案の概要、処分の年月日及び内容等 ただし、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。
文部科学省	①　懲戒免職事案 ②　職務執行に関連する事案。ただし、軽微なものは除く。 ③　私的な行為に係る事案のうち、社会的影響が大きいなど重大な事案	事案の概要及び処分の内容 ただし、原則として被処分者の氏名及び被害者等が特定されるおそれのある情報は公表しない。
文化庁	①　懲戒免職事案 ②　職務執行に関連する事案。ただし、軽微なものは除く。 ③　私的な行為に係る事案のうち、社会的影響が大きいなど重大な事案	事案の概要及び処分の内容 ただし、原則として被処分者の氏名及び被害者等が特定されるおそれのある情報は公表しない。
海上保安庁	①　職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。ただし、減給又は戒告の処分で国民との直接的なかかわりを有さない内部的な行為に係るものを除く。 ②　私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分 ③　①及び②に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分 ただし、①から③までに該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。	事案の概要、処分の年月日及び内容等 ただし、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

別表第三

府省等	処分発令日	処分の種類	被処分者の職名	処分の理由
会計検査院	12.4.3	減給	調査官	公務外非行
	13.2.14	戒告	調査官	公務外非行
	13.8.3	減給	調査官	公務外非行
	13.12.3	戒告	副長	公務外非行
人事院	11.7.23	戒告	本院専門官	公務外非行
	12.6.15	戒告	本院運転手	公務外非行
	14.7.30	停職	地方機関係員	公務外非行
内閣府	11.2.1	減給	本府主任	休暇の虚偽申請
	11.4.27	減給	本府係長	公務外非行
	12.6.5	停職	本府係員	欠勤
	13.5.7	停職	本府課長補佐	公務外非行
	13.5.14	減給	本府係員	公務外非行
	13.11.12	減給	本府課長補佐	欠勤
	14.5.8	減給	本府係員	欠勤
	14.11.22	減給	本府係員	セクシュアル・ハラスメント
宮内庁	10.6.2	減給	地方機関課長	交通法規違反
	11.3.3	減給	本庁係員	公務外非行
	13.3.7	戒告	本庁係員	交通事故
	13.11.7	減給	本庁係員	交通事故
	14.10.7	戒告	本庁係員	交通事故
警察庁	10.7.10	減給	地方機関係員	交通事故
	10.10.15	減給	附属機関係員	無届兼業
	11.6.25	減給	地方機関係員	交通法規違反
	11.6.25	減給	地方機関係員	交通法規違反
	11.12.16	減給	地方機関係長	公務外非行
	12.3.23	減給	地方機関係員	交通法規違反
	12.10.16	減給	附属機関係長	公務外非行
	12.12.7	減給	附属機関係長	交通法規違反
	12.12.28	減給	附属機関係長	交通法規違反
	13.8.3	減給	附属機関係員	公務外非行
	13.8.7	減給	附属機関係長	セクシュアル・ハラスメント
	13.9.21	減給	地方機関係員	公務外非行
	14.1.17	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	14.3.14	戒告	地方機関主任	交通法規違反
	14.3.29	戒告	地方機関係長	セクシュアル・ハラスメント
	14.4.4	減給	附属機関係員	公務外非行
	14.5.17	減給	附属機関係長	セクシュアル・ハラスメント
	14.5.24	減給	附属機関主任	公務外非行
	14.6.21	戒告	附属機関係長	公務外非行
	14.6.28	停職	地方機関課長補佐	セクシュアル・ハラスメント
	14.11.5	減給	地方機関係員	公務外非行
	14.12.10	戒告	地方機関係長	公務外非行
防衛庁	10.1.5	停職	部隊海上自衛官	欠勤
	10.1.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	10.1.7	停職	機関事務官	公務外非行
	10.1.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	10.1.9	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
	10.1.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
	10.1.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
	10.1.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
	10.1.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	10.1.9	戒告	部隊航空自衛官	欠勤
	10.1.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	10.1.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	10.1.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	10.1.13	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
	10.1.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
	10.1.13	減給	機関陸上自衛官	欠勤
	10.1.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	10.1.13	停学	施設等機関学生	不正外出

10.1.14	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.1.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.19	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.1.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
10.1.19	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
10.1.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.20	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.21	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
10.1.22	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.1.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.22	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.1.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.26	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
10.1.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.1.27	減給	部隊陸上自衛官	身分証明書の貸与
10.1.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.1.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.1.29	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.1.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.1.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.1.30	戒告	機関航空自衛官	特別勤務上の違反
10.2.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.2	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.3	戒告	部隊陸上自衛官	報告怠慢
10.2.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.4	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.2.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.4	戒告	機関陸上自衛官	交通事故
10.2.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.5	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.2.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.6	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.2.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.6	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.2.6	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.9	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.2.10	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.10	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.2.10	減給	部隊科長	交通法規違反
10.2.10	戒告	施設等機関学生	不正外出

10.2.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.12	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.2.12	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.2.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.13	停職	特別の機関課長補佐	公務外非行
10.2.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.16	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.2.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.2.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.2.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.20	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.20	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.23	減給	機関航空自衛官	交通事故
10.2.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.2.26	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.2.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.2.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.27	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.2.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.2.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.2.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.2	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.2	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.3.2	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.3.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.2	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.3.2	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.3.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.3	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
10.3.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.4	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
10.3.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.5	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.3.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.5	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
10.3.5	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.3.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.5	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.3.6	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.3.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.7	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.9	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.3.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

10.3.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.3.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.10	停職	機関航空自衛官	欠勤
10.3.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.11	停職	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.3.11	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.11	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.11	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.11	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.12	減給	機関海上自衛官	交通法規違反
10.3.13	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.13	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.3.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.16	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.3.16	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.3.16	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.17	減給	部隊技官	欠勤
10.3.17	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.3.17	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
10.3.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
10.3.18	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.3.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.19	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.3.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.3.19	減給	機関航空自衛官	特別勤務上の違反
10.3.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.20	停職	機関技官	欠勤
10.3.20	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.3.20	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.3.20	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.21	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.3.21	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.3.21	停学	施設等機関学生	交通法規違反
10.3.21	停学	施設等機関学生	交通法規違反幇助
10.3.21	停学	施設等機関学生	交通法規違反幇助
10.3.23	免職	部隊航空自衛官	横領
10.3.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.23	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.23	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.3.23	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.3.23	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.23	減給	部隊航空自衛官	特別勤務上の違反
10.3.23	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.3.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.24	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.3.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.27	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反

10.3.27	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
10.3.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.3.30	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.3.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.3.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.3.31	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.31	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.3.31	戒告	部隊事務官	職務上の注意義務違反
10.3.31	戒告	部隊事務官	職務上の注意義務違反
10.3.31	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.2	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.4.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.3	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.4.3	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.4.3	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.4.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.7	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.4.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.8	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.4.8	停職	機関海上自衛官	欠勤、公務外非行
10.4.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.9	戒告	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
10.4.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.13	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
10.4.13	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
10.4.14	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
10.4.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.16	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.4.16	減給	施設等機関陸上自衛官	交通法規違反
10.4.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.23	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反

10.4.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.24	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.4.24	戒告	部隊技官	交通法規違反
10.4.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.4.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.4.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.4.27	戒告	部隊技官	交通法規違反
10.4.28	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.4.28	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.28	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.4.28	停職	機関航空自衛官	公務外非行
10.4.28	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
10.4.28	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
10.4.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.4.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.4.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.1	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.1	免職	機関技官	欠勤
10.5.1	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.2	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.6	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.5.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.6	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.5.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.7	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.11	停職	機関技官	欠勤
10.5.11	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.11	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.11	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
10.5.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.12	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.12	停学	施設等機関学生	所在不明
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行

10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.5.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.14	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.14	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.5.14	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.18	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.19	戒告	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
10.5.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.20	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.5.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.21	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.5.21	停職	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害致死
10.5.21	停職	機関海上自衛官	公務外非行
10.5.21	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.22	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.5.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.26	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.5.26	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.5.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.5.27	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.5.27	停職	機関航空自衛官	欠勤
10.5.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.28	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.5.28	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.5.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.5.29	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.6.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.1	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.2	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.6.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.2	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
10.6.2	戒告	部隊海上自衛官	欠勤

10.6.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.6.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.6.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.4	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
10.6.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.8	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.8	停職	機関技官	欠勤
10.6.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.9	停職	部隊科長	公務外非行
10.6.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
10.6.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.9	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.6.9	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.6.10	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.6.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.6.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.12	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.12	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.6.12	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
10.6.15	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.6.15	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.6.15	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.15	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
10.6.15	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.6.15	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
10.6.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.16	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.6.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.18	停職	特別の機関技官	欠勤
10.6.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.19	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.19	減給	機関事務官	欠勤
10.6.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.19	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.6.22	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.6.22	減給	部隊事務官	交通法規違反
10.6.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.23	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.6.23	戒告	施設等機関学生	不正外出
10.6.23	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.6.24	免職	機関航空自衛官	上官等に対する反抗不服従
10.6.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

10.6.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.26	免職	機関陸上自衛官	欠勤
10.6.26	停職	特別の機関陸上自衛官	欠勤
10.6.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.26	減給	部隊陸上自衛官	無届兼業
10.6.26	減給	部隊陸上自衛官	無届兼業
10.6.26	減給	部隊陸上自衛官	無届兼業
10.6.26	戒告	部隊陸上自衛官	無届兼業
10.6.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.26	戒告	機関事務官	交通法規違反
10.6.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.6.29	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.29	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.29	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.6.29	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.6.29	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.6.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.6.30	停職	機関事務官	公務外非行
10.6.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.6.30	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.6.30	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.6.30	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.6.30	戒告	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
10.6.30	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.7.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.1	停職	機関事務官	交通法規違反
10.7.1	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.2	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.2	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.2	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.3	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.7.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.7.6	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
10.7.7	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.7	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.7.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.8	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.7.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.8	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.8	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.8	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.9	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.9	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.9	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.10	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.10	減給	機関海上自衛官	欠勤

10.7.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.10	戒告	部隊課長	職務上の注意義務違反
10.7.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.14	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.7.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.14	停職	部隊技官	公務外非行
10.7.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.15	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.15	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.15	戒告	部隊科長	行き過ぎた指導
10.7.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.16	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
10.7.16	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.16	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.7.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.17	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.7.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.17	減給	機関海上自衛官	交通法規違反
10.7.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.21	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.7.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.21	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.21	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.7.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.22	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.22	停職	機関海上自衛官	横領
10.7.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.24	停職	機関海上自衛官	公務外非行
10.7.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.7.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.28	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.28	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
10.7.29	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反幇助
10.7.29	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.7.29	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.7.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行

10.7.30	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
10.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.7.30	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.7.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.7.31	戒告	施設等機関学生	欠課
10.8.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.8.3	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.8.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.8.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.8.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.8.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.8.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.6	減給	特別の機関海上自衛官	欠勤
10.8.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.7	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.8.7	停職	機関陸上自衛官	不正外出
10.8.7	停職	機関陸上自衛官	不正外出
10.8.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.7	減給	機関陸上自衛官	不正外出
10.8.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.7	戒告	機関陸上自衛官	不正外出
10.8.7	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.8.10	免職	部隊海上自衛官	公金不法領得
10.8.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.8.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.11	減給	部隊科長	交通法規違反
10.8.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.13	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.8.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.19	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.20	停職	部隊技官	欠勤
10.8.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

10.8.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.25	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.28	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.8.28	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.28	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.8.31	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.1	停職	機関航空自衛官	欠勤
10.9.1	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.2	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.9.2	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.2	戒告	機関海上自衛官	欠勤
10.9.3	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.9.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.7	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
10.9.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.8	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.9.8	停職	機関技官	交通法規違反
10.9.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.8	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.9.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.9.9	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.9	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.9.10	停職	機関陸上自衛官	欠勤

10.9.10	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.9.11	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.11	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.9.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.11	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.14	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.16	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.16	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.9.17	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.9.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.17	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.9.18	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.9.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.21	停職	施設等機関海上自衛官	公務外非行
10.9.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.22	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.22	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.9.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.9.22	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.9.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.24	停職	部隊技官	欠勤
10.9.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.25	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.9.25	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
10.9.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.9.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.9.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.28	戒告	部隊技官	交通事故
10.9.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.9.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.1	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.1	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
10.10.1	戒告	施設等機関学生	公務外非行
10.10.1	停学	施設等機関学生	所在不明
10.10.2	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.2	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.2	減給	特別の機関技官	職務中の過失傷害致死
10.10.2	戒告	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
10.10.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.2	戒告	特別の機関室長	部下の非行の監督責任
10.10.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

10.10.5	停職	機関陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
10.10.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.5	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.10.5	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.10.5	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.10.5	停学	施設等機関学生	学生としての義務違反
10.10.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.7	停職	部隊航空自衛官	欠勤
10.10.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.7	戒告	特別の機関航空自衛官	交通法規違反
10.10.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.8	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.10.8	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
10.10.9	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.9	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.10.9	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.10.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.9	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.10.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.9	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.9	停学	施設等機関学生	所在不明
10.10.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.15	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.15	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.15	戒告	施設等機関学生	不正外出
10.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.19	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.10.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.10.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.10.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.10.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
10.10.21	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.22	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.23	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.10.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反

10.10.24	戒告	施設等機関学生	欠課
10.10.26	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.10.26	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.10.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.10.27	戒告	部隊事務官	交通法規違反
10.10.28	免職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
10.10.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.28	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
10.10.28	減給	特別の機関陸上自衛官	交通事故
10.10.29	減給	部隊海上自衛官	欠勤
10.10.30	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.10.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.30	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.10.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.10.30	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
10.11.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.4	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
10.11.4	減給	施設等機関教官	欠勤
10.11.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.5	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.11.5	減給	機関陸上自衛官	交通事故
10.11.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.5	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.11.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.6	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.11.9	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.9	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.11.9	停職	機関技官	交通法規違反
10.11.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.11.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.9	停職	本庁技官	公務外非行
10.11.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.9	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.11.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.11.10	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.11.10	減給	部隊航空自衛官	欠勤
10.11.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.11	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.11.11	停学	施設等機関学生	交通法規違反
10.11.11	停学	施設等機関学生	交通法規違反
10.11.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.11.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.11.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.11.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.11.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.16	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
10.11.17	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.11.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.18	停職	機関陸上自衛官	官物不法領得
10.11.18	減給	部隊航空自衛官	欠勤
10.11.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反

10.11.19	免職	機関海上自衛官	公務外非行
10.11.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.20	免職	部隊航空自衛官	欠勤
10.11.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.20	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.11.20	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
10.11.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
10.11.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.24	停職	部隊海上自衛官	欠勤
10.11.24	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
10.11.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.11.24	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.24	戒告	特別の機関航空自衛官	身分証明書の亡失
10.11.25	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.11.25	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.11.26	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.11.26	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.11.26	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
10.11.26	減給	機関課長	交通事故
10.11.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.11.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.11.30	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
10.11.30	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
10.11.30	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
10.11.30	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.11.30	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.11.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.11.30	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
10.11.30	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
10.12.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.2	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
10.12.2	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
10.12.3	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.12.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.3	停職	機関航空自衛官	公務外非行
10.12.3	戒告	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
10.12.4	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.4	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
10.12.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.7	停職	部隊海上自衛官	不正外出
10.12.7	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.12.7	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
10.12.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.8	免職	機関技官	欠勤
10.12.8	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
10.12.8	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
10.12.9	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
10.12.9	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
10.12.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

10.12.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.12.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.14	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
10.12.14	停職	機関陸上自衛官	欠勤
10.12.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.15	減給	部隊陸上自衛官	失火
10.12.15	戒告	部隊陸上自衛官	失火
10.12.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
10.12.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.16	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
10.12.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.16	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
10.12.16	停学	施設等機関学生	交通法規違反
10.12.17	停職	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
10.12.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.18	停職	機関技官	欠勤
10.12.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.18	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.21	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.22	停職	部隊航空自衛官	上官等に対する反抗不服従
10.12.22	減給	機関海上自衛官	不正外出
10.12.24	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
10.12.24	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
10.12.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
10.12.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
10.12.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
10.12.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
10.12.25	停職	部隊技官	交通法規違反
10.12.25	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.1.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.1.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.1.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.1.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.8	停職	機関陸上自衛官	不正外出
11.1.8	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.1.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.8	減給	特別の機関技官	交通法規違反
11.1.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.9	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.1.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.11	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.1.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.11	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.1.11	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.1.12	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.1.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.1.14	停職	機関技官	交通法規違反
11.1.14	戒告	部隊事務官	交通法規違反
11.1.14	戒告	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.1.18	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.1.18	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.1.18	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.1.18	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.1.19	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.1.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.1.19	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.20	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.1.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.20	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.1.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.22	減給	機関課長	職務上の注意義務違反
11.1.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.1.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.1.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.25	戒告	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	戒告	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	戒告	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.25	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.1.26	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.1.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.1.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.1.28	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.1.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.1.29	減給	機関海上自衛官	不正外出
11.1.29	減給	機関海上自衛官	不正外出
11.1.29	減給	機関海上自衛官	不正外出
11.1.29	減給	部隊海上自衛官	交通事故
11.1.29	戒告	特別の機関技官	交通法規違反
11.2.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.1	停職	機関技官	欠勤
11.2.1	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
11.2.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.2.2	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.2.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.4	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.2.4	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.2.4	停学	施設等機関学生	不正外出
11.2.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

11.2.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.2.8	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
11.2.9	免職	部隊航空自衛官	欠勤
11.2.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.10	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.10	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
11.2.10	戒告	部隊海上自衛官	交通事故
11.2.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.12	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.2.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.14	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.15	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.2.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.2.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.15	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.18	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.19	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.19	戒告	特別の機関航空自衛官	交通法規違反
11.2.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.2.22	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.2.22	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.2.22	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.2.23	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.24	免職	部隊航空自衛官	欠勤
11.2.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.2.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.25	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.2.25	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.26	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.2.26	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.2.26	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.2.26	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.2.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.1	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.2	停職	機関陸上自衛官	不正外出
11.3.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.2	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.3.3	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.3	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.4	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
11.3.4	戒告	施設等機関学生	不正外出
11.3.4	戒告	施設等機関学生	不正外出
11.3.4	戒告	施設等機関学生	不正外出
11.3.5	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.3.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.5	停職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
11.3.5	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
11.3.5	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反

11.3.5	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
11.3.7	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.8	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.8	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.3.9	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.9	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.3.9	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.3.9	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.3.9	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.10	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.10	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.11	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
11.3.11	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
11.3.12	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.12	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.3.12	停職	機関事務官	欠勤
11.3.12	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.3.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.15	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.16	停職	部隊海上自衛官	不正外出
11.3.16	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
11.3.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.19	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.19	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.19	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.3.19	戒告	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
11.3.19	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.3.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.19	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.3.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.23	停職	部隊技官	欠勤
11.3.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.3.24	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.24	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.3.25	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.3.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.26	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
11.3.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.31	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.3.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.3.31	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.3.31	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
11.3.31	停職	部隊科長	官物不法領得
11.3.31	停職	部隊海上自衛官	欠勤

11.3.31	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.3.31	停職	機関技官	交通法規違反
11.3.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.3.31	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
11.4.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.2	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.4.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.6	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.6	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.4.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.7	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.4.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.9	減給	機関海上自衛官	交通事故
11.4.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.9	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.4.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.13	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.16	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.4.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.4.16	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.16	停学	施設等機関学生	所在不明
11.4.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.20	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.4.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.22	停職	部隊航空自衛官	無届兼業
11.4.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.4.22	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.4.22	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.23	免職	部隊航空自衛官	欠勤
11.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.23	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.4.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.4.26	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.4.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.27	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
11.4.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.4.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.4.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.4.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.4.27	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.4.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.4.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導

11.4.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.4.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.4.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.4.28	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.30	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.4.30	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.4.30	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.5.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.7	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	機関事務官	交通法規違反
11.5.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.10	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
11.5.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.11	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.5.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.14	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.5.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.17	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.5.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.17	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.5.17	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.5.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.18	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.5.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.19	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.5.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.19	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.5.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.19	戒告	部隊海上自衛官	秘密保全に関する違反
11.5.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.20	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.20	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.5.20	停学	施設等機関学生	交通法規違反
11.5.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反幇助
11.5.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.21	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.24	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業

11.5.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.25	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.5.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.5.26	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.26	停職	部隊技官	欠勤
11.5.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.27	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.27	戒告	機関陸上自衛官	部下の非行の監督責任
11.5.28	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.5.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.5.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.5.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.5.31	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.1	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.1	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
11.6.1	停職	機関事務官	交通法規違反幇助
11.6.1	停職	機関技官	交通法規違反幇助
11.6.2	免職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
11.6.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.2	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.6.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.2	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
11.6.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.6.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.3	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
11.6.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.4	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.6.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.8	戒告	部隊事務官	交通法規違反
11.6.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.9	戒告	機関海上自衛官	欠勤
11.6.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.10	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.6.11	免職	部隊事務官	欠勤
11.6.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.11	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.11	減給	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
11.6.11	減給	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
11.6.11	戒告	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
11.6.14	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.6.14	停職	部隊事務官	公務外非行
11.6.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.6.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.6.15	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.6.15	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.6.15	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.6.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.6.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.17	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.6.17	減給	部隊陸上自衛官	報告怠慢
11.6.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.17	停学	施設等機関学生	上官等に対する反抗不服従
11.6.18	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.6.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.18	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.6.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.18	戒告	機関技官	交通法規違反
11.6.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.21	免職	機関航空自衛官	欠勤
11.6.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.22	戒告	部隊海上自衛官	秘密保全に関する違反
11.6.22	戒告	部隊科長	部下の非行の監督責任
11.6.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.23	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.6.24	停職	部隊航空自衛官	セクシュアル・ハラスメント
11.6.24	戒告	機関事務官	交通法規違反
11.6.25	免職	機関事務官	欠勤
11.6.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.6.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.6.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.6.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.29	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.6.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.6.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.6.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.6.30	戒告	機関陸上自衛官	報告怠慢
11.6.30	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.1	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.7.1	停職	機関海上自衛官	公務外非行
11.7.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.1	戒告	部隊技官	交通法規違反
11.7.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.2	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.7.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.2	戒告	部隊技官	交通法規違反
11.7.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.7.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.5	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.7.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.6	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.6	戒告	施設等機関学生	不正外出
11.7.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.7	戒告	機関海上自衛官	欠勤
11.7.7	戒告	機関海上自衛官	公務外非行
11.7.8	停職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
11.7.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.9	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.9	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.7.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.9	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
11.7.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.9	減給	部隊海上自衛官	不正外出
11.7.9	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.12	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
11.7.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.12	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.7.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.14	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.14	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.7.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.14	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.7.14	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.14	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
11.7.14	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.7.15	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
11.7.15	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
11.7.15	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.19	戒告	部隊長	秘密保全に関する違反
11.7.20	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.7.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.7.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
11.7.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
11.7.20	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
11.7.21	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
11.7.21	戒告	機関海上自衛官	試験に関する不正
11.7.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.23	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.7.23	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
11.7.23	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.7.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.7.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.7.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.28	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.7.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.28	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.7.28	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.7.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.29	免職	部隊海上自衛官	欠勤
11.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.7.30	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.7.30	停学	施設等機関学生	セクシュアル・ハラスメント
11.7.30	停学	施設等機関学生	セクシュアル・ハラスメント
11.8.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.2	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.2	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.8.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.8.4	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.4	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.5	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.8.5	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.8.5	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.5	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.6	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
11.8.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.6	減給	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
11.8.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.6	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
11.8.9	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.9	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.8.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.9	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
11.8.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.10	停職	機関航空自衛官	公務外非行
11.8.10	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.8.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.8.16	戒告	部隊長	交通法規違反
11.8.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.8.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.8.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.8.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.20	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.8.20	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.8.23	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.8.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.23	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
11.8.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.25	減給	機関海上自衛官	欠勤
11.8.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.8.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.8.27	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.8.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.30	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.8.30	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.8.30	減給	部隊航空自衛官	欠勤
11.8.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.30	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.8.31	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.8.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.8.31	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.1	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.9.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.9.2	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.9.2	停職	機関海上自衛官	公務外非行
11.9.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.2	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.3	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.3	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.3	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.3	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.3	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.9.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.9.6	停職	機関航空自衛官	職務上の注意義務違反
11.9.6	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.9.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反

11.9.6	減給	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
11.9.6	減給	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊長	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊長	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊部長	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊監察官	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
11.9.6	戒告	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
11.9.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.9.7	減給	機関海上自衛官	欠勤
11.9.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.8	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.9.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.8	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.9.9	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.9	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.9.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.13	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.9.13	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.9.14	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
11.9.14	戒告	部隊海上自衛官	試験に関する不正
11.9.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.9.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.9.16	停職	機関技官	欠勤
11.9.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.17	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.9.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.20	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.9.20	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.9.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.20	減給	部隊技官	交通法規違反
11.9.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.21	停職	特別の機関航空自衛官	セクシュアル・ハラスメント
11.9.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.22	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.9.22	戒告	施設等機関学生	公務外非行
11.9.22	戒告	施設等機関学生	公務外非行
11.9.22	戒告	施設等機関学生	欠課
11.9.22	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.9.22	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.9.22	停学	施設等機関学生	不正外出
11.9.22	停学	施設等機関学生	不正外出
11.9.24	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.9.24	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
11.9.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.25	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
11.9.26	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.9.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.28	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.9.28	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.9.28	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害

11.9.28	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.9.29	停職	部隊技官	交通法規違反
11.9.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.9.30	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.9.30	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.9.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.9.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.9.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.1	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.10.1	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
11.10.1	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
11.10.1	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.10.1	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.10.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.5	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.10.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.5	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
11.10.5	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.10.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.6	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.10.7	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.7	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.10.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.12	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
11.10.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.10.13	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.13	停職	機関事務官	交通法規違反
11.10.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.14	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
11.10.14	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
11.10.14	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
11.10.14	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.10.14	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反

11.10.14	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.10.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.15	減給	機関陸上自衛官	欠勤
11.10.15	戒告	部隊科長	職務上の注意義務違反
11.10.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.18	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.10.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
11.10.18	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.10.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.10.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.19	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.10.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.19	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.10.19	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.10.19	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.10.20	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.10.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.20	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.10.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.22	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
11.10.22	戒告	部隊海上自衛官	職務中の過失傷害
11.10.22	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
11.10.25	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.10.26	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.10.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.26	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.10.26	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
11.10.26	停学	施設等機関学生	所在不明
11.10.27	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
11.10.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.27	減給	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
11.10.28	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.10.28	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.10.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.28	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
11.10.28	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
11.10.28	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.10.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.29	停職	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
11.10.29	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.10.29	停職	機関事務官	欠勤
11.10.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.10.29	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.10.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.1	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.11.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.1	減給	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.11.1	減給	機関陸上自衛官	特別勤務上の違反
11.11.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.2	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.11.2	停職	部隊航空自衛官	欠勤
11.11.2	減給	部隊海上自衛官	欠勤

11.11.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.3	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.4	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.4	戒告	部隊科長	職務上の注意義務違反
11.11.5	停職	機関技官	交通法規違反
11.11.5	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.5	戒告	機関陸上自衛官	武器の損壊等
11.11.5	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
11.11.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.8	戒告	機関事務官	交通法規違反
11.11.8	戒告	部隊長	部下の非行の監督責任
11.11.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.11.9	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.9	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.11.9	戒告	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.11.10	停職	機関陸上自衛官	欠勤
11.11.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.11.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.11.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.11.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.11.11	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.11	減給	機関技官	交通法規違反
11.11.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.11	戒告	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.11.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.11.12	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.12	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
11.11.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.15	戒告	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
11.11.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.16	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
11.11.16	減給	機関海上自衛官	公務外非行
11.11.16	減給	機関海上自衛官	公務外非行
11.11.16	減給	機関海上自衛官	特別勤務上の違反
11.11.16	減給	機関海上自衛官	公務外非行
11.11.16	停学	施設等機関学生	公務外非行
11.11.17	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.11.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	免職	機関航空自衛官	欠勤
11.11.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.18	減給	部隊航空自衛官	欠勤
11.11.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.19	免職	機関海上自衛官	欠勤
11.11.19	免職	機関航空自衛官	欠勤
11.11.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.11.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

11.11.19	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
11.11.19	退校	施設等機関学生	所在不明
11.11.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.22	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.25	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
11.11.25	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.11.25	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.11.25	戒告	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
11.11.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.11.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.29	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.11.29	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
11.11.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.11.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.11.30	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.12.1	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.1	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.12.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.2	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.12.2	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.12.2	減給	部隊事務官	交通法規違反
11.12.2	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
11.12.3	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
11.12.3	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.12.3	減給	部隊航空自衛官	職務上の注意義務違反
11.12.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.3	戒告	部隊長	部下の非行の監督責任
11.12.4	退校	施設等機関学生	公務外非行
11.12.6	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.12.6	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
11.12.6	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.12.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.6	停学	施設等機関学生	不正外出
11.12.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.12.7	停職	施設等機関陸上自衛官	公務外非行
11.12.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.10	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.12.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.14	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
11.12.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.16	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
11.12.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.16	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.16	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
11.12.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.17	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
11.12.17	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.17	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
11.12.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.20	停職	施設等機関教官	無届兼業

11.12.20	減給	部隊技官	交通法規違反
11.12.20	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.12.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.20	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.21	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
11.12.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.21	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.12.21	戒告	特別の機関陸上自衛官	交通事故
11.12.21	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
11.12.22	免職	部隊航空自衛官	欠勤
11.12.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
11.12.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
11.12.22	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
11.12.22	減給	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
11.12.22	減給	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.12.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.23	免職	部隊航空自衛官	欠勤
11.12.23	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.12.23	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.12.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
11.12.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
11.12.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
11.12.27	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
11.12.27	停職	部隊海上自衛官	欠勤
11.12.27	減給	部隊海上自衛官	欠勤
11.12.27	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
11.12.27	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
11.12.28	免職	部隊事務官	欠勤
12.1.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.1.7	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.1.7	停学	施設等機関学生	所在不明
12.1.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.1.11	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.1.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.1.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.1.11	停職	機関事務官	公務外非行
12.1.11	停職	部隊長	セクシュアル・ハラスメント
12.1.11	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.1.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.1.12	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.1.12	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.1.12	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.1.13	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.1.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.14	減給	機関課長	職務上の注意義務違反
12.1.17	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.1.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.19	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.1.19	停学	施設等機関学生	不正外出
12.1.20	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.1.20	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.1.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

12.1.21	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.1.21	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.1.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.1.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.1.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.24	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.1.24	減給	部隊事務官	欠勤
12.1.24	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.1.25	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.1.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.26	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.1.26	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.1.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.1.27	停職	機関事務官	欠勤
12.1.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.27	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.1.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.1.28	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.28	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.1.28	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.1.31	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.1.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.1	停職	部隊長	欠勤
12.2.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.1	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.2.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.2	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.2.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.2.2	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.2.2	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.2.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.3	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.2.4	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.2.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.2.4	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.4	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.2.4	減給	部隊海上自衛官	交通事故
12.2.4	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.2.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.4	戒告	特別の機関技官	交通法規違反
12.2.7	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.7	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.8	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.2.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.8	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.2.9	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.2.9	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.2.9	減給	部隊海上自衛官	欠勤
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出

12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	停学	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	停学	施設等機関学生	不正外出
12.2.9	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
12.2.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.14	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
12.2.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.15	停職	機関航空自衛官	欠勤
12.2.15	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.2.16	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.16	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.2.16	減給	部隊海上自衛官	欠勤
12.2.17	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.2.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.17	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.2.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.18	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.2.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.18	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.2.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊科長	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.20	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.2.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.21	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
12.2.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.22	停職	機関事務官	欠勤
12.2.22	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.2.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.23	停職	部隊技官	欠勤
12.2.23	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.2.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.2.24	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反

12.2.24	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
12.2.25	免職	機関技官	欠勤
12.2.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.2.25	停職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
12.2.25	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.2.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.2.25	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.2.28	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.2.28	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
12.2.28	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.2.28	減給	施設等機関教官	部下の非行の監督責任
12.2.28	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.2.28	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.2.28	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.2.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.2.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.1	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.3.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.1	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
12.3.2	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.3.2	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.3.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.2	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.3.2	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.3.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.3	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.3.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.3.6	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.3.6	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.3.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.7	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
12.3.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.3.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.3.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.9	戒告	機関海上自衛官	特別勤務上の違反
12.3.10	停職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
12.3.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.10	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.10	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.3.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.13	停職	特別の機関班長	欠勤
12.3.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.14	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.3.14	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
12.3.15	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.15	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.3.15	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.3.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.15	戒告	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.3.15	戒告	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反

12.3.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.16	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.16	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	停学	施設等機関学生	不正外出
12.3.16	停学	施設等機関学生	不正外出
12.3.16	停学	施設等機関学生	不正外出
12.3.16	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.3.16	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
12.3.16	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
12.3.16	停学	施設等機関学生	交通法規違反
12.3.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.17	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.17	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.3.17	減給	機関海上自衛官	交通事故
12.3.17	戒告	機関海上自衛官	不正外出
12.3.18	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.21	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.3.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.21	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.3.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.21	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.3.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.22	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.3.23	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
12.3.23	停職	機関海上自衛官	公務外非行
12.3.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.24	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.3.24	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.24	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.3.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.24	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.24	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.3.24	戒告	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.3.24	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
12.3.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.27	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.3.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.28	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.3.28	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.28	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.28	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.3.28	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.3.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.29	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.29	停職	機関航空自衛官	交通法規違反幇助
12.3.29	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.3.29	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.3.29	減給	機関陸上自衛官	欠勤
12.3.29	減給	部隊陸上自衛官	報告怠慢
12.3.29	減給	部隊事務官	欠勤

12.3.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.3.30	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.3.30	減給	機関海上自衛官	交通法規違反
12.3.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.3.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.3.31	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.3.31	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
12.3.31	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
12.4.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.3	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.4.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.5	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.6	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.6	停職	機関事務官	交通法規違反
12.4.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.6	減給	部隊海上自衛官	無届兼業
12.4.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.10	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.11	戒告	部隊事務官	交通法規違反
12.4.12	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.4.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.12	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.4.12	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.4.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.12	戒告	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
12.4.12	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
12.4.13	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.4.13	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.14	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.4.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.14	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.14	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.14	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.14	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.17	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.4.17	停職	部隊技官	公務外非行
12.4.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.19	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.4.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.20	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.4.20	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.20	減給	部隊海上自衛官	公務外非行

12.4.20	減給	部隊海上自衛官	不正外出
12.4.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.21	減給	機関海上自衛官	不正外出
12.4.24	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.24	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.25	降任	部隊航空自衛官	公務外非行
12.4.25	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.4.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.25	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.4.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.4.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.26	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.27	停職	施設等機関課長補佐	職務上の注意義務違反
12.4.27	減給	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
12.4.27	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.4.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.4.27	減給	施設等機関教官	職務上の注意義務違反
12.4.27	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.28	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.4.28	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.4.28	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.4.28	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.4.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.28	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
12.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	失火
12.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.4.28	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.4.28	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
12.4.28	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.4.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.4.29	退校	施設等機関学生	公務外非行
12.4.30	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.5.1	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.5.2	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
12.5.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.5.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.8	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.5.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.10	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.5.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.11	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.5.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.12	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.5.12	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.5.12	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.5.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

12.5.12	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
12.5.12	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
12.5.12	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
12.5.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.15	減給	機関航空自衛官	交通法規違反
12.5.16	停職	機関技官	無届兼業
12.5.16	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.5.16	停職	部隊技官	欠勤
12.5.16	減給	機関海上自衛官	公務外非行
12.5.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.16	戒告	機関海上自衛官	公務外非行
12.5.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.17	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.18	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
12.5.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.5.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.21	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.5.21	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.5.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.22	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.22	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
12.5.23	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.5.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.5.23	減給	部隊海上自衛官	欠勤
12.5.23	戒告	機関技官	交通法規違反
12.5.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.24	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.5.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.25	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.5.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.26	戒告	機関海上自衛官	秘密保全に関する違反
12.5.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.26	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.5.26	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.5.26	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.5.26	戒告	施設等機関学生	公務外非行
12.5.26	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.5.29	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.5.29	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.5.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.5.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.5.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.5.31	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.31	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.5.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.5.31	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.5.31	戒告	特別の機関航空自衛官	交通法規違反
12.6.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行

12.6.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.2	停職	機関事務官	交通法規違反
12.6.5	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.5	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.6.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.5	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.5	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.6	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.6	戒告	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
12.6.6	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
12.6.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.7	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
12.6.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.9	停職	機関海上自衛官	欠勤
12.6.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.9	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.11	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.6.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.12	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.6.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.6.13	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.13	減給	機関陸上自衛官	交通事故
12.6.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.14	停学	施設等機関学生	交通法規違反
12.6.14	停学	施設等機関学生	帰校時限遅延
12.6.15	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.15	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.6.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.16	減給	機関陸上自衛官	武器の損壊等
12.6.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.16	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.19	免職	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
12.6.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.19	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.20	減給	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
12.6.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.22	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.6.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

12.6.22	停職	部隊航空自衛官	試験に関する不正
12.6.22	停職	部隊航空自衛官	職務上の注意義務違反
12.6.22	戒告	機関陸上自衛官	交通事故
12.6.22	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
12.6.22	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.6.23	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.6.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.23	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.23	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.23	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.26	免職	部隊航空自衛官	横領
12.6.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.6.26	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.6.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.26	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
12.6.26	戒告	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
12.6.27	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.6.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.27	停職	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.27	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.6.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.6.28	免職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
12.6.28	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.6.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.28	減給	部隊事務官	部下の非行の監督責任
12.6.28	戒告	部隊科長	調達経理取扱違反
12.6.28	戒告	部隊長	部下の非行の監督責任
12.6.28	戒告	部隊航空自衛官	部下の非行の監督責任
12.6.28	戒告	部隊事務官	部下の非行の監督責任
12.6.28	戒告	機関課長	部下の非行の監督責任
12.6.29	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.29	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.6.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.6.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.6.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.6.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.6.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.6.30	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.6.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.6.30	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.7.3	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.7.3	停職	機関航空自衛官	公務外非行
12.7.3	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.7.3	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.7.3	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.7.3	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
12.7.3	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.3	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.4	停職	部隊海上自衛官	官物不法領得
12.7.4	戒告	施設等機関学生	欠課
12.7.4	戒告	施設等機関学生	欠課

12.7.4	戒告	施設等機関学生	欠課
12.7.4	戒告	施設等機関学生	欠課
12.7.4	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.7.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.6	免職	部隊航空自衛官	欠勤
12.7.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.7.6	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.7.6	戒告	機関陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
12.7.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.6	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.7.7	戒告	機関陸上自衛官	報告怠慢
12.7.10	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.7.10	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.10	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.10	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.10	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.7.10	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
12.7.10	減給	機関陸上自衛官	不正外出
12.7.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.11	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.7.12	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.7.12	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.12	停職	部隊技官	欠勤
12.7.12	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.7.12	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.7.12	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.7.13	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.7.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.14	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.14	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.14	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.7.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.14	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
12.7.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.17	停職	部隊科長	交通法規違反
12.7.17	停職	部隊技官	欠勤
12.7.17	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
12.7.18	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.7.19	免職	部隊海上自衛官	横領
12.7.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.7.19	停職	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
12.7.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.19	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.7.21	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.21	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.21	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反

12.7.21	戒告	機関海上自衛官	不正外出
12.7.24	免職	部隊技官	公務外非行
12.7.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.25	停職	機関技官	欠勤
12.7.25	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
12.7.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
12.7.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.7.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.7.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.28	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.7.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.28	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
12.7.28	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.7.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.28	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
12.7.28	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
12.7.29	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.7.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.7.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.7.31	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
12.7.31	戒告	施設等機関教官	職務上の注意義務違反
12.8.1	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.8.1	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.8.1	停職	機関事務官	欠勤
12.8.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.2	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.8.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.3	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.8.3	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.8.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.3	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.4	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.8.4	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.8.4	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.4	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反

12.8.4	停職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
12.8.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.8	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.8.8	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.8.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.8	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.8.8	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.8.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.9	停職	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
12.8.9	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.8.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.9	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.9	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
12.8.10	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.8.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.10	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.8.10	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.8.10	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.10	停職	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
12.8.10	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.8.10	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.10	戒告	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.8.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.8.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.8.10	停学	施設等機関学生	公務外非行
12.8.11	免職	機関陸上自衛官	欠勤
12.8.11	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.11	停職	機関事務官	交通法規違反
12.8.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.8.11	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.11	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.8.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.11	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.8.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.8.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.18	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.8.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.8.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.22	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.8.22	減給	部隊海上自衛官	欠勤
12.8.23	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.8.23	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.8.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.23	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.24	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.8.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反

12.8.24	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.8.24	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.8.24	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.8.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.24	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.8.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.25	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.28	免職	部隊航空自衛官	横領
12.8.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.8.28	戒告	部隊科長	帰隊時限遅延
12.8.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.29	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.8.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.8.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.8.29	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.8.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.29	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.8.29	戒告	部隊海上自衛官	行き過ぎた指導
12.8.29	戒告	部隊科長	職務上の注意義務違反
12.8.31	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.8.31	免職	部隊航空自衛官	欠勤
12.8.31	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.8.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.8.31	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.8.31	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.8.31	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.1	停職	特別の機関陸上自衛官	欠勤
12.9.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.1	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.1	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.9.1	減給	部隊航空自衛官	欠勤
12.9.1	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
12.9.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.4	停職	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
12.9.4	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.9.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.6	停職	部隊事務官	官物不法領得
12.9.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.6	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.7	停職	機関海上自衛官	欠勤
12.9.7	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.9.8	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.9.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.8	停職	機関航空自衛官	公務外非行

12.9.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.11	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.9.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.12	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.9.12	減給	部隊航空自衛官	欠勤
12.9.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.13	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.13	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.9.14	免職	機関事務官	横領
12.9.14	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.9.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.19	減給	部隊技官	欠勤
12.9.19	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.19	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.9.19	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.9.20	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.9.20	停職	機関事務官	公務外非行
12.9.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.20	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.9.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.21	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.21	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.21	退校	施設等機関学生	公務外非行
12.9.22	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.9.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.22	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
12.9.22	戒告	部隊科長	交通法規違反
12.9.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.25	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.9.25	停職	施設等機関教官	無届兼業
12.9.25	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.26	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.9.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.27	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.28	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反

12.9.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.9.28	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.9.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.29	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.9.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.9.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.9.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.9.30	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.9.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.10.1	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.2	停職	機関技官	欠勤
12.10.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.3	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.10.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.4	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
12.10.4	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.4	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.10.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.5	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
12.10.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.6	免職	特別の機関事務官	欠勤
12.10.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.6	停職	機関技官	公務外非行
12.10.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.6	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.10.6	減給	機関事務官	欠勤
12.10.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.7	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.10	停職	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.10.10	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.10.10	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.10.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.11	停職	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
12.10.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.10.11	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
12.10.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.11	戒告	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.10.11	戒告	部隊陸上自衛官	秘密保全に関する違反
12.10.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.10.12	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.10.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.13	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出

12.10.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.10.13	戒告	部隊航空自衛官	欠勤
12.10.14	免職	部隊航空自衛官	欠勤
12.10.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.16	停職	部隊航空自衛官	不正外出
12.10.16	停職	部隊航空自衛官	不正外出幇助
12.10.16	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.16	減給	部隊海上自衛官	報告怠慢
12.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.16	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
12.10.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.17	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.10.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.18	停職	部隊技官	公務外非行
12.10.18	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.10.18	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
12.10.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.19	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.10.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.10.19	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.10.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.10.19	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.10.20	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.20	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
12.10.20	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.10.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.23	停職	機関事務官	欠勤
12.10.23	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.10.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.25	停職	機関海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.10.25	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.10.25	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.10.25	戒告	機関陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
12.10.25	戒告	部隊技官	交通法規違反
12.10.25	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
12.10.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.10.27	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.10.27	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
12.10.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.10.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.10.31	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.10.31	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.10.31	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.10.31	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.10.31	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.10.31	減給	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
12.10.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.1	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.11.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.1	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
12.11.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反

12.11.2	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.11.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.3	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.6	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.11.6	停職	機関課長	公務外非行
12.11.6	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.11.6	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.11.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.6	戒告	機関技官	交通法規違反
12.11.6	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.7	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
12.11.8	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.11.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.11.8	停職	施設等機関教官	無届兼業
12.11.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.8	減給	施設等機関教官	職務上の注意義務違反
12.11.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.8	戒告	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.9	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.11.9	停職	特別の機関航空自衛官	公務外非行
12.11.9	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
12.11.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.9	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
12.11.10	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.10	停職	機関海上自衛官	欠勤
12.11.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.11	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.11.13	免職	部隊海上自衛官	欠勤
12.11.13	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.11.13	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.11.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.13	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.11.13	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.11.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.14	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.15	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
12.11.16	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.11.16	停職	機関技官	欠勤
12.11.16	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.11.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.16	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.11.16	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
12.11.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

12.11.16	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.11.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.11.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.17	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.11.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.20	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.20	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.11.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.21	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.21	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.21	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.22	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.22	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.11.22	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.11.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.24	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.11.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.24	戒告	施設等機関教官	部下の非行の監督責任
12.11.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.27	停職	機関航空自衛官	不正外出
12.11.27	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.11.27	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.11.27	減給	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.11.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.27	戒告	部隊長	職務上の注意義務違反
12.11.28	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.28	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.28	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.11.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.11.29	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
12.11.29	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
12.11.30	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.11.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.11.30	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.1	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.1	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.4	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.4	停職	機関陸上自衛官	不正外出
12.12.4	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.4	減給	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.12.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
12.12.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.5	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.5	停職	部隊事務官	交通法規違反
12.12.5	停職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
12.12.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.5	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.12.5	停職	部隊航空自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.12.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行

12.12.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.6	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.6	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.12.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.7	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.12.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.7	減給	部隊海上自衛官	交通事故
12.12.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.12.7	戒告	部隊陸上自衛官	官物不法領得
12.12.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.8	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
12.12.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.8	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.8	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
12.12.8	減給	機関課長	報告怠慢
12.12.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.8	戒告	施設等機関学生	欠課
12.12.8	戒告	施設等機関学生	欠課
12.12.9	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
12.12.10	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.11	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.12.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.11	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.11	停職	部隊海上自衛官	欠勤
12.12.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.12	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.13	減給	部隊航空自衛官	欠勤
12.12.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.14	停職	機関海上自衛官	特別勤務上の違反
12.12.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.14	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.12.14	減給	部隊海上自衛官	欠勤
12.12.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.15	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
12.12.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.15	戒告	部隊陸上自衛官	失火
12.12.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.18	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.12.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.18	停職	部隊事務官	交通法規違反
12.12.18	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.12.18	減給	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
12.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
12.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
12.12.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.19	停職	部隊科長	試験に関する不正
12.12.19	停職	部隊長	試験に関する不正
12.12.19	停職	部隊科長	試験に関する不正

12.12.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.20	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
12.12.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.20	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.20	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.21	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.21	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.21	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.12.21	停職	施設等機関専門官	公務外非行
12.12.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.21	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
12.12.21	戒告	機関海上自衛官	試験に関する不正
12.12.22	免職	部隊科長	公務外非行
12.12.22	停職	部隊陸上自衛官	交通事故
12.12.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
12.12.22	停職	機関航空自衛官	公務外非行
12.12.22	停職	部隊航空自衛官	欠勤
12.12.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.22	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
12.12.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.22	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.22	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
12.12.22	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
12.12.22	戒告	部隊事務官	公務外非行
12.12.22	戒告	部隊海上自衛官	交通事故
12.12.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.25	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
12.12.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.25	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
12.12.25	停職	部隊航空自衛官	上官等に対する反抗不服従
12.12.25	戒告	部隊航空自衛官	職務上の注意義務違反
12.12.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.26	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
12.12.26	停職	機関陸上自衛官	欠勤
12.12.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
12.12.26	戒告	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
12.12.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
12.12.26	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.26	戒告	施設等機関陸上自衛官	交通法規違反
12.12.27	停職	特別の機関陸上自衛官	不正外出
12.12.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
12.12.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
12.12.28	停職	機関部長	無届兼業
12.12.28	退校	施設等機関学生	所在不明
13.1.4	減給	部隊航空自衛官	不正外出
13.1.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.1.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.9	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.1.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.10	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.1.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.1.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

13.1.11	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.1.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.15	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.15	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.1.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.15	戒告	機関海上自衛官	欠勤
13.1.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.16	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.1.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.1.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.1.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.1.16	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
13.1.17	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.17	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.1.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.17	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.1.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.18	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.19	停職	機関事務官	公務外非行
13.1.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.22	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.1.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.22	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.1.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.1.22	戒告	部隊長	公務外非行
13.1.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.23	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
13.1.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.24	減給	部隊陸上自衛官	報告怠慢
13.1.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.1.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.26	停職	機関技官	欠勤
13.1.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.1.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.1.29	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.1.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.1.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.1.30	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.1.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.1.30	停職	本庁事務官	公務外非行
13.1.31	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.1.31	停職	機関航空自衛官	欠勤
13.1.31	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.2.1	停職	機関航空自衛官	欠勤
13.2.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.2	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.2.2	戒告	機関陸上自衛官	欠勤
13.2.2	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
13.2.2	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.5	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.2.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反

13.2.6	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.2.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.7	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.2.7	停職	部隊航空自衛官	交通事故
13.2.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.2.7	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.2.8	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.2.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.2.8	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.2.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.2.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.2.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.2.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.2.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.2.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.9	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.2.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.2.13	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.2.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.14	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.2.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.14	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.2.15	停職	部隊技官	公務外非行
13.2.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.2.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.15	戒告	施設等機関学生	公務外非行
13.2.15	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.2.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.19	停職	機関事務官	欠勤
13.2.19	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.2.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.2.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.21	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.2.21	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.23	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.2.23	減給	部隊航空自衛官	欠勤
13.2.23	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.2.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.2.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.2.28	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.2.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.2.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.1	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
13.3.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.2	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.2	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.3.2	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.3.2	減給	部隊海上自衛官	交通事故
13.3.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.2	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.2	戒告	施設等機関学生	公務外非行
13.3.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.3.2	停学	施設等機関学生	所在不明
13.3.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

13.3.5	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.3.5	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.3.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.6	停職	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
13.3.6	停職	部隊技官	交通法規違反
13.3.7	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.7	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.7	減給	機関陸上自衛官	試験に関する不正
13.3.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.9	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.9	免職	部隊海上自衛官	横領
13.3.9	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.3.9	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.3.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.3.9	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.9	戒告	施設等機関学生	不正外出
13.3.9	戒告	施設等機関学生	欠課
13.3.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.12	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.3.13	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.3.13	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
13.3.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.3.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.3.14	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.3.14	減給	部隊海上自衛官	欠勤
13.3.14	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.14	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
13.3.14	減給	部隊航空自衛官	職務上の注意義務違反
13.3.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.15	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.3.15	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.3.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.3.16	免職	機関技官	欠勤
13.3.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.16	減給	部隊航空自衛官	欠勤
13.3.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.3.16	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.3.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.19	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.3.20	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.20	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.21	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.3.21	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.3.21	減給	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.3.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.3.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助

13.3.22	減給	機関事務官	身分証明書の改変等
13.3.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.23	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.23	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.3.26	免職	機関海上自衛官	公務外非行
13.3.26	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.3.26	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.3.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.26	戒告	部隊海上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.3.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.27	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
13.3.27	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.3.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.27	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.3.27	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
13.3.29	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.29	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.3.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.3.30	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.3.30	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.3.30	減給	機関技官	セクシュアル・ハラスメント
13.3.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.30	戒告	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
13.3.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.3.30	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.3.30	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
13.3.31	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
13.3.31	戒告	施設等機関室長補佐	部下の非行の監督責任
13.4.2	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.4.3	免職	部隊航空自衛官	欠勤
13.4.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.4	免職	機関航空自衛官	公務外非行
13.4.4	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
13.4.4	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.5	停職	部隊技官	職務上の注意義務違反
13.4.5	戒告	機関航空自衛官	特別勤務上の違反
13.4.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.6	戒告	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.4.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.10	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.4.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.4.10	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
13.4.10	停職	機関航空自衛官	交通法規違反幇助
13.4.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.11	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.4.11	戒告	特別の機関海上自衛官	交通法規違反
13.4.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.13	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反

13.4.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.16	停職	特別の機関副支部長	公務外非行
13.4.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.16	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.4.17	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
13.4.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.17	戒告	機関技官	交通法規違反
13.4.18	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.4.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.19	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.4.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.20	減給	機関海上自衛官	交通法規違反
13.4.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.23	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.25	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.4.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.25	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.4.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.25	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
13.4.26	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.26	停職	部隊陸上自衛官	官物不法領得
13.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.4.26	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.4.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.4.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.27	停職	機関航空自衛官	公務外非行
13.4.27	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.4.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.4.27	停学	施設等機関学生	所在不明
13.4.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.4.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.4.30	停学	施設等機関学生	所在不明
13.5.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.1	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
13.5.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.5.7	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.10	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.11	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.11	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.11	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.11	戒告	特別の機関陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.5.14	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.14	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.5.14	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.14	停職	機関陸上自衛官	公金不法領得
13.5.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.14	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.5.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.14	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.5.14	減給	部隊航空自衛官	欠勤
13.5.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.14	停学	施設等機関学生	所在不明
13.5.15	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.5.15	停職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
13.5.15	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.5.15	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.5.15	減給	機関海上自衛官	欠勤
13.5.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
13.5.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
13.5.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.16	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.17	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.5.17	停職	機関技官	公金不法領得
13.5.17	停職	部隊科長	公金不法領得
13.5.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.17	戒告	部隊技官	公金不法領得
13.5.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.18	停職	部隊陸上自衛官	不正外出

13.5.18	減給	機関陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.5.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.18	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.21	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.21	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.21	戒告	施設等機関学生	所在不明
13.5.21	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.5.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.22	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.5.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.5.22	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.5.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.23	停職	部隊技官	欠勤
13.5.23	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.24	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.5.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.24	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
13.5.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.25	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.5.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.5.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.29	戒告	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
13.5.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.5.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.5.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.30	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.5.31	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.31	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.5.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.5.31	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
13.5.31	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.2	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.2	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.4	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.4	戒告	機関事務官	交通法規違反
13.6.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.5	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.5	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.5	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反

13.6.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	部隊航空自衛官	不正外出
13.6.6	戒告	機関航空自衛官	不正外出
13.6.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.7	戒告	部隊陸上自衛官	秘密保全に関する違反
13.6.7	戒告	部隊陸上自衛官	秘密保全に関する違反
13.6.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.8	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
13.6.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.11	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.6.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.12	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.12	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.6.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.12	停職	機関海上自衛官	交通法規違反幇助
13.6.12	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.6.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.13	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.6.13	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.13	減給	特別の機関事務官	欠勤
13.6.13	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.14	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.6.14	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.6.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.18	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
13.6.18	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.6.18	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.6.18	停職	部隊航空自衛官	無届兼業
13.6.18	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.18	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.6.18	戒告	部隊航空自衛官	行き過ぎた指導
13.6.19	免職	機関航空自衛官	公務外非行
13.6.19	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反幇助
13.6.21	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.6.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.21	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.21	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.22	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
13.6.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

13.6.22	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.6.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.22	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.6.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.25	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.6.25	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.25	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.25	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.6.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.26	減給	機関技官	交通事故
13.6.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.6.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.27	停職	機関航空自衛官	公務外非行
13.6.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.28	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.6.28	停職	機関技官	欠勤
13.6.28	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
13.6.28	減給	機関陸上自衛官	交通事故
13.6.28	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
13.6.28	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.6.29	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.6.29	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.6.29	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.6.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.29	減給	部隊海上自衛官	不正外出
13.6.29	減給	機関海上自衛官	交通法規違反
13.6.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.6.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.2	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.7.2	減給	部隊技官	交通法規違反
13.7.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.3	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.3	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.3	減給	部隊海上自衛官	欠勤
13.7.4	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.4	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.5	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.6	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.7.6	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
13.7.6	退校	施設等機関学生	公務外非行
13.7.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.9	戒告	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
13.7.9	戒告	部隊海上自衛官	不正外出
13.7.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.7.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.11	停職	部隊技官	欠勤
13.7.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.11	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害

13.7.11	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.7.11	減給	部隊航空自衛官	欠勤
13.7.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.12	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.13	減給	機関陸上自衛官	欠勤
13.7.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.13	戒告	機関陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.7.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.16	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.7.16	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.7.16	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.7.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.17	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.7.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.19	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.19	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.7.19	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
13.7.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.19	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.7.20	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.20	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.20	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.7.21	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.7.23	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.7.23	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.7.23	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.7.25	免職	機関航空自衛官	欠勤
13.7.25	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.7.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.25	減給	機関陸上自衛官	欠勤
13.7.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.25	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
13.7.25	戒告	機関技官	交通法規違反
13.7.25	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.7.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.26	停職	部隊航空自衛官	自衛隊物件の損壊等
13.7.26	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.26	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.7.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.27	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.7.27	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.7.27	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.7.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.27	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
13.7.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.30	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.7.30	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.7.30	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反

13.7.30	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.7.30	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.7.30	停職	部隊事務官	欠勤
13.7.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.7.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.30	減給	機関長	無届兼業
13.7.30	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.7.30	減給	機関陸上自衛官	無届兼業
13.7.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.30	減給	機関副長	無届兼業
13.7.30	減給	機関部長	無届兼業
13.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.7.31	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.7.31	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.7.31	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
13.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	失火
13.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.7.31	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.1	停職	機関海上自衛官	不正外出
13.8.1	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.1	減給	機関海上自衛官	不正外出
13.8.1	減給	機関海上自衛官	不正外出
13.8.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.3	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.8.3	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.8.3	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.5	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.8.6	停職	機関事務官	公務外非行
13.8.6	停職	部隊陸上自衛官	官物不法領得
13.8.6	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.8.6	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.8.6	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.8.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.7	減給	部隊海上自衛官	報告怠慢
13.8.7	減給	部隊科長	報告怠慢
13.8.7	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.8.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.8	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.8.8	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.8.8	減給	部隊長	欠勤
13.8.9	停職	部隊陸上自衛官	交通事故
13.8.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.8.9	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.8.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.9	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
13.8.9	減給	機関事務官	公務外非行
13.8.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.9	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.9	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
13.8.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.9	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.10	免職	部隊事務官	欠勤
13.8.10	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.10	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反

13.8.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.10	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.13	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.8.16	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.19	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.20	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.21	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.24	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.24	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
13.8.24	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
13.8.27	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.27	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.27	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.8.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.28	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.8.28	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.8.28	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.28	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.8.28	戒告	部隊陸上自衛官	部下の非行の監督責任
13.8.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.28	戒告	機関技官	服装違反
13.8.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.29	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.8.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.29	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.8.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.29	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
13.8.29	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.8.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.8.30	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.8.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.8.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.31	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.8.31	停職	部隊海上自衛官	横領
13.8.31	停職	部隊航空自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.8.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.8.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.3	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.9.3	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.9.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

13.9.3	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.3	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.3	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.9.4	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.9.4	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.9.4	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.4	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.9.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.5	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.9.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.5	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.9.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.9.6	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.9.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.6	減給	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
13.9.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.6	停学	施設等機関学生	交通法規違反
13.9.7	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.9.7	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.9.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.7	減給	部隊科長	公務外非行
13.9.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.8	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.9.8	減給	部隊海上自衛官	欠勤
13.9.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.10	停職	機関事務官	公務外非行
13.9.11	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.9.12	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.12	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.13	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.9.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.13	戒告	機関事務官	交通法規違反
13.9.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.14	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
13.9.17	免職	部隊航空自衛官	官物不法領得
13.9.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.17	戒告	部隊航空自衛官	職務上の注意義務違反
13.9.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.18	減給	機関陸上自衛官	交通事故
13.9.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.19	停職	機関航空自衛官	公務外非行
13.9.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.20	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.20	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

13.9.20	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.9.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.21	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.9.21	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.9.21	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.9.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.9.21	停職	機関海上自衛官	特別勤務上の違反
13.9.21	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.9.21	減給	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
13.9.21	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.9.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.9.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.25	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
13.9.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.25	減給	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.9.25	減給	部隊海上自衛官	公金不法領得
13.9.25	減給	部隊航空自衛官	欠勤
13.9.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.9.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.26	戒告	部隊事務官	交通法規違反
13.9.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.27	減給	機関陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.9.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.9.28	免職	機関航空自衛官	公務外非行
13.9.28	免職	機関航空自衛官	公務外非行
13.9.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.28	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.9.28	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.9.28	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.9.28	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.9.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.9.28	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.9.28	戒告	機関陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.10.1	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.10.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.1	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.1	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.2	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.3	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.4	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行

13.10.4	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.10.5	免職	機関航空自衛官	公務外非行
13.10.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.5	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.10.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.5	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.10.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.9	減給	機関陸上自衛官	不正外出
13.10.9	減給	機関陸上自衛官	不正外出
13.10.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.9	停学	施設等機関学生	所在不明
13.10.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.10	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.10.10	戒告	機関海上自衛官	不正外出
13.10.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.11	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.10.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.12	免職	機関陸上自衛官	欠勤
13.10.12	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.12	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.10.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.12	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.12	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
13.10.12	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
13.10.13	免職	部隊事務官	欠勤
13.10.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.15	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.10.15	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.10.15	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.10.15	停職	機関事務官	セクシュアル・ハラスメント
13.10.15	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.10.15	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.10.15	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
13.10.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.16	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.16	戒告	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
13.10.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.16	戒告	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
13.10.17	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.10.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.17	戒告	部隊陸上自衛官	秘密保全に関する違反
13.10.17	停学	施設等機関学生	所在不明
13.10.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.19	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.19	減給	部隊技官	交通事故
13.10.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.19	戒告	部隊技官	交通法規違反

13.10.20	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.22	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.22	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.10.22	停職	機関航空自衛官	欠勤
13.10.22	減給	機関技官	欠勤
13.10.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.22	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
13.10.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.22	戒告	機関課長	交通法規違反
13.10.23	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.10.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.23	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.23	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
13.10.24	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.10.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.10.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.26	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.10.26	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.27	免職	部隊航空自衛官	欠勤
13.10.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.29	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.10.29	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.10.29	停職	機関事務官	欠勤
13.10.30	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.10.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.10.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.10.30	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
13.10.31	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.10.31	戒告	部隊海上自衛官	不正外出
13.11.1	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.2	戒告	機関技官	交通法規違反
13.11.5	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.11.5	減給	機関航空自衛官	欠勤
13.11.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.6	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.7	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.7	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.11.7	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.11.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.8	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

13.11.8	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.8	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.9	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.9	停職	機関部長	無届兼業
13.11.9	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.9	減給	機関事務官	交通法規違反
13.11.9	減給	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
13.11.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.9	戒告	機関長	職務上の注意義務違反
13.11.12	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.11.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.12	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.12	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
13.11.13	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.11.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.13	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
13.11.14	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.11.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.14	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.14	減給	機関陸上自衛官	欠勤
13.11.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.15	免職	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.15	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.11.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.16	停職	特別の機関事務官	欠勤
13.11.16	停職	部隊技官	欠勤
13.11.16	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.16	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.17	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.19	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
13.11.19	戒告	機関海上自衛官	特別勤務上の違反
13.11.19	戒告	部隊海上自衛官	秘密保全に関する違反
13.11.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.20	免職	機関海上自衛官	欠勤
13.11.20	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
13.11.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.20	戒告	機関技官	交通法規違反
13.11.21	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.11.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
13.11.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
13.11.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.22	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.11.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.22	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.22	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

13.11.22	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
13.11.22	戒告	機関陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.11.22	戒告	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
13.11.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.23	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.26	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.11.26	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.26	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
13.11.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.11.27	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.28	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.11.28	戒告	部隊航空自衛官	欠勤
13.11.29	停職	特別の機関航空自衛官	交通法規違反
13.11.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.11.30	停職	機関海上自衛官	欠勤
13.11.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.30	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.11.30	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
13.11.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.11.30	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
13.11.30	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
13.12.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.3	停職	機関陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
13.12.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.3	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.3	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.12.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.12.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.12.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.12.3	戒告	部隊事務官	交通法規違反
13.12.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.6	停職	機関技官	交通法規違反
13.12.6	停職	部隊海上自衛官	欠勤
13.12.6	停職	機関事務官	欠勤
13.12.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.7	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.7	減給	部隊技官	交通法規違反
13.12.10	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.12.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.12.10	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
13.12.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.11	免職	部隊航空自衛官	横領
13.12.11	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
13.12.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
13.12.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.12.11	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
13.12.12	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
13.12.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
13.12.13	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.13	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.13	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反

13.12.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.14	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.12.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
13.12.16	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.18	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
13.12.19	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.12.19	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.19	停学	施設等機関学生	セクシュアル・ハラスメント
13.12.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.20	停職	機関航空自衛官	欠勤
13.12.20	停職	部隊航空自衛官	欠勤
13.12.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.12.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.21	停職	機関陸上自衛官	特別勤務上の違反
13.12.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.25	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.12.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
13.12.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
13.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.25	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.26	免職	部隊航空自衛官	特別勤務上の違反
13.12.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
13.12.27	免職	部隊海上自衛官	欠勤
13.12.27	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
13.12.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.28	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
13.12.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.1.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.8	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.1.9	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
14.1.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.9	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.1.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.1.15	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.1.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.1.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.16	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.1.16	減給	機関陸上自衛官	交通事故
14.1.16	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.1.17	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
14.1.18	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.1.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反

14.1.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.1.18	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.1.18	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.1.20	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.1.21	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.1.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.21	減給	機関陸上自衛官	交通事故
14.1.21	戒告	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.1.21	戒告	部隊海上自衛官	欠勤
14.1.21	退校	施設等機関学生	所在不明
14.1.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.23	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.1.23	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
14.1.23	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.1.24	免職	機関陸上自衛官	横領
14.1.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.1.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.1.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.1.25	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.1.25	戒告	部隊長	報告怠慢
14.1.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.26	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.1.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.1.28	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行、交通法規違反
14.1.28	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.1.28	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.1.28	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.1.28	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.1.28	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.1.28	戒告	機関航空自衛官	交通法規違反
14.1.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.1.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
14.1.30	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.1.30	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.1.31	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.1.31	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.1.31	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.1.31	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.1.31	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.1.31	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.1.31	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
14.1.31	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.2.1	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.2.1	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.2.4	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.2.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.2.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.2.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.4	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.4	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
14.2.4	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.2.5	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.2.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.5	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.2.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.5	戒告	部隊事務官	交通法規違反
14.2.6	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.2.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

14.2.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.6	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.6	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.2.7	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.2.7	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.2.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.7	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.2.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.8	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
14.2.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.12	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.2.12	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.2.12	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.2.13	停職	機関海上自衛官	公務外非行
14.2.13	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.2.13	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.2.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.14	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.2.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.15	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.2.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.15	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反幇助
14.2.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.2.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.18	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.2.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.19	減給	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.2.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.21	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.2.21	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.21	戒告	部隊航空自衛官	交通事故
14.2.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.2.22	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.22	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.2.22	戒告	機関事務官	セクシュアル・ハラスメント
14.2.22	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.2.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.25	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.2.25	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.2.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.26	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.26	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.2.26	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.27	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.2.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.2.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.2.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.2.27	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.2.27	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.2.27	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.2.27	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.2.27	戒告	機関海上自衛官	欠勤
14.2.27	戒告	部隊海上自衛官	欠勤

14.2.28	免職	部隊海上自衛官	官物不法領得
14.3.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.3.1	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.3.1	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.3.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.1	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.3.1	戒告	部隊航空自衛官	秘密保全に関する違反
14.3.1	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.3.4	免職	部隊海上自衛官	横領
14.3.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.4	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.3.4	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.3.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.5	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.3.5	戒告	機関海上自衛官	行き過ぎた指導
14.3.5	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.6	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.6	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.7	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.3.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.7	停職	機関海上自衛官	欠勤
14.3.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.3.7	減給	部隊陸上自衛官	調達経理取扱違反
14.3.7	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.7	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.3.7	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.3.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.8	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.11	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.3.11	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.3.12	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.3.12	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.3.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.12	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.13	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
14.3.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.13	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.3.13	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.3.14	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.14	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.3.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.14	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.14	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.3.15	免職	部隊陸上自衛官	横領
14.3.15	停職	機関事務官	公務外非行
14.3.15	停職	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.3.15	減給	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.3.15	減給	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.3.15	減給	特別の機関技官	交通法規違反
14.3.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.15	戒告	機関陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
14.3.15	戒告	特別の機関課長	秘密保全に関する違反
14.3.18	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.3.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.3.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.18	減給	機関海上自衛官	欠勤

14.3.18	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.3.18	戒告	施設等機関学生	公務外非行
14.3.18	戒告	施設等機関学生	勤務学生の勤務上の違反
14.3.18	戒告	施設等機関学生	勤務学生の勤務上の違反
14.3.18	戒告	施設等機関学生	勤務学生の勤務上の違反
14.3.18	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.3.18	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.3.18	停学	施設等機関学生	所在不明
14.3.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.19	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.3.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.19	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.3.19	停職	部隊科長	帰隊時限遅延
14.3.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.19	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.3.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.3.19	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.20	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.3.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.20	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.3.20	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.3.20	減給	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
14.3.20	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.22	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.3.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.3.25	免職	機関事務官	欠勤
14.3.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.3.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.25	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.3.27	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.3.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.3.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.3.27	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.3.27	停職	部隊事務官	公務外非行
14.3.28	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.28	減給	機関航空自衛官	交通法規違反
14.3.29	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.3.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.3.29	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.3.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.3.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.1	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.4.1	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.3	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.3	戒告	施設等機関学生	公務外非行
14.4.4	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.5	減給	機関海上自衛官	公務外非行
14.4.5	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.8	減給	機関陸上自衛官	公務外非行
14.4.9	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.4.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.10	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.11	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.4.12	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.12	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.4.12	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.4.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行

14.4.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.15	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.4.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.16	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.4.16	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.4.16	減給	機関海上自衛官	欠勤
14.4.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.4.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.18	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.4.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.18	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.18	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
14.4.19	停職	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.4.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.21	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.4.22	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.22	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.22	停職	部隊科長	欠勤
14.4.23	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.4.23	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.24	停職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
14.4.24	減給	機関技官	交通事故
14.4.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.4.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.25	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.25	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.4.25	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.26	免職	機関技官	欠勤
14.4.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.26	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.4.26	停職	部隊陸上自衛官	公金不法領得
14.4.26	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.4.26	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.4.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.4.26	減給	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
14.4.28	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.4.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.4.30	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.1	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.2	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.3	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.7	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.5.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.5.7	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.5.8	停職	機関課長	交通法規違反
14.5.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.9	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.5.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.9	減給	部隊陸上自衛官	欠勤

14.5.9	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.9	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.5.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.5.10	減給	部隊事務官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
14.5.10	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.10	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.5.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.13	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.13	停職	特別の機関航空自衛官	無届兼業
14.5.13	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.5.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.14	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.14	戒告	部隊航空自衛官	欠勤
14.5.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.15	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.15	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.5.15	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.5.16	停職	部隊長	公務外非行
14.5.16	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.5.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.17	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.5.17	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.17	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.17	減給	部隊海上自衛官	行き過ぎた指導
14.5.17	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.5.17	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
14.5.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.5.20	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.20	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.5.20	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.20	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.5.20	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.5.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.5.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.21	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.5.22	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.23	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.5.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.24	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.24	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.24	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.5.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

14.5.27	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.27	戒告	機関陸上自衛官	報告怠慢
14.5.27	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.28	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.5.28	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.5.28	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.5.28	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.5.28	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.5.29	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.5.29	減給	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
14.5.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.5.29	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.30	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.5.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.5.31	停職	機関技官	欠勤
14.6.2	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.6.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.3	停職	部隊陸上自衛官	官物不法領得
14.6.3	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.6.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.3	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.6.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.3	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.3	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.6.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.6.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.4	戒告	機関陸上自衛官	公務外非行
14.6.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.5	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.6.6	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.6	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.6	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.7	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.6.7	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.6.7	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.6.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
14.6.7	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.6.7	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.6.7	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.6.7	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.6.7	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.6.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.10	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.10	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.10	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

14.6.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.10	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.6.11	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.11	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.6.11	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.6.11	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.6.11	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.11	戒告	部隊技官	交通法規違反
14.6.12	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.6.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.13	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.14	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.14	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.14	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.17	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.17	減給	部隊技官	交通法規違反
14.6.17	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.18	減給	機関陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.6.18	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.6.18	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.18	戒告	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
14.6.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.6.19	減給	部隊長	部下の非行の監督責任
14.6.19	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.19	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.6.19	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.6.19	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.6.19	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.6.19	戒告	部隊科長	職務上の注意義務違反
14.6.19	戒告	部隊技官	職務上の注意義務違反
14.6.19	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.20	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
14.6.20	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.6.20	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.6.20	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.6.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.21	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.6.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.6.21	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.6.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.25	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.6.25	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.6.25	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.6.26	戒告	部隊長	セクシュアル・ハラスメント
14.6.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.6.27	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.6.27	戒告	部隊航空自衛官	公務外非行
14.6.28	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.6.28	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
14.6.28	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.6.28	戒告	機関技官	交通事故

14.6.28	戒告	特別の機関室長	部下の非行の監督責任
14.6.28	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.7.1	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.1	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.1	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.7.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.1	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.7.1	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.7.1	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
14.7.2	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	部下の非行の監督責任
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.7.2	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.7.2	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.2	戒告	施設等機関学生	行き過ぎた指導
14.7.2	戒告	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.7.3	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.3	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.7.3	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
14.7.4	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.7.4	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.5	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.7.5	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.5	停職	機関海上自衛官	欠勤
14.7.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.7.5	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.5	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.7.5	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.5	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.5	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.7.5	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.7.5	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.7.8	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.8	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.7.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.9	戒告	機関技官	交通法規違反
14.7.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.10	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.11	停職	特別の機関海上自衛官	公務外非行
14.7.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.12	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.7.12	停職	部隊技官	交通法規違反
14.7.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.12	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.12	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.12	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.15	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.15	減給	機関海上自衛官	公務外非行
14.7.15	減給	機関海上自衛官	公務外非行
14.7.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.7.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反

14.7.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.16	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.16	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.17	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.17	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.7.17	戒告	部隊陸上自衛官	過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊
14.7.17	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.18	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.18	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.18	停職	部隊長	交通法規違反
14.7.18	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.7.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.18	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.7.18	減給	部隊航空自衛官	不正外出
14.7.18	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.7.19	減給	機関航空自衛官	職務中の過失傷害
14.7.19	戒告	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.19	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
14.7.22	停職	特別の機関陸上自衛官	公務外非行
14.7.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.22	減給	機関陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
14.7.23	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.7.23	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.7.23	停職	機関事務官	公務外非行
14.7.23	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.7.23	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.24	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.24	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.24	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.24	減給	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.24	減給	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.25	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.7.25	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.7.25	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.25	戒告	機関陸上自衛官	交通事故
14.7.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.26	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.7.26	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.7.26	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.7.26	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.7.26	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.7.26	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.30	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.30	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.30	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.7.30	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

14.7.30	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.7.30	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.30	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.30	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.7.30	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.30	停学	施設等機関学生	交通法規違反
14.7.31	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.7.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.31	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.7.31	減給	部隊海上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.7.31	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.7.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.1	停職	機関事務官	欠勤
14.8.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.1	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.2	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.8.2	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.2	戒告	機関技官	交通法規違反
14.8.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.8.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.5	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.8.5	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.5	停職	部隊事務官	職務上の注意義務違反
14.8.5	停職	機関海上自衛官	交通法規違反
14.8.5	停職	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
14.8.5	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.8.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.5	戒告	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
14.8.6	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.8.6	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.7	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.8.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.8	停職	機関技官	欠勤
14.8.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.8	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.8	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.8.8	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.8.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.8	減給	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
14.8.8	減給	部隊陸上自衛官	武器の損壊等
14.8.8	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.8.8	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.8.9	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.9	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.8.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反

14.8.9	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.9	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.9	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.9	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.8.9	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.8.9	減給	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.8.9	減給	機関事務官	公務外非行
14.8.9	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.9	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.8.11	減給	部隊海上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.8.12	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.8.12	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.8.13	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.13	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.13	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.8.15	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.19	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.8.19	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.8.19	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.8.19	減給	部隊科長	交通事故
14.8.19	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.20	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.21	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.8.22	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.8.22	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.8.22	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.23	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.23	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.23	減給	部隊副長	部下の非行の監督責任
14.8.23	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.23	減給	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.23	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.23	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.8.26	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.8.26	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.26	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.26	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.8.26	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.8.26	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.26	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.27	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.8.27	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.8.28	免職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.8.28	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.28	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.8.28	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.29	停職	部隊陸上自衛官	官物不法領得

14.8.29	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.8.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.29	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.8.29	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.8.30	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.8.30	減給	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
14.8.31	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.8.31	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.2	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.2	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.9.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.2	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.9.2	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.2	停職	機関航空自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.9.2	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.2	減給	部隊海上自衛官	不正外出
14.9.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.9.2	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.9.3	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.9.4	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.4	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.9.4	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.9.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.5	停職	部隊陸上自衛官	自衛隊車両の運行に関する違反
14.9.5	停職	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.9.5	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.9.5	減給	機関事務官	交通事故
14.9.5	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.5	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.9.5	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.9.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.5	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.9.6	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.9.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.6	減給	部隊副長	交通法規違反
14.9.6	減給	部隊長	職務上の注意義務違反
14.9.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.9	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.10	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.10	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.10	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.10	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.11	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.12	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.9.13	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.13	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.9.13	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.14	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.16	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.9.17	停職	機関技官	交通法規違反
14.9.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.17	減給	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.9.17	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.9.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.19	減給	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.9.19	戒告	部隊海上自衛官	欠勤

14.9.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.20	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.20	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.9.23	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.9.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.24	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.9.24	戒告	部隊陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.9.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.25	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.25	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.25	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.9.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.25	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.26	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.26	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.27	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.9.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.28	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.9.29	停職	部隊技官	上官等に対する反抗不服従
14.9.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.30	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.9.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.30	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.9.30	停職	機関陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.9.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.9.30	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.9.30	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.9.30	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.9.30	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.9.30	減給	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.10.1	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.1	停職	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.10.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.1	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.1	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.10.1	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.1	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.10.2	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.2	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.2	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.2	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.2	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行

14.10.2	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.10.3	免職	部隊航空自衛官	欠勤
14.10.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.3	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.10.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.3	減給	部隊陸上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.10.3	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.10.3	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.4	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.4	減給	部隊陸上自衛官	不正外出
14.10.4	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.4	戒告	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.7	停職	機関陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.10.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.7	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.7	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.7	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.7	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.7	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.8	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.8	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.8	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.8	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.9	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.10	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.10	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.10	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.11	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.11	減給	機関陸上自衛官	欠勤
14.10.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.11	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.15	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.10.15	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.15	停職	部隊技官	交通法規違反
14.10.15	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.10.15	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.15	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.15	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.15	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.10.15	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
14.10.15	戒告	施設等機関学生	欠課
14.10.15	戒告	施設等機関学生	欠課
14.10.16	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.16	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.16	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.10.16	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.10.16	戒告	機関陸上自衛官	交通事故
14.10.16	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.10.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.17	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.17	減給	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.10.17	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤

14.10.18	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.18	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.18	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.10.18	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反幇助
14.10.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.18	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.10.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.18	戒告	機関海上自衛官	交通法規違反
14.10.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.21	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.10.21	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.10.21	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.21	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.21	減給	機関陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
14.10.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.21	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.21	戒告	特別の機関室長	秘密保全に関する違反
14.10.22	停職	機関技官	上官等に対する反抗不服従
14.10.22	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.22	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.22	減給	機関陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
14.10.22	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.22	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.23	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.23	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.10.23	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.23	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.24	免職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.10.24	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.10.24	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.24	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.24	停職	特別の機関海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.10.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.25	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.10.25	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.25	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.25	戒告	部隊陸上自衛官	帰隊時限遅延
14.10.27	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.10.28	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.10.28	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.28	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.28	停職	機関航空自衛官	公務外非行
14.10.28	戒告	部隊技官	公務外非行
14.10.29	停職	機関陸上自衛官	報告怠慢
14.10.29	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.29	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.10.29	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.10.29	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.29	減給	部隊陸上自衛官	報告怠慢
14.10.29	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.10.30	戒告	機関技官	交通法規違反
14.10.30	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
14.10.31	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.31	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行

14.10.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.31	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.31	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.10.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.10.31	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.1	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.1	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.1	減給	部隊長	公務外非行
14.11.1	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.1	減給	部隊技官	交通法規違反
14.11.1	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.1	戒告	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.5	停職	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.11.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.5	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.11.5	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
14.11.5	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
14.11.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.5	戒告	部隊陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.11.6	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.6	停職	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
14.11.6	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.6	停学	施設等機関学生	所在不明
14.11.6	停学	施設等機関学生	試験に関する不正
14.11.7	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.7	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.8	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.8	免職	機関航空自衛官	公務外非行
14.11.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.8	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.8	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.11	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.11.11	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.11	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.11	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.11.11	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.11.11	減給	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.11.11	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.11	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.11.12	免職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.11.12	停職	機関陸上自衛官	不正外出
14.11.12	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.12	減給	特別の機関航空自衛官	公務外非行
14.11.12	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.11.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.14	停職	部隊事務官	公務外非行
14.11.14	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.14	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.14	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.11.14	停職	部隊海上自衛官	交通法規違反幇助
14.11.14	停職	機関航空自衛官	交通法規違反
14.11.14	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.14	戒告	機関技官	交通事故
14.11.15	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.15	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行

14.11.15	停職	部隊科長	特別勤務上の違反
14.11.15	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.11.15	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.15	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.15	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.11.18	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.18	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.18	停職	部隊陸上自衛官	セクシュアル・ハラスメント
14.11.18	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.11.18	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.18	減給	機関陸上自衛官	欠勤
14.11.18	減給	部隊長	行き過ぎた指導
14.11.18	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.19	停職	機関陸上自衛官	公務外非行
14.11.19	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.19	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.20	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.11.20	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.11.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.20	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.20	停学	施設等機関学生	公務外非行
14.11.21	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.21	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.21	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.21	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.11.22	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.22	減給	部隊陸上自衛官	交通事故
14.11.22	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
14.11.25	減給	部隊海上自衛官	欠勤
14.11.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.26	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.26	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.11.26	減給	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.11.26	減給	機関海上自衛官	欠勤
14.11.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.26	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.11.27	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.11.27	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.27	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.11.27	減給	部隊航空自衛官	公務外非行
14.11.27	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.11.28	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.11.28	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.11.28	戒告	施設等機関学生	交通法規違反
14.11.29	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.11.29	減給	部隊海上自衛官	公務外非行
14.11.29	戒告	機関陸上自衛官	職務中の過失傷害
14.11.30	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.1	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.12.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.2	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.2	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.2	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.12.2	停職	部隊陸上自衛官	無届兼業
14.12.2	停職	部隊海上自衛官	上官等に対する反抗不服従
14.12.2	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反

14.12.2	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.12.3	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.12.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.3	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.3	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.3	停職	機関陸上自衛官	行き過ぎた指導
14.12.3	停職	機関陸上自衛官	欠勤
14.12.3	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.12.3	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.12.3	戒告	部隊航空自衛官	交通法規違反
14.12.4	免職	機関海上自衛官	公務外非行
14.12.4	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.5	免職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.5	停職	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.12.5	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.12.5	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
14.12.5	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.5	戒告	部隊海上自衛官	職務上の注意義務違反
14.12.5	戒告	機関海上自衛官	公務外非行
14.12.6	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.6	停職	部隊海上自衛官	帰隊時限遅延
14.12.6	減給	機関陸上自衛官	欠勤
14.12.6	減給	部隊航空自衛官	欠勤
14.12.9	免職	機関海上自衛官	欠勤
14.12.9	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.9	停職	部隊海上自衛官	公務外非行
14.12.9	停職	部隊航空自衛官	欠勤
14.12.9	停職	特別の機関航空自衛官	欠勤
14.12.9	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.12.10	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.10	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.12.11	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.11	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.12.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.11	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.11	減給	部隊航空自衛官	交通事故
14.12.11	戒告	特別の機関陸上自衛官	交通法規違反
14.12.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.12	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.12	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
14.12.12	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.13	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.13	免職	機関陸上自衛官	特別勤務上の違反
14.12.13	免職	部隊海上自衛官	欠勤
14.12.13	停職	部隊海上自衛官	欠勤
14.12.13	減給	部隊長	報告怠慢
14.12.13	戒告	機関陸上自衛官	失火
14.12.13	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
14.12.13	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.12.13	戒告	部隊陸上自衛官	職務上の注意義務違反
14.12.13	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
14.12.13	戒告	機関陸上自衛官	交通法規違反
14.12.16	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.16	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
14.12.16	停職	部隊海上自衛官	試験に関する不正
14.12.16	減給	部隊海上自衛官	交通法規違反
14.12.16	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.12.16	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
14.12.17	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
14.12.17	停職	部隊海上自衛官	公務外非行

	14.12.18	免職	機関航空自衛官	公務外非行
	14.12.18	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.18	戒告	部隊陸上自衛官	自衛隊物件の損壊等
	14.12.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
	14.12.18	戒告	部隊海上自衛官	交通法規違反
	14.12.18	停学	施設等機関学生	公務外非行、校内秩序ぴん乱
	14.12.19	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.19	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
	14.12.19	停職	部隊陸上自衛官	欠勤
	14.12.19	停職	部隊技官	欠勤
	14.12.19	停職	機関海上自衛官	公務外非行
	14.12.19	停職	部隊航空自衛官	交通法規違反
	14.12.19	減給	部隊陸上自衛官	欠勤
	14.12.19	戒告	部隊技官	公務外非行
	14.12.19	戒告	部隊部長	公務外非行
	14.12.19	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
	14.12.20	免職	部隊海上自衛官	欠勤
	14.12.20	免職	部隊航空自衛官	公務外非行
	14.12.20	停職	機関陸上自衛官	官物不法領得
	14.12.20	停職	部隊海上自衛官	特別勤務上の違反
	14.12.20	停職	機関技官	欠勤
	14.12.20	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
	14.12.20	戒告	部隊海上自衛官	行き過ぎた指導
	14.12.20	戒告	施設等機関学生	公務外非行
	14.12.20	戒告	施設等機関学生	公務外非行
	14.12.21	停職	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.21	戒告	部隊海上自衛官	公務外非行
	14.12.24	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
	14.12.24	免職	部隊海上自衛官	欠勤
	14.12.24	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	14.12.24	停職	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
	14.12.24	停職	部隊航空自衛官	公務外非行
	14.12.24	戒告	部隊陸上自衛官	行き過ぎた指導
	14.12.24	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.25	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
	14.12.25	免職	部隊海上自衛官	欠勤
	14.12.25	停職	部隊陸上自衛官	不正外出
	14.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通事故
	14.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.25	戒告	部隊陸上自衛官	不正外出
	14.12.26	免職	部隊陸上自衛官	欠勤
	14.12.26	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	14.12.26	停職	部隊航空自衛官	欠勤
	14.12.26	減給	部隊陸上自衛官	交通法規違反
	14.12.27	免職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	14.12.27	停職	部隊陸上自衛官	公務外非行
	14.12.27	戒告	部隊陸上自衛官	交通法規違反
防衛施設庁	12.6.13	戒告	地方機関専門官	欠勤
	13.1.19	減給	本庁技官	欠勤
	13.6.26	減給	地方機関係長	欠勤
	13.7.12	減給	本庁専門官	公務外非行
	13.7.12	戒告	本庁課長補佐	公務外非行
	14.3.28	減給	地方機関係長	欠勤
	14.6.5	停職	地方機関技官	交通法規違反
金融庁	13.8.10	減給	本庁係長	公務外非行
総務省	10.10.16	減給	本省係長	公務外非行
	11.6.9	戒告	施設等機関係長	勤務態度不良
	12.10.3	減給	施設等機関係員	欠勤
	13.5.28	停職	地方機関係員	公務外非行
	13.7.5	戒告	地方機関係長	部下の非行の監督責任
	13.7.5	戒告	地方機関係長	部下の非行の監督責任

	13.8.24	減給	本省係長	公務外非行
	14.6.10	戒告	施設等機関係員	勤務態度不良
公正取引委員会	12.3.31	戒告	本局課長補佐	職務専念義務違反
	14.5.14	戒告	地方機関係長	許認可業務の不適正処理
	14.12.19	減給	地方機関課長	手当の不正受給
郵政事業庁	10.1.5	停職	郵便局事務官	公金の横領
	10.1.8	減給	郵便局主任	欠勤
	10.1.9	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
	10.1.12	戒告	郵便局上席課長代理	欠勤
	10.1.13	停職	特定郵便局長	公金の不適正処理
	10.1.14	減給	郵便局課長	非行の黙認
	10.1.14	減給	郵便局総務主任	手当の不正受給
	10.1.14	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
	10.1.14	戒告	郵便局課長代理	一般事務の不適正処理
	10.1.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	10.1.26	減給	郵便局主任	交通法規違反
	10.1.26	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
	10.1.26	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
	10.1.27	減給	郵便局主任	欠勤
	10.1.27	戒告	郵便局主任	遅刻
	10.1.28	戒告	郵便局主任	公務外非行
	10.1.28	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
	10.1.29	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
	10.1.30	戒告	郵便局主任	欠勤
	10.2.2	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
	10.2.5	減給	郵便局主任	欠勤
	10.2.9	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
	10.2.9	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
	10.2.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	10.2.12	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
	10.2.17	減給	郵便局事務官	遅刻
	10.2.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	10.2.19	減給	郵便局課長	交通事故
	10.2.20	減給	郵便局事務官	欠勤
	10.2.20	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
	10.2.23	減給	特定郵便局長	公務外非行
	10.2.24	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
	10.2.25	戒告	郵便局課長	公務外非行
	10.2.26	戒告	郵便局主任	休暇の虚偽申請
	10.2.27	停職	郵便局事務官	公務外非行
	10.2.27	戒告	郵便局局長代理	郵便業務の不適正処理
	10.2.27	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
	10.3.2	停職	郵便局総務主任	公務外非行
	10.3.2	減給	郵便局主任	公務外非行
	10.3.2	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	10.3.2	戒告	郵便局主任	交通法規違反
	10.3.3	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
	10.3.4	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
	10.3.6	減給	郵便局課長代理	公務外非行
	10.3.6	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	10.3.6	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	10.3.9	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
	10.3.10	戒告	郵便局事務官	遅刻
	10.3.11	減給	郵便局主任	交通事故
	10.3.13	戒告	郵便局総務主任	交通法規違反
	10.3.17	減給	郵便局事務官	欠勤
	10.3.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	10.3.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	10.3.19	減給	郵便局事務官	遅刻
	10.3.20	戒告	郵便局課長	公務外非行
	10.3.20	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
	10.3.23	戒告	郵便局事務官	遅刻
	10.3.24	減給	郵便局課長	一般事務の不適正処理

10.3.25	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.3.25	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.3.26	減給	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
10.3.26	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.3.26	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
10.3.26	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.3.26	減給	郵便局事務官	欠勤
10.3.26	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
10.3.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.3.26	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.3.26	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.3.27	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.3.27	減給	郵便局主任	交通法規違反
10.3.27	戒告	地方機関係員	一般事務の不適正処理
10.3.27	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.3.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.3.27	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.3.30	減給	郵便局総務主任	欠勤
10.3.30	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.3.31	停職	郵便局事務官	勤務態度不良
10.3.31	減給	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
10.3.31	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.3.31	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.3.31	減給	郵便局主任	欠勤
10.3.31	減給	郵便局事務官	交通事故
10.3.31	戒告	郵便局主任	欠勤
10.3.31	戒告	郵便局主任	交通事故
10.3.31	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.4.1	減給	郵便局副局長	公金の不適正処理
10.4.3	減給	特定郵便局長	手当の不正受給
10.4.3	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.4.6	戒告	郵便局主任	遅刻
10.4.8	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
10.4.8	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.4.9	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.4.10	停職	郵便局課長代理	公金の不適正処理
10.4.10	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.4.15	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.4.22	停職	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
10.4.27	減給	郵便局事務官	欠勤
10.4.28	停職	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
10.5.1	停職	郵便局主任	公務外非行
10.5.7	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.5.7	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.5.8	停職	郵便局事務官	欠勤
10.5.11	減給	郵便局主任	遅刻
10.5.12	停職	郵便局事務官	公務外非行
10.5.15	戒告	郵便局主任	官物破損
10.5.21	停職	特定郵便局長	非行の隠ぺい
10.5.22	減給	郵便局事務官	遅刻
10.5.22	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
10.5.25	戒告	郵便局総務主任	欠勤
10.5.26	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.5.26	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
10.5.27	戒告	地方機関係員	公務外非行
10.5.29	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.6.2	減給	郵便局主任	交通事故
10.6.3	減給	郵便局事務官	交通事故
10.6.3	減給	郵便局事務官	交通法規違反
10.6.4	減給	郵便局主任	欠勤
10.6.4	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.6.4	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.6.4	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任

10.6.4	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.6.5	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.6.5	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.6.5	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.6.5	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.6.8	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.6.9	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
10.6.11	減給	地方機関係員	欠勤
10.6.12	停職	郵便局主任	公務外非行
10.6.12	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.6.15	戒告	地方機関課長代理	部下の非行の監督責任
10.6.15	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.6.16	減給	特定郵便局長	手当の不正受給
10.6.16	戒告	郵便局主任	公務外非行
10.6.17	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.6.17	減給	郵便局事務官	遅刻
10.6.17	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.6.17	戒告	特定郵便局長	官物の盗難
10.6.18	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
10.6.18	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.6.18	戒告	郵便局課長代理	勤務態度不良
10.6.18	戒告	郵便局課長代理	勤務態度不良
10.6.18	戒告	郵便局課長代理	勤務態度不良
10.6.19	停職	郵便局上席課長代理	公務外非行
10.6.19	減給	郵便局主任	交通法規違反
10.6.19	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.6.19	戒告	地方機関監察官補	保険業務の不適正処理
10.6.19	戒告	郵便局課長代理	欠勤
10.6.19	戒告	郵便局課長代理	勤務態度不良
10.6.20	戒告	郵便局事務官	公務外非行
10.6.22	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.6.22	戒告	地方機関課長	勤務態度不良
10.6.22	戒告	施設等機関機関係員	公務外非行
10.6.22	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.6.22	戒告	郵便局課長	報告怠慢
10.6.22	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.6.22	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
10.6.22	戒告	郵便局総務主任	郵便物の紛失
10.6.23	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.6.23	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
10.6.24	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
10.6.24	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.6.24	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.6.25	停職	本省係員	公務外非行
10.6.25	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.6.26	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.6.29	停職	特定郵便局長	公金の不適正処理
10.6.29	減給	郵便局事務官	欠勤
10.6.30	減給	郵便局主任	公務外非行
10.6.30	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.7.1	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.7.1	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.7.3	停職	郵便局主任	公務外非行
10.7.3	減給	郵便局短時間職員	職場内秩序びん乱
10.7.3	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.7.6	戒告	郵便局総務主任	郵便物の紛失
10.7.6	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.7.7	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.7.7	戒告	郵便局主任	欠勤
10.7.7	戒告	郵便局主任	公務外非行
10.7.8	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
10.7.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.7.10	戒告	郵便局事務官	交通法規違反

10.7.14	減給	郵便局事務官	欠勤
10.7.16	減給	郵便局主任	欠勤
10.7.16	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
10.7.16	戒告	郵便局副局長	非行の黙認
10.7.17	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
10.7.17	減給	郵便局副課長	官物破損
10.7.17	戒告	地方機関係員	公務外非行
10.7.17	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
10.7.17	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
10.7.17	戒告	郵便局局長代理	公金の不適正処理
10.7.17	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.7.21	停職	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
10.7.21	減給	郵便局総務主任	欠勤
10.7.21	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.7.21	減給	郵便局事務官	欠勤
10.7.21	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
10.7.23	停職	本省係員	公務外非行
10.7.23	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.7.27	減給	特定郵便局長	交通法規違反
10.7.27	戒告	郵便局主任	欠勤
10.7.28	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.7.29	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.7.29	戒告	郵便局主任	欠勤
10.7.30	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.7.31	停職	地方機関主任監察官	セクシュアル・ハラスメント
10.8.3	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.8.6	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局上席課長代理	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.8.7	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.8.7	減給	郵便局事務官	遅刻
10.8.7	減給	郵便局事務官	遅刻
10.8.10	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
10.8.11	減給	郵便局主任	欠勤
10.8.11	減給	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
10.8.11	減給	郵便局事務官	交通事故
10.8.11	戒告	郵便局総務主任	交通法規違反
10.8.11	戒告	郵便局主任	欠勤
10.8.12	減給	郵便局主任	遅刻
10.8.20	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.8.20	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.8.21	減給	郵便局主任	欠勤
10.8.27	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.8.27	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.8.27	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.8.27	減給	郵便局主任	欠勤
10.8.28	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.8.31	停職	郵便局総務主任	勤務態度不良
10.8.31	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
10.8.31	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.8.31	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.8.31	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
10.9.1	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
10.9.3	減給	郵便局事務官	公務外非行
10.9.4	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
10.9.7	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.9.9	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
10.9.11	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.9.11	減給	郵便局主任	勤務態度不良

10.9.14	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
10.9.14	減給	郵便局事務官	欠勤
10.9.16	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.9.16	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.9.16	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.9.16	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.9.18	減給	郵便局総務主任	公務外非行
10.9.18	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.9.18	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
10.9.22	減給	地方機関係員	欠勤
10.9.22	減給	郵便局総務主任	公金の不適正処理
10.9.24	戒告	郵便局主任	無届兼業
10.9.25	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
10.9.25	戒告	郵便局課長代理	職場内秩序びん乱
10.9.25	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.9.28	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
10.9.28	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.9.28	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.9.29	停職	郵便局総務主任	公務外非行
10.9.29	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
10.9.29	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.10.1	減給	郵便局総務主任	欠勤
10.10.2	戒告	郵便局課長	欠勤
10.10.6	減給	郵便局主任	手当の不正受給
10.10.7	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.10.9	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.10.9	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.10.9	戒告	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
10.10.9	戒告	郵便局主任	欠勤
10.10.9	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.10.9	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.10.13	減給	郵便局主任	公務外非行
10.10.13	減給	郵便局事務官	遅刻
10.10.13	戒告	特定郵便局長	官物の不適正処理
10.10.13	戒告	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
10.10.13	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.10.15	停職	郵便局事務官	欠勤
10.10.15	減給	郵便局上席課長代理	交通事故
10.10.15	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.10.15	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.10.16	減給	郵便局主任	郵便物の紛失
10.10.16	戒告	郵便局主任	公務外非行
10.10.16	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.10.17	停職	郵便局総務主任	公務外非行
10.10.19	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.10.20	戒告	郵便局主任	欠勤
10.10.20	戒告	郵便局主任	欠勤
10.10.20	戒告	郵便局事務官	欠勤
10.10.20	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
10.10.21	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.10.21	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.10.22	減給	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
10.10.22	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.10.22	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.10.27	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
10.10.28	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.10.28	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.10.28	戒告	郵便局主任	遅刻
10.10.29	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.10.30	戒告	郵便局総務主任	遅刻
10.10.30	戒告	郵便局主任	遅刻
10.11.2	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.11.4	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理

10.11.4	戒告	郵便局事務官	交通事故
10.11.5	減給	特定郵便局長	休暇の虚偽申請
10.11.5	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.11.6	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.11.6	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.10	停職	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.11.10	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.11.10	戒告	郵便局課長代理	一般事務の不適正処理
10.11.11	減給	地方機関主任監察官	交通事故
10.11.11	減給	郵便局主任	欠勤
10.11.12	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.11.12	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.11.13	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
10.11.13	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.13	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.11.16	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.16	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.11.16	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.11.16	減給	郵便局事務官	欠勤
10.11.16	減給	郵便局事務官	交通事故
10.11.16	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
10.11.17	減給	特定郵便局長	給与の不適正支出
10.11.17	減給	郵便局総務主任	欠勤
10.11.17	減給	郵便局事務官	遅刻
10.11.17	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
10.11.17	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.11.18	減給	郵便局主任	交通法規違反
10.11.18	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.11.19	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
10.11.19	減給	郵便局主任	公務外非行
10.11.19	戒告	郵便局主任	欠勤
10.11.20	減給	郵便局主任	遅刻
10.11.24	減給	地方機関主任	保険業務の不適正処理
10.11.24	減給	郵便局課長代理	公金の不適正処理
10.11.24	減給	郵便局課長代理	公務外非行
10.11.24	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.11.25	減給	郵便局主任	欠勤
10.11.25	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
10.11.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.26	減給	郵便局主任	勤務態度不良
10.11.26	減給	郵便局主任	交通法規違反
10.11.26	戒告	郵便局総務主任	欠勤
10.11.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.27	戒告	地方機関主任	官舎の失火
10.11.27	戒告	郵便局課長	手当の不正受給
10.11.27	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.11.27	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
10.11.27	戒告	郵便局事務官	交通事故
10.11.30	減給	郵便局主任	公務外非行
10.11.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.11.30	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.12.1	戒告	郵便局主任	交通事故
10.12.2	停職	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.12.4	減給	郵便局課長代理	交通法規違反
10.12.4	減給	郵便局事務官	遅刻
10.12.4	減給	郵便局事務官	交通法規違反
10.12.4	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
10.12.7	減給	郵便局局長代理	貯金業務の不適正処理
10.12.7	減給	郵便局主任	公務外非行
10.12.8	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.12.8	減給	郵便局主任	交通法規違反
10.12.8	減給	郵便局事務官	郵便物の紛失

10.12.8	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.12.9	減給	郵便局主任	無届兼業
10.12.9	減給	郵便局主任	欠勤
10.12.9	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.12.10	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
10.12.11	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.12.11	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.12.11	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.12.11	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.12.11	戒告	郵便局主任	交通事故
10.12.14	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
10.12.15	停職	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
10.12.15	停職	郵便局主任	公務外非行
10.12.16	減給	特定郵便局長	公務外非行
10.12.16	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.12.16	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.12.17	戒告	郵便局主任	遅刻
10.12.18	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.12.18	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.12.18	戒告	郵便局課長代理	一般事務の不適正処理
10.12.18	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
10.12.21	停職	郵便局主任	公務外非行
10.12.21	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
10.12.21	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.12.22	減給	地方機関主任	休暇の虚偽申請
10.12.22	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
10.12.22	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.12.24	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.12.24	減給	郵便局事務官	交通事故
10.12.24	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
10.12.25	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
10.12.25	減給	郵便局事務官	早退
10.12.25	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
10.12.25	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
10.12.25	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.12.25	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
10.12.25	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
10.12.25	戒告	郵便局主任	交通事故
10.12.25	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
10.12.25	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.12.26	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
10.12.28	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.12.28	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
10.12.28	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
10.12.28	戒告	郵便局主任	交通法規違反
10.12.28	戒告	郵便局事務官	遅刻
10.12.30	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.1.5	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.1.5	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.1.6	停職	郵便局事務官	欠勤
11.1.6	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
11.1.8	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.1.11	停職	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
11.1.11	戒告	郵便局課長代理	検査怠慢
11.1.14	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
11.1.18	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.1.18	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.1.18	戒告	郵便局事務官	欠勤
11.1.21	戒告	郵便局事務官	欠勤
11.1.21	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.1.22	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.1.26	減給	特定郵便局長	交通法規違反
11.1.27	減給	郵便局事務官	交通法規違反

11.1.28	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
11.1.29	減給	郵便局事務官	公務外非行
11.2.2	戒告	郵便局主任	遅刻
11.2.5	停職	郵便局総務主任	公務外非行
11.2.5	減給	郵便局主任	一般事務の不適正処理
11.2.5	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.2.8	減給	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
11.2.8	減給	郵便局事務官	交通法規違反
11.2.8	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.2.12	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.2.12	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.2.15	停職	郵便局主任	公金の横領
11.2.15	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
11.2.15	戒告	郵便局主任	公金の紛失
11.2.17	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.2.17	戒告	郵便局主任	欠勤
11.2.18	減給	特定郵便局長	非行の隠ぺい
11.2.18	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.2.18	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
11.2.18	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.2.19	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.2.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.2.22	減給	郵便局主任	交通事故
11.2.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.2.23	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.2.23	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
11.2.26	減給	郵便局事務官	公務外非行
11.3.1	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.3.2	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
11.3.3	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.3	減給	郵便局主任	欠勤
11.3.5	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.3.5	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
11.3.9	戒告	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
11.3.9	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.9	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.10	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.3.10	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.3.11	減給	郵便局主任	欠勤
11.3.11	減給	郵便局事務官	交通法規違反
11.3.11	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.3.12	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.3.12	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
11.3.15	減給	郵便局主任	交通法規違反
11.3.15	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.3.15	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.3.15	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
11.3.15	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
11.3.15	戒告	郵便局総務主任	官物破損
11.3.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.16	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
11.3.17	減給	郵便局課長代理	勤務態度不良
11.3.17	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
11.3.17	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
11.3.17	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
11.3.18	戒告	郵便局総務主任	欠勤
11.3.18	戒告	郵便局事務官	貯金業務の不適正処理
11.3.19	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
11.3.19	減給	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
11.3.19	減給	郵便局事務官	欠勤
11.3.19	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.19	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理

11.3.19	戒告	郵便局主任	交通法規違反
11.3.23	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
11.3.24	減給	地方機関監察官補	公金の不適正処理
11.3.24	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
11.3.24	戒告	郵便局事務官	早退
11.3.26	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.26	減給	郵便局主任	交通法規違反
11.3.26	戒告	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
11.3.26	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.3.29	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.29	減給	郵便局主任	公務外非行
11.3.29	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.3.30	減給	郵便局主任	公務外非行
11.3.30	減給	郵便局事務官	遅刻
11.3.30	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
11.3.31	減給	郵便局課長	手当の不正受給
11.3.31	減給	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
11.3.31	減給	郵便局主任	公務外非行
11.3.31	減給	郵便局事務官	公務外非行
11.3.31	戒告	地方機関課長補佐	部下の非行の監督責任
11.3.31	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
11.3.31	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
11.3.31	戒告	郵便局課長代理	官物の紛失
11.3.31	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
11.3.31	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.3.31	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.3.31	戒告	郵便局総務主任	官物の盗難
11.3.31	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
11.3.31	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.3.31	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.4.14	減給	郵便局事務官	交通事故
11.4.14	戒告	郵便局総務主任	一般事務の不適正処理
11.4.14	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.4.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.4.26	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.4.28	停職	郵便局主任	欠勤
11.4.28	減給	郵便局主任	公務外非行
11.4.28	減給	郵便局事務官	欠勤
11.5.6	戒告	郵便局上席課長代理	職場内秩序びん乱
11.5.7	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.5.12	減給	特定郵便局長	交通法規違反
11.5.13	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.5.13	戒告	郵便局事務官	部下の非行の監督責任
11.5.19	戒告	郵便局総務主任	欠勤
11.5.20	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.5.20	戒告	郵便局課長代理	一般事務の不適正処理
11.5.25	停職	郵便局主任	公務外非行
11.5.26	停職	郵便局総務主任	公金の不適正処理
11.5.26	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.5.26	戒告	郵便局課長代理	検査怠慢
11.5.26	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
11.5.28	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
11.5.31	戒告	郵便局事務官	欠勤
11.6.1	減給	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
11.6.2	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
11.6.3	減給	施設等機関係員	交通法規違反
11.6.4	停職	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
11.6.4	停職	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
11.6.4	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.6.4	減給	特定郵便局長	交通法規違反
11.6.4	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
11.6.4	減給	郵便局主任	遅刻
11.6.4	戒告	特定郵便局長	官物の不適正取扱

11.6.4	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.6.4	戒告	郵便局課長代理	非行の黙認
11.6.4	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
11.6.4	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.6.7	減給	郵便局課長代理	公務外非行
11.6.7	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.6.7	減給	郵便局事務官	官物の盗難
11.6.7	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.6.8	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.6.9	停職	郵便局短時間職員	セクシュアル・ハラスメント
11.6.9	減給	郵便局事務官	欠勤
11.6.9	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
11.6.9	戒告	郵便局総務主任	欠勤
11.6.10	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.6.10	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.6.11	減給	特定郵便局長	給与の不適正支出
11.6.14	減給	郵便局主任	交通法規違反
11.6.15	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.6.15	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.6.15	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.6.21	減給	郵便局総務主任	欠勤
11.6.22	停職	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.6.22	減給	郵便局主任	官物破損
11.6.22	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.6.24	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.6.24	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.6.24	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.6.25	減給	特定郵便局長	欠勤
11.6.25	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
11.6.25	戒告	郵便局主任	遅刻
11.6.28	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.6.29	減給	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
11.6.29	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.6.29	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
11.6.29	戒告	郵便局局長代理	公務外非行
11.6.30	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.7.1	減給	郵便局課長	公金の不適正処理
11.7.1	減給	郵便局主任	一般事務の不適正処理
11.7.1	減給	郵便局主任	交通法規違反
11.7.1	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.7.2	減給	地方機関調査官	保険業務の不適正処理
11.7.2	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.7.2	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
11.7.2	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.7.5	減給	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
11.7.5	減給	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
11.7.5	減給	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
11.7.5	減給	郵便局事務官	部下の非行の監督責任
11.7.5	戒告	特定郵便局長	官物の紛失
11.7.5	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
11.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.7.5	戒告	郵便局課長代理	検査怠慢
11.7.5	戒告	郵便局課長代理	検査怠慢
11.7.5	戒告	郵便局事務官	虚偽報告
11.7.6	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.7.6	減給	郵便局事務官	遅刻
11.7.6	減給	郵便局総務主任	公務外非行
11.7.6	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.7.6	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.7.7	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.7.7	戒告	郵便局主任	遅刻

11.7.8	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
11.7.8	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.7.8	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
11.7.8	戒告	郵便局主任	欠勤
11.7.8	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.7.8	戒告	郵便局事務官	郵便物の盗難
11.7.9	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.7.9	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
11.7.9	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.7.9	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.7.12	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.7.12	減給	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
11.7.12	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
11.7.12	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
11.7.12	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
11.7.13	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
11.7.14	戒告	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
11.7.14	戒告	郵便局課長代理	公金の不適正処理
11.7.15	停職	地方機関係長	公務外非行
11.7.15	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
11.7.15	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
11.7.16	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.7.22	停職	郵便局事務官	公金の横領
11.7.28	減給	郵便局事務官	遅刻
11.7.30	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.7.30	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
11.8.2	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.8.3	停職	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
11.8.5	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.8.5	戒告	特定郵便局長	給与の不適正支出
11.8.9	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
11.8.11	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.8.11	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.8.13	減給	郵便局事務官	遅刻
11.8.17	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.8.17	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.8.18	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
11.8.20	減給	地方機関主任	職場内秩序びん乱
11.8.20	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.8.20	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.8.20	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
11.8.20	戒告	郵便局事務官	貯金業務の不適正処理
11.8.20	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
11.8.23	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.8.24	減給	郵便局主任	公金の紛失
11.8.24	戒告	郵便局主任	郵便物の盗難
11.8.24	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.8.25	戒告	郵便局主任	欠勤
11.8.26	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.8.26	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.8.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.8.27	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.8.27	戒告	郵便局主任	遅刻
11.8.27	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.8.30	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.8.30	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.8.31	減給	特定郵便局長	給与の不適正支出
11.8.31	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.8.31	戒告	郵便局主任	公務外非行
11.9.1	減給	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
11.9.1	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.9.3	停職	郵便局主任	公務外非行
11.9.3	停職	郵便局事務官	公務外非行

11.9.3	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.9.6	減給	郵便局主任	公務外非行
11.9.7	戒告	郵便局局長代理	検査怠慢
11.9.7	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.9.8	減給	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
11.9.9	減給	郵便局総務主任	公務外非行
11.9.10	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.9.13	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.9.13	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
11.9.14	戒告	郵便局主任	遅刻
11.9.14	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
11.9.20	減給	郵便局局長代理	貯金業務の不適正処理
11.9.20	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.9.21	減給	郵便局主任	欠勤
11.9.21	減給	郵便局短時間職員	勤務態度不良
11.9.21	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.9.22	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.9.24	減給	郵便局事務官	交通法規違反
11.9.24	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
11.9.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.9.28	戒告	郵便局主任	守秘義務違反
11.9.29	停職	郵便局主任	公金の横領
11.9.29	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
11.9.30	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.10.7	戒告	郵便局課長代理	給与の不適正支出
11.10.12	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.10.14	減給	特定郵便局長	公務外非行
11.10.15	停職	郵便局局長代理	公務外非行
11.10.15	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.10.15	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.10.18	減給	特定郵便局長	非行の隠ぺい
11.10.18	減給	郵便局局長代理	非行の隠ぺい
11.10.18	減給	郵便局事務官	遅刻
11.10.18	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
11.10.18	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
11.10.21	減給	郵便局事務官	遅刻
11.10.22	戒告	地方機関係長	一般事務の不適正処理
11.10.22	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
11.10.22	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.10.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.10.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.10.28	戒告	郵便局局長代理	郵便業務の不適正処理
11.10.29	戒告	郵便局事務官	欠勤
11.11.5	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.11.5	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
11.11.5	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.11.8	減給	特定郵便局長	公務外非行
11.11.8	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.11.8	戒告	郵便局局長代理	一般事務の不適正処理
11.11.15	減給	郵便局事務官	欠勤
11.11.17	減給	郵便局事務官	遅刻
11.11.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.11.19	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
11.11.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.11.22	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.11.22	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.11.22	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
11.11.22	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
11.11.22	戒告	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
11.11.24	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
11.11.25	戒告	郵便局主任	郵便物の紛失
11.11.25	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.11.26	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理

11.11.26	戒告	地方機関係長	一般事務の不適正処理
11.11.26	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
11.11.26	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
11.11.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.11.29	減給	郵便局課長	公金の不適正処理
11.11.29	減給	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
11.11.29	減給	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
11.11.29	減給	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
11.11.29	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.11.29	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
11.11.29	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
11.11.29	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
11.11.30	減給	施設等機関事務長	部下の非行の監督責任
11.11.30	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.11.30	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
11.11.30	戒告	郵便局総務主任	報告怠慢
11.11.30	戒告	郵便局総務主任	検査怠慢
11.11.30	戒告	郵便局主任	遅刻
11.12.1	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.12.2	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.2	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.12.3	減給	郵便局主任	欠勤
11.12.6	減給	郵便局事務官	交通事故
11.12.6	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
11.12.6	戒告	郵便局課長	検査怠慢
11.12.7	減給	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
11.12.8	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.9	停職	特定郵便局長	交通事故
11.12.9	停職	郵便局総務主任	公務外非行
11.12.10	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.13	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.12.13	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.12.13	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
11.12.14	停職	郵便局総務主任	守秘義務違反
11.12.15	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.12.15	減給	郵便局事務官	遅刻
11.12.15	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.12.16	減給	郵便局主任	欠勤
11.12.16	戒告	郵便局課長	手当の不正受給
11.12.17	戒告	郵便局事務官	遅刻
11.12.20	減給	地方機関主任	職場内秩序びん乱
11.12.20	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
11.12.21	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
11.12.21	減給	郵便局事務官	公務外非行
11.12.22	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.22	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
11.12.24	戒告	郵便局事務官	欠勤
11.12.24	戒告	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
11.12.27	減給	郵便局主任	休暇の虚偽申請
11.12.27	減給	郵便局事務官	遅刻
11.12.27	減給	郵便局事務官	交通事故
11.12.27	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
11.12.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
11.12.27	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
11.12.28	停職	郵便局事務官	公務外非行
11.12.28	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
11.12.28	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
11.12.28	戒告	郵便局長	公務外非行
11.12.28	戒告	郵便局短時間職員	欠勤
11.12.29	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理

11.12.29	減給	郵便局主任	欠勤
11.12.29	減給	郵便局主任	勤務態度不良
11.12.29	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.1.12	減給	郵便局事務官	交通事故
12.1.13	減給	郵便局主任	交通法規違反
12.1.18	戒告	郵便局主任	公務外非行
12.1.19	減給	郵便局事務官	交通事故
12.1.26	停職	郵便局主任	公金の横領
12.1.27	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.1.27	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
12.1.27	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
12.2.1	減給	郵便局総務主任	非行の黙認
12.2.2	戒告	郵便局主任	遅刻
12.2.10	戒告	郵便局主任	無届兼業
12.2.14	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
12.2.14	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
12.2.14	戒告	郵便局事務官	交通事故
12.2.21	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.3.1	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.3.1	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
12.3.1	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
12.3.1	戒告	郵便局事務官	欠勤
12.3.2	減給	郵便局主任	交通法規違反
12.3.2	減給	郵便局主任	公務外非行
12.3.7	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
12.3.8	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.3.10	減給	郵便局短時間職員	郵便物の盗難
12.3.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.3.13	減給	郵便局長	非行の隠ぺい
12.3.15	減給	郵便局課長	非行の隠ぺい
12.3.15	減給	郵便局主任	交通事故
12.3.16	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
12.3.21	減給	郵便局課長	非行の隠ぺい
12.3.21	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
12.3.22	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
12.3.27	戒告	郵便局主任	欠勤
12.3.28	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.3.30	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.3.31	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
12.3.31	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
12.4.3	減給	郵便局総務主任	公金の不適正処理
12.4.29	停職	郵便局課長代理	切手類の窃取
12.5.17	戒告	郵便局事務官	遅刻
12.5.18	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.5.18	減給	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
12.5.22	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.5.23	戒告	郵便局主任	欠勤
12.5.25	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
12.5.26	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
12.5.26	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
12.5.30	減給	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
12.5.31	減給	郵便局事務官	公務外非行
12.5.31	戒告	郵便局局長代理	職場内秩序びん乱
12.5.31	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
12.6.2	戒告	郵便局局長代理	公金の不適正処理
12.6.2	戒告	郵便局総務主任	郵便物の紛失
12.6.2	戒告	郵便局主任	公金の盗難
12.6.5	戒告	郵便局事務官	遅刻
12.6.8	停職	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
12.6.9	停職	郵便局事務官	公務外非行
12.6.9	減給	郵便局主任	欠勤
12.6.12	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.6.12	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理

12.6.13	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
12.6.13	戒告	郵便局主任	検査怠慢
12.6.13	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
12.6.14	戒告	地方機関課長補佐	部下の非行の監督責任
12.6.14	戒告	地方機関課長補佐	部下の非行の監督責任
12.6.14	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.6.14	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
12.6.14	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
12.6.15	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.6.15	戒告	郵便局局長代理	郵便業務の不適正処理
12.6.17	戒告	特定郵便局長	貯金業務の不適正処理
12.6.19	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.6.19	戒告	郵便局副局長	非行の隠ぺい
12.6.20	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.6.21	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.6.22	減給	郵便局主任	交通法規違反
12.6.22	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
12.6.23	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
12.6.23	減給	郵便局事務官	交通事故
12.6.26	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.6.26	減給	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
12.6.26	減給	郵便局事務官	交通事故
12.6.26	戒告	地方機関監察官	一般事務の不適正処理
12.6.26	戒告	地方機関係員	公務外非行
12.6.26	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
12.6.26	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
12.6.26	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.6.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.6.26	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.6.27	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
12.6.28	停職	特定郵便局長	公務外非行
12.6.28	減給	郵便局主任	官物破損
12.6.28	戒告	郵便局総務主任	郵便物の盗難
12.6.29	減給	郵便局主任	早退
12.6.30	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
12.7.1	戒告	郵便局非常勤職員	早退
12.7.3	減給	郵便局主任	欠勤
12.7.4	減給	郵便局事務官	欠勤
12.7.5	減給	郵便局主任	勤務態度不良
12.7.5	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
12.7.7	減給	郵便局主任	公務外非行
12.7.10	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.7.10	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
12.7.10	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
12.7.12	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
12.7.13	減給	郵便局主任	交通事故
12.7.13	戒告	郵便局課長	非行の隠ぺい
12.7.13	戒告	郵便局事務官	欠勤
12.7.14	戒告	郵便局事務官	欠勤
12.7.19	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
12.8.1	減給	郵便局事務官	遅刻
12.8.1	戒告	郵便局主任	交通法規違反
12.8.3	減給	郵便局主任	勤務態度不良
12.8.4	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.8.4	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.8.7	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.8.7	減給	郵便局主任	交通事故
12.8.7	戒告	郵便局課長代理	公金の不適正処理
12.8.8	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.8.10	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
12.8.11	減給	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
12.8.11	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.8.14	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任

12.8.14	減給	郵便局副課長	郵便業務の不適正処理
12.8.14	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
12.8.14	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
12.8.24	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.8.24	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
12.8.24	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
12.8.31	戒告	郵便局主任	遅刻
12.9.7	減給	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
12.9.7	減給	郵便局総務主任	公金の不適正処理
12.9.8	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
12.9.14	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
12.9.14	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
12.9.14	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
12.9.19	戒告	地方機関係員	公務外非行
12.9.20	停職	郵便局事務官	欠勤
12.9.21	減給	郵便局主任	交通法規違反
12.9.21	減給	郵便局主任	交通法規違反
12.9.26	戒告	郵便局主任	公務外非行
12.9.26	戒告	郵便局事務官	公務外非行
12.9.28	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
12.9.29	戒告	地方機関係員	公金の盗難
12.10.2	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.10.2	戒告	郵便局主任	無届兼業
12.10.4	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.10.6	減給	郵便局主任	公務外非行
12.10.6	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.10.10	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
12.10.10	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
12.10.11	減給	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
12.10.20	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.10.24	減給	特定郵便局長	公務外非行
12.10.25	戒告	郵便局事務官	公務外非行
12.10.30	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
12.10.30	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
12.11.2	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.11.6	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.11.9	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.11.9	戒告	郵便局主任	遅刻
12.11.10	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
12.11.10	減給	郵便局主任	交通事故
12.11.13	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.11.13	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
12.11.13	減給	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
12.11.17	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
12.11.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.11.17	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
12.11.27	減給	本省課長補佐	公務外非行
12.11.27	減給	郵便局事務官	欠勤
12.11.28	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.11.28	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
12.11.30	戒告	郵便局局長代理	切手類の紛失
12.12.4	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.12.4	戒告	郵便局課長	貯金業務の不適正処理
12.12.6	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.12.7	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
12.12.18	戒告	郵便局総務主任	交通法規違反
12.12.18	戒告	郵便局事務官	官物破損
12.12.20	戒告	特定郵便局長	給与の不適正支出
12.12.22	減給	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
12.12.25	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
12.12.25	減給	郵便局事務官	欠勤
12.12.26	戒告	地方機関係員	交通事故
12.12.27	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任

12.12.27	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.12.27	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
12.12.28	減給	郵便局事務官	遅刻
12.12.28	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
12.12.29	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
12.12.29	戒告	郵便局総務主任	官物の不適正取扱
12.12.29	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
13.1.25	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.1.25	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.1.30	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.1.30	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.2.1	減給	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
13.2.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.2.15	停職	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
13.3.8	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
13.3.14	戒告	郵便局事務官	公務外非行
13.3.16	停職	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.3.21	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.3.21	戒告	郵便局主任	公務外非行
13.3.22	戒告	郵便局主任	遅刻
13.3.26	停職	郵便局主任	公務外非行
13.3.28	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
13.3.28	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.3.29	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
13.3.30	減給	郵便局事務官	交通事故
13.4.5	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.4.5	減給	郵便局事務官	遅刻
13.4.5	戒告	郵便局総務主任	欠勤
13.4.11	戒告	郵便局主任	交通法規違反
13.4.12	減給	郵便局事務官	欠勤
13.4.17	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.4.18	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.4.18	戒告	郵便局非常勤職員	職場内秩序びん乱
13.4.25	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.4.27	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
13.5.8	減給	郵便局主任	交通事故
13.5.9	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.5.11	停職	郵便局事務官	公務外非行
13.5.16	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.5.17	減給	郵便局事務官	交通事故
13.5.18	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.5.18	減給	郵便局事務官	欠勤
13.5.18	減給	郵便局事務官	遅刻
13.5.21	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
13.5.21	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.5.21	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.5.21	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
13.5.21	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
13.5.21	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
13.5.22	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
13.5.22	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.5.23	減給	郵便局主任	交通法規違反
13.5.23	戒告	郵便局主任	休暇の虚偽申請
13.5.24	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.5.24	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
13.5.24	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.5.24	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
13.5.25	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.5.25	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.5.25	戒告	郵便局事務官	交通事故
13.5.28	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.5.28	戒告	郵便局課長代理	交通法規違反
13.5.28	戒告	郵便局主任	遅刻

13.5.30	停職	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.5.30	減給	郵便局事務官	交通事故
13.5.31	戒告	郵便局課長代理	欠勤
13.6.4	免職	郵便局総務主任	公務外非行
13.6.5	戒告	郵便局総務主任	早退
13.6.6	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.6.8	戒告	郵便局主任	公務外非行
13.6.11	減給	郵便局主任	交通法規違反
13.6.11	戒告	郵便局課長	公務外非行
13.6.12	減給	地方機関係長	部下の非行の監督責任
13.6.12	戒告	地方機関係長	部下の非行の監督責任
13.6.12	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.12	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
13.6.12	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
13.6.12	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.6.13	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.14	停職	郵便局主任	公務外非行
13.6.18	戒告	郵便局総務主任	交通事故
13.6.18	戒告	郵便局事務官	交通事故
13.6.20	停職	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.6.20	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.6.21	免職	郵便局非常勤職員	公務外非行
13.6.21	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.22	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.22	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
13.6.22	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.6.22	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
13.6.22	戒告	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
13.6.25	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.25	減給	郵便局事務官	遅刻
13.6.25	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
13.6.25	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.6.25	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
13.6.26	停職	地方機関係員	公務外非行
13.6.26	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.6.26	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.6.26	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.6.26	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
13.6.27	減給	郵便局事務官	遅刻
13.6.27	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.6.27	戒告	郵便局副局長	欠勤
13.6.27	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
13.6.27	戒告	郵便局課長代理	早退
13.6.28	停職	郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
13.6.28	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
13.6.28	戒告	郵便局主任	欠勤
13.6.29	減給	郵便局主任	遅刻
13.6.29	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
13.6.29	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
13.7.3	減給	郵便局局長代理	公務外非行
13.7.3	減給	郵便局事務官	交通法規違反
13.7.3	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.3	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.3	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.3	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
13.7.4	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
13.7.4	減給	郵便局課長代理	公務外非行
13.7.4	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
13.7.4	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
13.7.4	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.7.5	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.5	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
13.7.5	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任

13.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.5	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.7.5	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
13.7.6	減給	郵便局事務官	交通事故
13.7.6	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.7.6	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.7.6	戒告	郵便局長	部下の非行の監督責任
13.7.6	戒告	郵便局総務主任	遅刻
13.7.6	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.7.9	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
13.7.9	減給	郵便局総務主任	欠勤
13.7.9	戒告	郵便局主任	守秘義務違反
13.7.11	戒告	郵便局事務官	公務外非行
13.7.13	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.7.13	戒告	郵便局事務官	公務外非行
13.7.16	減給	郵便局主任	遅刻
13.7.16	戒告	郵便局主任	守秘義務違反
13.7.18	減給	郵便局課長代理	交通法規違反
13.7.18	減給	郵便局主任	公務外非行
13.7.18	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.7.18	減給	郵便局事務官	交通法規違反
13.7.23	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.7.25	減給	郵便局事務官	遅刻
13.7.26	停職	郵便局主任	公務外非行
13.7.26	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.7.27	減給	郵便局事務官	遅刻
13.7.27	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
13.7.27	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.7.27	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.7.30	戒告	郵便局主任	遅刻
13.7.31	停職	郵便局事務官	公務外非行
13.8.1	減給	郵便局事務官	交通事故
13.8.6	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
13.8.9	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.8.10	減給	特定郵便局長	公務外非行
13.8.10	戒告	郵便局主任	遅刻
13.8.10	戒告	郵便局主任	交通法規違反
13.8.10	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.8.13	戒告	郵便局主任	遅刻
13.8.15	戒告	郵便局主任	公務外非行
13.8.21	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.8.23	減給	郵便局事務官	遅刻
13.8.23	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.8.23	戒告	郵便局主任	遅刻
13.8.30	停職	郵便局主任	欠勤
13.8.30	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.8.31	減給	郵便局主任	交通法規違反
13.9.3	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.9.4	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.9.6	減給	施設等機関係員	交通法規違反
13.9.11	減給	郵便局主任	欠勤
13.9.11	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.9.13	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
13.9.14	減給	特定郵便局長	交通事故
13.9.14	減給	郵便局課長代理	公務外非行
13.9.19	戒告	郵便局主任	遅刻
13.9.20	減給	郵便局事務官	遅刻
13.9.21	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.9.26	戒告	郵便局主任	遅刻
13.9.26	戒告	郵便局主任	遅刻
13.9.26	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
13.9.28	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱

13.10.1	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.10.2	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
13.10.4	減給	郵便局課長	セクシュアル・ハラスメント
13.10.5	減給	特定郵便局長	公務外非行
13.10.11	戒告	郵便局主任	遅刻
13.10.12	減給	郵便局主任	遅刻
13.10.15	減給	郵便局主任	公務外非行
13.10.15	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.10.15	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.10.18	減給	郵便局主任	欠勤
13.10.23	減給	特定郵便局長	公務外非行
13.10.23	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
13.10.23	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
13.10.30	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
13.10.31	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.1	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.2	停職	郵便局主任	欠勤
13.11.2	減給	郵便局局長代理	交通事故
13.11.2	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.11.5	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.5	減給	郵便局主任	公務外非行
13.11.5	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
13.11.5	減給	郵便局事務官	公務外非行
13.11.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.9	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.11.14	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
13.11.15	戒告	郵便局事務官	遅刻
13.11.19	減給	郵便局事務官	遅刻
13.11.21	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.22	減給	特定郵便局長	無届兼業
13.11.26	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
13.11.27	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.28	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.29	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.11.29	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.12.5	減給	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
13.12.6	戒告	地方機関監察官	勤務態度不良
13.12.7	減給	郵便局主任	交通法規違反
13.12.7	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.12.10	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
13.12.10	戒告	郵便局主任	遅刻
13.12.11	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
13.12.12	戒告	郵便局主任	欠勤
13.12.13	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
13.12.17	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.12.17	減給	郵便局事務官	欠勤
13.12.18	減給	特定郵便局長	公務外非行
13.12.19	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.12.19	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.12.19	減給	郵便局事務官	遅刻
13.12.19	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
13.12.19	戒告	地方機関課長補佐	部下の非行の監督責任
13.12.20	戒告	郵便局主任	遅刻
13.12.21	免職	地方機関主任	公務外非行
13.12.21	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
13.12.21	減給	郵便局局長代理	職場内秩序びん乱
13.12.21	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.12.21	減給	郵便局主任	交通事故
13.12.21	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
13.12.21	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
13.12.21	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱

13.12.21	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.12.25	減給	郵便局主任	遅刻
13.12.25	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.12.27	免職	郵便局事務官	公務外非行
13.12.27	減給	地方機関主任オペレーター	公務外非行
13.12.27	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
13.12.28	減給	郵便局主任	勤務態度不良
13.12.28	減給	郵便局主任	交通法規違反
13.12.28	減給	郵便局事務官	欠勤
13.12.28	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
13.12.28	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
13.12.28	減給	郵便局事務官	セクシュアル・ハラスメント
13.12.28	戒告	郵便局主任	欠勤
13.12.28	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
13.12.28	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.1.4	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.1.7	戒告	郵便局局長代理	非行の黙認
14.1.30	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.2.28	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.3.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.3.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.3.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.3.25	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.3.28	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.3.29	戒告	地方機関係長	検査怠慢
14.3.29	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.4.1	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.4.8	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.4.18	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.4.22	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.4.24	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.5.10	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.5.13	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.5.13	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.5.14	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.5.15	減給	郵便局主任	遅刻
14.5.15	戒告	郵便局主任	遅刻
14.5.16	減給	郵便局副課長	公務外非行
14.5.16	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.5.23	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.5.24	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.5.27	停職	郵便局主任	欠勤
14.5.27	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.5.27	戒告	郵便局課長	保険業務の不適正処理
14.5.27	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.5.29	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.5.29	戒告	郵便局主任	一般事務の不適正処理
14.5.29	戒告	郵便局事務官	検査怠慢
14.5.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.5.30	戒告	郵便局主任	遅刻
14.5.31	戒告	郵便局主任	遅刻
14.6.3	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.4	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.6	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.6.7	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.6.11	減給	郵便局総務主任	公務外非行
14.6.11	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.6.12	停職	郵便局主任	郵便物の窃取
14.6.13	減給	郵便局主任	官物の不適正処理
14.6.14	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.6.14	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.6.18	減給	特定郵便局長	給与の不適正支出
14.6.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理

14.6.18	戒告	郵便局事務官	欠勤
14.6.19	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.19	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.19	戒告	郵便局主任	公務外非行
14.6.19	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.6.20	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.20	戒告	郵便局課長代理	勤務態度不良
14.6.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.20	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.6.20	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.20	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.6.21	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.6.21	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.21	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.6.24	減給	地方機関主査	交通法規違反
14.6.24	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.6.24	減給	郵便局主任	欠勤
14.6.24	減給	郵便局主任	手当の不正受給
14.6.24	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.6.24	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.24	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.24	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.24	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.24	戒告	郵便局主任	遅刻
14.6.24	戒告	郵便局主任	官物の紛失
14.6.24	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.6.25	免職	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.6.25	減給	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.6.25	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.25	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.6.25	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.6.25	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.6.26	免職	郵便局主任	公金の横領
14.6.26	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.6.26	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.6.26	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
14.6.26	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.27	減給	郵便局副局長	虚偽報告
14.6.27	減給	郵便局課長	一般事務の不適正処理
14.6.27	減給	郵便局課長	虚偽報告
14.6.27	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.6.27	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.6.27	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.27	減給	郵便局主任	交通事故
14.6.27	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.6.27	戒告	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
14.6.27	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
14.6.27	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.6.27	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.6.27	戒告	郵便局総務主任	一般事務の不適正処理
14.6.27	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.6.28	停職	郵便局主任	公務外非行
14.6.28	減給	地方機関係員	セクシュアル・ハラスメント
14.6.28	減給	郵便局上席課長代理	一般事務の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局総務主任	一般事務の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局総務主任	手当の不正受給
14.6.28	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.28	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.6.28	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理

14.6.28	減給	郵便局事務官	遅刻
14.6.28	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.6.28	戒告	郵便局上席課長代理	虚偽報告
14.6.28	戒告	郵便局上席課長代理	虚偽報告
14.6.28	戒告	郵便局課長代理	虚偽報告
14.6.28	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
14.6.28	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局再任用職員	保険業務の不適正処理
14.6.28	戒告	郵便局非常勤職員	セクシュアル・ハラスメント
14.6.28	戒告	郵便局非常勤職員	官物の不適正処理
14.6.29	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.7.1	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.1	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.7.1	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.7.1	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.7.1	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.7.1	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.1	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.7.1	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.7.2	減給	郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.7.2	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.2	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.7.2	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.2	戒告	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.3	停職	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.7.3	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.7.3	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.3	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.3	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.7.3	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.3	減給	郵便局短時間職員	セクシュアル・ハラスメント
14.7.3	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.7.3	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.3	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
14.7.4	停職	郵便局主任	公務外非行
14.7.4	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.7.4	減給	郵便局総務主任	公務外非行
14.7.4	減給	郵便局主任	欠勤
14.7.4	減給	郵便局事務官	公務外非行
14.7.4	戒告	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.4	戒告	郵便局上席課長代理	勤務態度不良
14.7.4	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.4	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.4	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.4	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.7.4	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.7.4	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.5	停職	郵便局上席課長代理	公務外非行
14.7.5	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.5	減給	郵便局主任	欠勤
14.7.5	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.5	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.5	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.7.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.5	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.5	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.7.8	免職	郵便局非常勤職員	公金の横領

14.7.8	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.8	減給	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.7.8	減給	郵便局事務官	欠勤
14.7.8	減給	郵便局事務官	遅刻
14.7.8	戒告	郵便局主任	遅刻
14.7.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.8	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.8	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.8	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.7.9	免職	郵便局事務官	公金の横領
14.7.9	停職	郵便局事務官	郵便料金の免脱
14.7.9	減給	郵便局課長代理	郵便物の盗難
14.7.9	減給	郵便局主任	欠勤
14.7.9	減給	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
14.7.9	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.7.9	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.10	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.7.10	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.10	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.10	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.10	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.11	減給	郵便局課長	保険業務の不適正処理
14.7.11	減給	郵便局上席課長代理	貯金業務の不適正処理
14.7.11	減給	郵便局局長代理	勤務態度不良
14.7.11	減給	郵便局主任	遅刻
14.7.11	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.7.11	減給	郵便局短時間職員	欠勤
14.7.11	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.7.11	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.7.11	戒告	特定郵便局長	検査怠慢
14.7.11	戒告	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
14.7.11	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.11	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.11	戒告	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.7.12	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.7.12	減給	郵便局事務官	遅刻
14.7.12	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.12	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.12	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.12	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.14	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.7.15	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.7.15	減給	郵便局課長	検査怠慢
14.7.15	減給	郵便局課長	検査怠慢
14.7.15	減給	郵便局課長	非行の黙認
14.7.15	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.7.15	減給	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.15	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.7.15	減給	郵便局課長代理	虚偽報告
14.7.15	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.15	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.7.15	戒告	特定郵便局長	勤務態度不良
14.7.15	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.15	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.7.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.15	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.7.15	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.16	免職	郵便局非常勤職員	公務外非行
14.7.16	戒告	郵便局課長	セクシュアル・ハラスメント
14.7.16	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	免職	郵便局事務官	切手類の横領
14.7.17	停職	郵便局主任	公務外非行

14.7.17	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.7.17	減給	特定郵便局長	無届兼業
14.7.17	減給	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.7.17	減給	郵便局総務主任	手当の不正受給
14.7.17	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.17	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.17	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.17	戒告	郵便局副課長	勤務態度不良
14.7.17	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	戒告	郵便局総務主任	検査怠慢
14.7.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.17	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.7.17	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.18	停職	施設等機関教官	セクシュアル・ハラスメント
14.7.18	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.18	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.18	減給	郵便局総務主任	官物の不適正処理
14.7.18	戒告	地方機関係長	郵便業務の不適正処理
14.7.18	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.7.18	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.18	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.7.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.18	戒告	郵便局主任	官物の盗難
14.7.18	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.18	戒告	郵便局主任	公務外非行
14.7.18	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.19	停職	特定郵便局長	公務外非行
14.7.19	減給	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
14.7.19	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.19	減給	郵便局主任	遅刻
14.7.19	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.7.19	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.7.19	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.7.19	戒告	特定郵便局長	官物の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
14.7.19	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局主任	欠勤
14.7.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.19	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.19	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.7.22	免職	郵便局事務官	公務外非行
14.7.22	戒告	地方機関主任	職場内秩序びん乱
14.7.22	戒告	特定郵便局長	非行の黙認
14.7.22	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.7.22	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.7.22	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.22	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.22	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.7.23	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.7.23	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.23	減給	郵便局主任	交通事故
14.7.23	減給	郵便局事務官	遅刻
14.7.23	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.7.23	戒告	特定郵便局長	勤務態度不良
14.7.23	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理

14.7.23	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
14.7.23	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.7.23	戒告	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.23	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.7.24	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.7.24	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
14.7.24	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.24	戒告	地方機関係員	職場内秩序びん乱
14.7.24	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.24	戒告	郵便局主任	遅刻
14.7.24	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.24	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.7.25	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.7.25	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.7.25	減給	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
14.7.25	減給	郵便局課長	保険業務の不適正処理
14.7.25	減給	郵便局主任	欠勤
14.7.25	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.25	減給	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
14.7.25	減給	郵便局事務官	公務外非行
14.7.25	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.7.25	戒告	郵便局局長代理	一般事務の不適正処理
14.7.25	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.25	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.7.25	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.7.26	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.7.26	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.26	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.7.26	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.7.26	減給	郵便局主任	交通事故
14.7.26	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.26	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.7.26	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.7.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.27	減給	郵便局長	公金の不適正処理
14.7.29	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.29	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.7.29	減給	郵便局主任	手当の不正受給
14.7.29	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.29	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.7.29	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局課長	貯金業務の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局上席課長代理	公金の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局課長代理	貯金業務の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局課長代理	公金の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
14.7.29	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.29	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.29	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.7.29	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.7.30	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.7.30	減給	郵便局総務主任	早退
14.7.30	減給	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.7.30	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.7.30	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.7.30	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
14.7.30	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.7.30	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
14.7.30	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.7.30	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.7.30	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.7.31	停職	郵便局短時間職員	欠勤

14.7.31	減給	地方機関課長補佐	勤務態度不良
14.7.31	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.7.31	減給	郵便局副局長	セクシュアル・ハラスメント
14.7.31	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.7.31	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.7.31	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.31	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.31	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.31	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.31	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.31	減給	郵便局非常勤職員	公務外非行
14.7.31	戒告	郵便局課長	手当の不正受給
14.7.31	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.7.31	戒告	郵便局副課長	郵便業務の不適正処理
14.7.31	戒告	郵便局局長代理	貯金業務の不適正処理
14.7.31	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.7.31	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.7.31	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.7.31	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.7.31	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.7.31	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.7.31	戒告	郵便局事務官	交通事故
14.7.31	戒告	郵便局事務官	交通事故
14.8.1	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.8.1	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.8.1	減給	地方機関部長	郵便業務の不適正処理
14.8.1	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.8.1	減給	特定郵便局長	手当の不正受給
14.8.1	減給	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局課長代理	職場内秩序びん乱
14.8.1	減給	郵便局課長代理	公金の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局主任	公務外非行
14.8.1	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.8.1	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.8.1	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.8.1	減給	郵便局事務官	交通事故
14.8.1	戒告	郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.8.1	戒告	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.8.1	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局課長	非行の黙認
14.8.1	戒告	郵便局上席課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局総務主任	遅刻
14.8.1	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.8.1	戒告	郵便局総務主任	公金の盗難
14.8.1	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.8.1	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.8.1	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱

14.8.1	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.8.1	戒告	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
14.8.1	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.8.1	戒告	郵便局再任用職員	勤務態度不良
14.8.2	停職	地方機関係員	郵便業務の不適正処理
14.8.2	停職	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.8.2	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.8.2	減給	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.8.2	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.2	戒告	郵便局長	職場内秩序びん乱
14.8.2	戒告	郵便局上席課長代理	郵便業務の不適正処理
14.8.2	戒告	郵便局局長代理	勤務態度不良
14.8.2	戒告	郵便局総務主任	欠勤
14.8.2	戒告	郵便局事務官	官物破損
14.8.2	戒告	郵便局事務官	交通事故
14.8.5	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	減給	郵便局事務官	セクシュアル・ハラスメント
14.8.5	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.5	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.8.5	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.8.6	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.6	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.6	戒告	郵便局主任	旅費の不正受給
14.8.7	戒告	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
14.8.8	減給	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.8.8	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.9	減給	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.8.9	減給	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
14.8.9	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.9	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.8.9	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.8.12	減給	地方機関係員	勤務態度不良
14.8.12	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.8.12	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.8.13	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.8.13	停職	郵便局主任	公務外非行
14.8.13	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.8.14	免職	郵便局事務官	公金の横領
14.8.14	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.8.15	免職	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.15	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.15	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.8.16	免職	郵便局事務官	公金の横領
14.8.16	免職	郵便局事務官	公金の横領
14.8.16	減給	郵便局事務官	欠勤
14.8.19	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.19	戒告	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
14.8.19	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.8.20	免職	郵便局主任	公金の横領
14.8.20	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.20	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.8.20	減給	郵便局事務官	貯金業務の不適正処理
14.8.20	戒告	郵便局課長代理	貯金業務の不適正処理
14.8.20	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理

14.8.20	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.8.20	戒告	郵便局再任用職員	勤務態度不良
14.8.21	減給	本庁係員	欠勤
14.8.21	減給	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.8.21	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.8.21	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.21	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.8.21	戒告	郵便局主任	無届兼業
14.8.22	減給	郵便局副局長	セクシュアル・ハラスメント
14.8.22	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.22	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.22	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.8.22	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.8.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.22	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.8.22	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.8.22	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.8.23	減給	地方機関課長補佐	セクシュアル・ハラスメント
14.8.23	減給	郵便局局長代理	交通法規違反
14.8.23	減給	郵便局主任	遅刻
14.8.23	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.8.23	減給	郵便局短時間職員	欠勤
14.8.23	戒告	郵便局課長代理	郵便業務の不適正処理
14.8.23	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.8.23	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.23	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.23	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.8.26	戒告	郵便局総務主任	交通法規違反
14.8.26	戒告	郵便局事務官	公務外非行
14.8.28	停職	郵便局主任	公務外非行
14.8.28	停職	郵便局事務官	勤務態度不良
14.8.28	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.8.28	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
14.8.28	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.28	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.8.28	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.8.28	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.8.28	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.8.28	戒告	郵便局課長代理	部下の非行の監督責任
14.8.28	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.8.28	戒告	郵便局主任	無届兼業
14.8.28	戒告	郵便局主任	官物の紛失
14.8.29	戒告	郵便局副課長	部下の非行の監督責任
14.8.30	免職	郵便局短時間職員	公務外非行
14.8.30	停職	郵便局主任	公務外非行
14.8.30	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.8.30	減給	郵便局事務官	遅刻
14.8.30	戒告	郵便局副局長	官物の紛失
14.8.30	戒告	郵便局主任	欠勤
14.8.30	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.9.2	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.9.3	免職	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.9.3	停職	郵便局主任	公務外非行
14.9.3	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.3	減給	郵便局総務主任	公務外非行
14.9.3	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.9.3	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.9.3	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.9.3	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.9.3	減給	郵便局短時間職員	公務外非行
14.9.3	戒告	郵便局局長代理	官物の紛失
14.9.3	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.9.3	戒告	郵便局主任	欠勤

14.9.3	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.9.3	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.9.3	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.9.4	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.9.4	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.4	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.9.4	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.9.4	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.4	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.9.4	戒告	郵便局事務官	欠勤
14.9.4	戒告	郵便局事務官	手当の不適正支出
14.9.4	戒告	郵便局非常勤職員	交通法規違反
14.9.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.5	戒告	郵便局主任	遅刻
14.9.5	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.9.6	減給	特定郵便局長	無届兼業
14.9.6	戒告	郵便局課長	欠勤
14.9.6	戒告	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.9.6	戒告	郵便局主任	官物破損
14.9.6	戒告	郵便局主任	公務外非行
14.9.6	戒告	郵便局非常勤職員	郵便業務の不適正処理
14.9.9	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.9.9	減給	特定郵便局長	給与の不適正支出
14.9.9	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.9	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.9	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.10	停職	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
14.9.10	戒告	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.9.10	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.9.10	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.10	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.9.11	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.11	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
14.9.11	減給	郵便局主任	官物破損
14.9.11	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.9.11	戒告	郵便局総務主任	官物の不適正処理
14.9.11	戒告	郵便局総務主任	公務外非行
14.9.11	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.9.11	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.9.11	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.9.12	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.9.12	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.9.12	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.9.12	減給	郵便局事務官	欠勤
14.9.12	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.9.12	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.9.12	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.9.13	減給	本庁総括専門官	勤務態度不良
14.9.13	減給	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.9.13	戒告	郵便局主任	遅刻
14.9.13	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.9.17	減給	郵便局局長代理	セクシュアル・ハラスメント
14.9.17	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.9.17	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.9.17	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.9.18	減給	郵便局局長代理	公金の不適正処理
14.9.18	戒告	特定郵便局長	非行の黙認
14.9.18	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.9.19	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.9.19	減給	郵便局課長	セクシュアル・ハラスメント
14.9.19	戒告	郵便局局長代理	公金の不適正処理
14.9.19	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.19	戒告	郵便局事務官	公務外非行

14.9.20	停職	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.9.20	減給	郵便局課長代理	貯金業務の不適正処理
14.9.20	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.9.20	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.9.20	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.9.20	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.9.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.9.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.9.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.9.20	戒告	郵便局事務官	欠勤
14.9.24	減給	郵便局主任	公務外非行
14.9.24	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.9.24	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.24	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.9.25	減給	郵便局上席課長代理	勤務態度不良
14.9.25	減給	郵便局総務主任	公務外非行
14.9.25	減給	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
14.9.26	減給	郵便局主任	欠勤
14.9.26	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.9.26	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.9.27	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.9.27	減給	郵便局総務主任	セクシュアル・ハラスメント
14.9.27	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.1	停職	特定郵便局長	勤務態度不良
14.10.1	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.1	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.1	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.1	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.10.2	減給	郵便局総務主任	職場内秩序びん乱
14.10.2	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.3	免職	郵便局主任	公務外非行
14.10.3	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.10.3	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.10.3	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.10.3	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.10.3	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.3	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.10.3	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.10.4	戒告	郵便局局長代理	セクシュアル・ハラスメント
14.10.4	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.10.4	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
14.10.7	減給	郵便局局長代理	郵便業務の不適正処理
14.10.7	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.7	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.7	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.7	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.10.8	減給	郵便局課長	報告怠慢
14.10.8	減給	郵便局事務官	公務外非行
14.10.8	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.10.8	戒告	郵便局事務官	一般事務の不適正処理
14.10.8	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.10.9	停職	郵便局課長代理	交通法規違反
14.10.9	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.10.9	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.9	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.10.10	免職	郵便局主任	公務外非行
14.10.10	免職	郵便局非常勤職員	郵便業務の不適正処理
14.10.10	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.10	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.10.10	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.10.10	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.10.10	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.10	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理

14.10.11	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.10.11	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
14.10.11	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.11	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.11	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.11	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.15	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.10.15	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.10.15	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.10.15	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.15	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.15	戒告	郵便局事務官	官物破損
14.10.15	戒告	郵便局非常勤職員	公務外非行
14.10.16	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.10.16	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.10.16	戒告	郵便局総務主任	遅刻
14.10.16	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.16	戒告	郵便局主任	検査怠慢
14.10.16	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.16	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.10.16	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.10.17	停職	郵便局主任	公務外非行
14.10.17	減給	特定郵便局長	貯金業務の不適正処理
14.10.17	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.17	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.18	減給	郵便局課長	一般事務の不適正処理
14.10.18	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.18	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.10.18	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.18	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.10.21	減給	特定郵便局長	交通法規違反
14.10.21	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.21	減給	郵便局主任	遅刻
14.10.21	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.10.21	戒告	郵便局主任	官物の紛失
14.10.22	免職	郵便局主任	公金の横領
14.10.22	減給	郵便局主任	遅刻
14.10.22	戒告	郵便局課長代理	手当の不正受給
14.10.22	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.23	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.10.23	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.23	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.23	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.10.24	減給	郵便局総務主任	欠勤
14.10.24	減給	郵便局主任	遅刻
14.10.24	戒告	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.10.24	戒告	郵便局副局長	職場内秩序びん乱
14.10.24	戒告	郵便局主任	欠勤
14.10.24	戒告	郵便局主任	遅刻
14.10.24	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
14.10.25	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.25	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.25	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.25	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.25	戒告	郵便局総務主任	公金の不適正処理
14.10.25	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.25	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.10.28	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.10.28	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.10.28	減給	郵便局事務官	セクシュアル・ハラスメント

14.10.28	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.10.28	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.28	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.10.28	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.10.29	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.10.29	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.10.29	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.10.29	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.10.29	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.10.29	戒告	郵便局事務官	欠勤
14.10.29	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.10.30	減給	郵便局上席課長代理	休暇の虚偽申請
14.10.30	減給	郵便局短時間職員	郵便物の盗難
14.10.30	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.10.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.30	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.30	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.30	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
14.10.30	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.10.30	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
14.10.31	停職	郵便局課長	セクシュアル・ハラスメント
14.10.31	減給	特定郵便局長	手当の不正受給
14.10.31	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.10.31	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.10.31	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.10.31	戒告	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.10.31	戒告	郵便局総務主任	交通法規違反
14.10.31	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.10.31	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.10.31	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.10.31	戒告	郵便局主任	官物の紛失
14.10.31	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.11.1	減給	特定郵便局長	交通法規違反
14.11.1	減給	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.11.1	減給	郵便局総務主任	交通事故
14.11.1	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.1	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.11.1	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.11.1	戒告	郵便局総務主任	官物の不適正処理
14.11.1	戒告	郵便局総務主任	遅刻
14.11.1	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.1	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.1	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.1	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.5	免職	郵便局非常勤職員	郵便物の窃取
14.11.5	停職	地方機関主任オペレーター	公務外非行
14.11.5	減給	郵便局事務官	欠勤
14.11.5	減給	郵便局事務官	遅刻
14.11.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.6	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.6	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.11.6	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.7	減給	特定郵便局長	無届兼業
14.11.7	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.11.7	減給	郵便局主任	交通事故
14.11.7	戒告	特定郵便局長	無届兼業
14.11.7	戒告	特定郵便局長	非行の黙認
14.11.7	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.11.7	戒告	郵便局局長代理	非行の黙認
14.11.7	戒告	郵便局課長代理	公金の不適正処理
14.11.7	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.11.8	停職	郵便局主任	交通法規違反
14.11.8	減給	郵便局主任	勤務態度不良

14.11.8	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.11.8	減給	郵便局非常勤職員	交通事故
14.11.8	戒告	郵便局課長代理	公務外非行
14.11.8	戒告	郵便局課長代理	公務外非行
14.11.8	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.8	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.11.8	戒告	郵便局非常勤職員	郵便業務の不適正処理
14.11.11	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.11.11	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.11	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.11	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.11	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.11.11	戒告	郵便局事務官	公金の紛失
14.11.12	免職	郵便局非常勤職員	公務外非行
14.11.12	減給	郵便局主任	遅刻
14.11.12	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.12	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.11.12	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.13	停職	郵便局主任	セクシュアル・ハラスメント
14.11.13	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.11.13	減給	特定郵便局長	公務外非行
14.11.13	減給	郵便局主任	公金の不適正処理
14.11.13	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.11.13	戒告	郵便局課長代理	貯金業務の不適正処理
14.11.13	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.11.13	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.11.13	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.13	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.11.14	停職	郵便局局長代理	公金の横領
14.11.14	戒告	特定郵便局長	検査怠慢
14.11.14	戒告	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.11.14	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.14	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.14	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.14	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.15	停職	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.11.15	停職	郵便局主任	公務外非行
14.11.15	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.11.15	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.11.15	減給	郵便局主任	公務外非行
14.11.15	減給	郵便局事務官	遅刻
14.11.15	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.11.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.15	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.15	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.11.15	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.15	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.11.18	免職	郵便局主任	公金の横領
14.11.18	停職	郵便局事務官	勤務態度不良
14.11.18	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.11.18	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.11.18	減給	郵便局副局長	公金の不適正処理
14.11.18	減給	郵便局局長代理	貯金業務の不適正処理
14.11.18	減給	郵便局局長代理	公金の不適正処理
14.11.18	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.18	減給	郵便局事務官	欠勤
14.11.18	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.18	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.19	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.11.19	減給	郵便局事務官	遅刻
14.11.19	戒告	郵便局局長代理	検査怠慢
14.11.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱

14.11.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.19	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.20	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.20	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.11.20	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.11.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.20	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.20	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.20	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.20	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.20	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.11.20	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.11.20	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.11.20	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.21	減給	地方機関次長	貯金業務の不適正処理
14.11.21	減給	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.11.21	減給	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.11.21	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.11.21	減給	郵便局事務官	手当の不正受給
14.11.21	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.11.21	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.11.21	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.11.21	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.21	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.21	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.22	戒告	郵便局課長	一般事務の不適正処理
14.11.22	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.22	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.22	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.11.22	戒告	郵便局事務官	交通法規違反
14.11.25	減給	郵便局事務官	欠勤
14.11.25	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.11.25	戒告	郵便局課長	虚偽報告
14.11.25	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.11.25	戒告	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.11.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.25	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.11.25	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.11.26	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
14.11.26	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
14.11.26	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.11.26	減給	郵便局事務官	交通法規違反
14.11.26	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
14.11.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.26	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.11.27	減給	特定郵便局長	公金の盗難
14.11.27	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局課長代理	早退
14.11.27	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.11.27	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.11.27	戒告	郵便局非常勤職員	職場内秩序びん乱
14.11.28	減給	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.11.28	減給	郵便局課長代理	公務外非行
14.11.28	減給	郵便局総務主任	官物の不適正処理
14.11.28	減給	郵便局事務官	欠勤
14.11.28	減給	郵便局短時間職員	公務外非行
14.11.28	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.11.28	戒告	郵便局課長代理	官物の不適正処理

14.11.28	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.11.28	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.11.28	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.11.28	戒告	郵便局主任	手当の不正受給
14.11.29	停職	特定郵便局長	勤務態度不良
14.11.29	減給	特定郵便局長	郵便業務の不適正処理
14.11.29	減給	郵便局主任	公務外非行
14.11.29	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.11.29	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.11.29	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.11.30	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.12.2	免職	郵便局事務官	公務外非行
14.12.2	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.12.2	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.2	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.12.2	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.12.3	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.12.3	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.3	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.12.3	戒告	郵便局主任	一般事務の不適正処理
14.12.3	戒告	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.12.4	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.12.4	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.4	戒告	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.12.4	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.12.4	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.4	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.4	戒告	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
14.12.5	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.12.5	減給	郵便局副局長	公金の不適正処理
14.12.5	減給	郵便局課長	郵便業務の不適正処理
14.12.5	減給	郵便局課長代理	保険業務の不適正処理
14.12.5	戒告	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.12.5	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.12.5	戒告	郵便局総務主任	貯金業務の不適正処理
14.12.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.5	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.5	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.5	戒告	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.12.6	減給	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.12.6	戒告	郵便局課長	欠勤
14.12.6	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.6	戒告	郵便局主任	検査怠慢
14.12.6	戒告	郵便局主任	交通法規違反
14.12.6	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
14.12.9	停職	郵便局主任	貯金業務の不適正処理
14.12.9	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
14.12.9	減給	郵便局総務主任	公務外非行
14.12.9	減給	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.9	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.12.9	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.10	減給	特定郵便局長	勤務態度不良
14.12.10	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.12.10	戒告	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
14.12.10	戒告	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.12.11	戒告	郵便局局長代理	保険業務の不適正処理
14.12.11	減給	郵便局課長代理	交通法規違反
14.12.11	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.12.12	減給	郵便局副局長	勤務態度不良
14.12.12	減給	郵便局副局長	非行の黙認
14.12.12	減給	郵便局総務主任	欠勤
14.12.12	戒告	郵便局主任	勤務態度不良

14.12.13	停職	郵便局総務主任	公務外非行
14.12.13	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.12.13	戒告	郵便局総務主任	手当の不正受給
14.12.13	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.13	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.13	戒告	郵便局主任	欠勤
14.12.13	戒告	郵便局事務官	手当の不正受給
14.12.16	免職	郵便局主任	郵便物の窃取
14.12.16	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.16	減給	郵便局主任	遅刻
14.12.16	減給	郵便局主任	勤務態度不良
14.12.16	戒告	郵便局局長代理	報告怠慢
14.12.16	戒告	郵便局主任	欠勤
14.12.17	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.12.17	戒告	郵便局主任	公金の盗難
14.12.17	戒告	郵便局短時間職員	官物破損
14.12.18	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.18	減給	郵便局主任	公金の横領
14.12.18	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
14.12.18	戒告	郵便局総務主任	勤務態度不良
14.12.18	戒告	郵便局事務官	遅刻
14.12.18	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.12.18	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.12.18	戒告	郵便局事務官	勤務態度不良
14.12.19	減給	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.12.19	減給	郵便局副局長	部下の非行の監督責任
14.12.19	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.19	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.12.19	減給	郵便局主任	交通法規違反
14.12.19	減給	郵便局事務官	遅刻
14.12.19	減給	郵便局事務官	官舎の失火
14.12.19	減給	郵便局事務官	公金の不適正処理
14.12.19	戒告	特定郵便局長	部下の非行の監督責任
14.12.19	戒告	郵便局局長代理	部下の非行の監督責任
14.12.19	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
14.12.19	戒告	郵便局主任	欠勤
14.12.19	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.12.19	戒告	郵便局短時間職員	郵便業務の不適正処理
14.12.20	停職	郵便局主任	公金の横領
14.12.20	停職	郵便局事務官	公務外非行
14.12.20	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
14.12.20	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱
14.12.20	減給	郵便局事務官	公務外非行
14.12.20	戒告	地方機関監察官	勤務態度不良
14.12.20	戒告	郵便局副局長	一般事務の不適正処理
14.12.20	戒告	郵便局課長	非行の黙認
14.12.20	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.20	戒告	郵便局主任	遅刻
14.12.20	戒告	郵便局事務官	休暇の虚偽申請
14.12.20	戒告	郵便局事務官	公金の盗難
14.12.24	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
14.12.24	減給	郵便局総務主任	交通法規違反
14.12.24	減給	郵便局事務官	勤務態度不良
14.12.24	減給	郵便局事務官	交通事故
14.12.24	戒告	郵便局局長代理	郵便業務の不適正処理
14.12.24	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.12.24	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
14.12.24	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
14.12.24	戒告	郵便局主任	報告怠慢
14.12.24	戒告	郵便局主任	公金の不適正処理
14.12.25	減給	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
14.12.25	減給	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
14.12.25	減給	郵便局事務官	職場内秩序びん乱

	14.12.25	減給	郵便局事務官	交通法規違反
	14.12.25	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.25	戒告	郵便局事務官	欠勤
	14.12.25	戒告	郵便局短時間職員	勤務態度不良
	14.12.26	免職	郵便局短時間職員	郵便物の窃取
	14.12.26	減給	地方機関監察官補	公務外非行
	14.12.26	減給	特定郵便局長	公金の不適正処理
	14.12.26	減給	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
	14.12.26	減給	郵便局主任	交通法規違反
	14.12.26	減給	郵便局事務官	郵便業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	特定郵便局長	セクシュアル・ハラスメント
	14.12.26	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	郵便業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局主任	勤務態度不良
	14.12.26	戒告	郵便局主任	公金の盗難
	14.12.26	戒告	郵便局事務官	保険業務の不適正処理
	14.12.26	戒告	郵便局非常勤職員	交通法規違反
	14.12.27	停職	郵便局課長	セクシュアル・ハラスメント
	14.12.27	減給	郵便局長	部下の非行の監督責任
	14.12.27	減給	特定郵便局長	保険業務の不適正処理
	14.12.27	減給	郵便局課長	一般事務の不適正処理
	14.12.27	減給	郵便局課長	部下の非行の監督責任
	14.12.27	減給	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	減給	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	減給	郵便局主任	職場内秩序びん乱
	14.12.27	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
	14.12.27	戒告	特定郵便局長	一般事務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局課長	検査怠慢
	14.12.27	戒告	郵便局上席課長代理	部下の非行の監督責任
	14.12.27	戒告	郵便局総務主任	郵便業務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局総務主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.27	戒告	郵便局主任	遅刻
	14.12.27	戒告	郵便局主任	公金の盗難
	14.12.27	戒告	郵便局短時間職員	欠勤
	14.12.28	停職	郵便局課長代理	公務外非行
	14.12.29	減給	郵便局主任	欠勤
	14.12.30	停職	郵便局主任	公金の横領
	14.12.30	減給	郵便局主任	欠勤
	14.12.30	戒告	特定郵便局長	検査怠慢
	14.12.30	戒告	郵便局総務主任	無届兼業
	14.12.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.30	戒告	郵便局主任	保険業務の不適正処理
	14.12.30	戒告	郵便局主任	交通法規違反
公安調査庁	14.8.28	減給	地方機関上席調査官	勤務態度不良
	14.8.28	減給	地方機関調査官	勤務態度不良
	14.8.28	戒告	地方機関課長	部下の非行の監督責任
外務省	10.1.22	減給	本省事務官	公務外非行
	10.2.25	減給	本省事務官	交通法規違反
	10.3.3	減給	在外公館理事官	交通法規違反
	11.4.19	減給	在外公館書記官	公務外非行
	11.5.13	減給	本省事務官	欠勤
	12.6.14	停職	本省事務官	交通事故
	12.6.21	戒告	本省事務官	職場内秩序びん乱
	12.12.6	戒告	本省事務官	公金の不適正処理

	12.12.27	戒告	本省事務官	欠勤
	13.2.16	減給	在外公館書記官	公務外非行
	13.3.19	減給	本省課長補佐	公務外非行
	13.7.19	減給	本省事務官	欠勤
	13.8.3	減給	在外公館副領事	交通法規違反
	14.8.1	停職	本省事務官	公務外非行
	14.9.26	停職	在外公館書記官	交通法規違反
	14.12.2	戒告	在外公館領事	交通法規違反
財務省	10.3.26	戒告	地方機関係員	交通事故
	10.7.28	停職	本省課長	公務外非行
	10.11.30	減給	地方機関主任専門官	公務外非行
	10.12.16	減給	地方機関作業長	欠勤
	11.2.1	減給	地方機関係員	欠勤
	11.6.30	停職	地方機関専門官	公金の不適正処理
	11.6.30	戒告	地方機関課長補佐	部下の非行の監督責任
	11.6.30	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	11.9.2	戒告	地方機関調査主事	交通事故
	11.9.24	減給	地方機関係員	公務外非行
	11.9.27	戒告	地方機関副部長	交通事故
	11.11.22	戒告	本省係長	公務外非行
	11.12.24	減給	地方機関調査主事	交通法規違反
	12.1.24	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	12.4.21	減給	地方機関係員	公務外非行
	12.6.29	戒告	地方機関専門官	官物の紛失
	12.11.22	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	12.12.19	停職	地方機関主査	交通法規違反
	13.1.6	戒告	本省巡視	欠勤
	13.1.17	減給	地方機関課長	公務外非行
	13.2.2	減給	地方機関調査主事	交通事故
	13.3.7	減給	本省係長	公務外非行
	13.3.28	停職	地方機関係員	公務外非行
	13.3.30	戒告	地方機関専門官	交通事故
	13.6.11	戒告	本省係長	公務外非行
	13.6.13	減給	地方機関専門官	公務外非行
	13.9.11	免職	地方機関係長	公務外非行
	13.9.28	停職	地方機関調査主事補	交通事故
	14.3.18	減給	地方機関係員	公務外非行
	14.4.23	減給	地方機関主任	公務外非行
	14.6.13	減給	本省課長	セクシュアル・ハラスメント
	14.7.26	減給	地方機関作業主任	欠勤
	14.8.9	減給	本省係員	交通事故
	14.8.19	停職	本省巡視	公務外非行
	14.10.10	停職	本省係長	公務外非行
	14.11.12	戒告	地方機関調査主事	欠勤
国税庁	12.6.19	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	12.6.29	停職	地方機関特別専門官	供応受領
	13.1.4	戒告	特別の機関専門官	公務外非行
	13.3.13	減給	施設等機関教授	供応受領
	13.3.13	戒告	地方機関特別専門官	供応受領
	13.4.18	戒告	地方機関署長	倫理法違反
	13.6.27	戒告	地方機関主任	公務外非行
	13.7.5	戒告	地方機関室長	部下の非行の監督責任
	13.9.12	戒告	地方機関主任専門官	倫理法違反
	13.12.21	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	14.1.24	減給	地方機関専門官	供応受領
	14.1.31	戒告	地方機関上席専門官	交通法規違反
	14.3.19	戒告	地方機関統括専門官	書類紛失
	14.4.5	戒告	地方機関上席専門官	書類紛失
	14.4.5	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	14.5.8	停職	地方機関係長	公務外非行
	14.5.30	戒告	地方機関専門官	無届兼業
	14.6.6	戒告	地方機関特別専門官	税務業務の不適正処理
	14.6.21	戒告	地方機関専門官	官物の横領

	14.10.11	停職	地方機関専門官	公務外非行
	14.10.17	停職	地方機関専門官	公務外非行
	14.11.26	戒告	地方機関専門官	交通法規違反
	14.12.5	減給	地方機関上席専門官	倫理法違反
	14.12.10	戒告	地方機関専門官	交通法規違反
文部科学省	10.3.30	減給	大学共同利用機関主任	交通法規違反
	10.6.26	戒告	施設等機関付技官	公務外非行
	10.8.5	停職	高等専門学校専門職員	公文書偽造
	10.8.5	停職	施設等機関看護士	公務外非行
	11.1.6	減給	大学共同利用機関係員	公務外非行
	11.6.30	戒告	施設等機関専門職員	セクシュアル・ハラスメント
	12.4.19	戒告	施設等機関主任	交通法規違反
	12.4.28	減給	高等専門学校助手	交通事故
	12.5.26	戒告	大学共同利用機関技術補佐員	公務外非行
	12.5.31	停職	高等専門学校係長	欠勤
	12.6.16	戒告	本省係員	欠勤
	12.9.29	停職	施設等機関専門員	セクシュアル・ハラスメント
	12.10.23	減給	高等専門学校係長	倫理法違反
	12.10.31	免職	高等専門学校講師	公務外非行
	12.11.9	減給	高等専門学校校長	学校業務の不適正処理
	12.11.9	戒告	高等専門学校事務部長	学校業務の不適正処理
	12.12.20	減給	高等専門学校助手	交通事故
	13.3.21	戒告	施設等機関主任	交通法規違反
	13.5.8	停職	大学係員	公務外非行
	13.5.9	停職	大学係員	学校業務の不適正処理
	13.5.10	減給	大学課長	公務外非行
	13.5.30	減給	大学係員	交通事故
	13.5.30	戒告	大学専門職員	交通事故
	13.5.30	戒告	大学主任	交通事故
	13.8.15	停職	大学主任	公務外非行
	13.8.20	戒告	大学課長	交通事故
	13.9.6	戒告	大学係長	交通法規違反
	13.9.20	減給	大学看護婦	交通事故
	13.10.4	減給	大学助教授	公務外非行
	13.10.5	戒告	大学医員	公務外非行
	13.10.10	停職	大学看護婦	公務外非行
	13.10.23	戒告	大学教授	交通法規違反
	13.10.26	減給	大学主任	交通事故
	13.10.30	減給	大学助手	交通事故
	13.11.7	戒告	大学教授	部下の非行の監督責任
	13.11.20	減給	大学助手	公務外非行
	13.11.26	減給	大学課長	交通法規違反
	13.12.20	停職	大学係員	公務外非行
	13.12.27	減給	大学図書館職員	交通事故
	14.1.18	戒告	大学洗濯夫	欠勤
	14.2.15	停職	大学図書館職員	公務外非行
	14.2.15	減給	大学助手	交通法規違反
	14.2.18	減給	大学係員	勤務態度不良
	14.2.27	戒告	大学係長	交通法規違反
	14.3.7	戒告	大学助手	医療業務の不適正処理
	14.3.26	停職	大学係員	欠勤
	14.3.27	免職	高等専門学校助手	公務外非行
	14.3.28	減給	大学運転手	官物の窃取
	14.3.28	減給	高等専門学校課長	交通事故
	14.3.29	戒告	大学主任	交通事故
	14.4.9	減給	高等専門学校教授	勤務態度不良
	14.4.9	戒告	大学教授	不適切な会計処理
	14.4.12	戒告	大学係長	交通事故
	14.4.18	戒告	大学係長	交通法規違反
	14.4.25	減給	高等専門学校主任	交通法規違反
	14.5.13	減給	大学専門職員	交通事故
	14.5.13	戒告	大学教授	交通事故
	14.5.15	減給	大学教務員	無届兼業

	14.5.21	停職	高等専門学校主任	セクシュアル・ハラスメント
	14.5.28	停職	大学係員	公務外非行
	14.5.31	戒告	大学教務員	無届兼業
	14.6.27	戒告	高等専門学校主任	不適切な会計処理
	14.7.1	戒告	大学教務員	無届兼業
	14.7.1	戒告	大学教務員	無届兼業
	14.7.5	減給	大学専門職員	職場内秩序びん乱
	14.7.11	減給	大学看護師	交通法規違反
	14.7.17	停職	高等専門学校教授	セクシュアル・ハラスメント
	14.7.23	減給	大学洗濯夫	欠勤
	14.9.17	戒告	大学共同利用機関係長	交通法規違反
	14.9.18	減給	大学主任	学内保管金の紛失
	14.9.19	減給	大学教授	学校業務の不適正処理
	14.9.19	戒告	大学専門員	部下の非行の監督責任
	14.9.19	戒告	大学係長	部下の非行の監督責任
	14.10.11	免職	大学附属学校教諭	公務外非行
	14.10.29	減給	大学助教授	交通事故
	14.10.31	停職	高等専門学校運転手	公務外非行
	14.10.31	戒告	大学係長	部下の非行の監督責任
	14.11.1	停職	大学係長	セクシュアル・ハラスメント
	14.11.15	減給	大学主任放射線技師	医療業務の不適正処理
	14.11.15	戒告	大学歯科技工士	交通法規違反
	14.12.27	減給	大学附属学校教諭	交通法規違反
	14.12.27	減給	高等専門学校主任	公金の不適正処理
文化庁	11.6.28	停職	施設等機関係長	公務外非行
	12.2.29	停職	施設等機関係員	欠勤
厚生労働省	14.8.30	減給	地方機関課長補佐	交通事故
	14.9.20	減給	地方機関専門官	交通法規違反
	14.9.30	減給	地方機関看護師長	官物破損
	14.10.30	停職	地方機関専門官	セクシュアル・ハラスメント
	14.10.30	減給	地方機関専門官	公務外非行
	14.11.22	免職	地方機関係員	公金紛失の隠ぺい、交通法規違反
	14.11.22	減給	地方機関局長	部下の非行の監督責任
	14.11.22	減給	地方機関係長	欠勤
	14.11.22	戒告	地方機関部長	部下の非行の監督責任
	14.11.25	戒告	地方機関看護師	交通事故
	14.11.27	減給	地方機関看護師	交通事故
	14.11.28	免職	地方機関看護師	官物の窃取
	14.11.29	減給	地方機関看護師	交通法規違反
	14.11.29	戒告	地方機関主任研究官	公務外非行
	14.12.5	免職	地方機関看護師	公務外非行
	14.12.12	戒告	地方機関看護師	交通事故
	14.12.17	戒告	地方機関医師	交通法規違反
	14.12.25	減給	地方機関専門官	倫理法違反
	14.12.25	戒告	地方機関医師	交通事故
	14.12.25	戒告	地方機関医師	交通法規違反
	14.12.25	戒告	地方機関副看護師長	交通事故
	14.12.27	停職	地方機関係長	休暇の虚偽申請
社会保険庁	12.5.12	減給	地方機関係員	交通事故
	12.7.6	戒告	地方機関係員	無届兼業
	12.7.28	停職	地方機関課長	公務外非行
	12.12.11	減給	地方機関専門官	公務外非行
	12.12.27	減給	地方機関係員	交通事故
	13.5.8	停職	本庁係員	公務外非行
	13.8.28	停職	地方機関係長	交通事故
	13.8.31	戒告	地方機関課長	公務外非行
	13.8.31	戒告	地方機関専門官	交通事故
	13.11.16	戒告	地方機関非常勤職員	公務外非行
	13.11.21	停職	本庁専門官	公務外非行
	14.2.12	減給	地方機関専門官	公務外非行
	14.4.10	免職	地方機関係員	公務外非行
	14.4.17	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	14.5.16	減給	地方機関係員	公務外非行

	14.5.16	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	14.5.16	戒告	地方機関職員	公務外非行
	14.6.28	停職	地方機関課長	公務外非行
	14.6.28	戒告	本庁専門官	公務外非行
	14.7.2	戒告	地方機関専門官	公務外非行
	14.8.7	停職	地方機関係長	公務外非行
	14.8.8	停職	本庁係長	公務外非行
	14.8.8	停職	地方機関係員	公務外非行
	14.9.26	停職	地方機関係長	公務外非行
	14.11.12	戒告	地方機関課長	部下の非行の監督責任
	14.11.13	停職	地方機関所長	交通事故
	14.12.26	減給	地方機関次長	交通法規違反
	14.12.26	減給	地方機関係員	交通事故
	14.12.26	減給	地方機関係員	交通法規違反
農林水産省	10.3.30	減給	地方機関係長	公務外非行
	10.5.22	戒告	施設等機関科長	交通法規違反
	10.5.26	減給	施設等機関技能職員	交通事故
	10.7.22	減給	施設等機関技能職員	欠勤
	10.7.22	戒告	地方機関係長	交通事故
	10.7.23	減給	地方機関係長	欠勤
	10.8.4	減給	地方機関係員	交通法規違反
	10.10.2	免職	施設等機関研究員	公務外非行
	10.10.5	戒告	地方機関係員	交通事故
	10.12.14	減給	地方機関係長	欠勤
	10.12.14	減給	地方機関係員	欠勤
	11.2.8	減給	地方機関係長	公務外非行
	11.11.19	免職	地方機関係長	公務外非行
	12.8.7	停職	施設等機関係長	公金の横領
	12.8.7	戒告	施設等機関課長	部下の非行の監督責任
	12.10.2	減給	施設等機関技能職員	無届兼業
	12.10.2	戒告	施設等機関技能職員	無届兼業
	13.2.23	戒告	施設等機関技能職員	交通事故
	13.3.21	減給	本省係員	欠勤
	13.3.30	停職	施設等機関室長	セクシュアル・ハラスメント
	13.3.30	減給	地方機関課長補佐	無届兼業
	13.5.18	減給	地方機関係長	公文書の虚偽作成
	13.8.3	減給	本省係員	交通法規違反
	13.9.5	減給	地方機関係長	交通法規違反
	13.12.25	停職	本省係員	公務外非行
	14.5.21	戒告	本省係員	交通法規違反
	14.5.27	戒告	地方機関次長	公務外非行
	14.7.15	減給	本省係長	公務外非行
	14.10.25	戒告	地方機関所長	部下の非行の監督責任
	14.10.25	戒告	地方機関課長	部下の非行の監督責任
	14.10.28	減給	地方機関係長	統計業務の不適正処理
	14.12.13	戒告	地方機関専門官	交通法規違反
食糧庁	10.6.15	停職	本庁専門官	公務外非行
	10.6.15	減給	地方機関係員	公務外非行
	10.6.24	戒告	地方機関係員	交通事故
	11.11.30	戒告	地方機関専門官	交通事故
	11.12.10	戒告	地方機関係長	交通事故
	12.5.16	戒告	地方機関専門官	交通事故
	12.8.4	戒告	地方機関専門官	交通事故
	12.8.16	停職	地方機関専門官	セクシュアル・ハラスメント
	12.9.25	減給	地方機関専門官	公務外非行
	12.11.14	戒告	地方機関課長	交通事故
	12.11.28	停職	地方機関係長	公務外非行
	12.11.30	戒告	地方機関係長	交通法規違反
	12.12.27	減給	地方機関専門官	交通法規違反
	13.3.30	減給	地方機関課長補佐	無届兼業
	13.7.31	免職	地方機関係員	公金の横領、無届兼業
	13.10.10	戒告	地方機関係長	交通事故
	13.11.9	停職	地方機関係長	交通事故

	14.2.8	戒告	地方機関専門官	交通事故
	14.2.28	免職	地方機関付技官	公務外非行
	14.3.25	戒告	地方機関課長	交通事故
	14.3.29	戒告	地方機関専門官	交通事故
	14.8.30	停職	地方機関課長補佐	公務外非行
	14.8.30	減給	地方機関専門官	交通事故
	14.9.24	減給	地方機関課長補佐	旅費の不適正受給
	14.10.1	停職	地方機関課長	交通法規違反
	14.10.17	停職	地方機関係員	公務外非行
	14.11.7	戒告	地方機関係員	公務外非行
林野庁	10.1.29	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	10.1.30	戒告	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	10.3.6	戒告	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	10.3.13	減給	本庁企画官	勤務態度不良
	10.3.13	戒告	地方機関支所長	勤務態度不良
	10.5.20	減給	地方機関企画官	交通事故
	10.5.29	減給	地方機関専門官	公務外非行
	10.5.29	戒告	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	10.5.29	戒告	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	10.6.15	減給	地方機関専門官	交通事故
	10.6.18	減給	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	10.6.24	減給	地方機関係員	公務外非行
	10.6.29	停職	地方機関付技官	公務外非行
	10.7.2	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	10.9.9	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	10.10.21	減給	地方機関係長	交通事故
	10.11.19	減給	地方機関係員	交通法規違反
	10.11.24	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	11.1.25	減給	地方機関係長	交通法規違反
	11.7.1	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	11.7.15	停職	地方機関係員	交通事故
	11.8.5	減給	地方機関専門官	交通法規違反
	11.8.23	減給	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	11.8.27	戒告	地方機関所長	交通法規違反
	11.9.21	減給	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	11.10.20	減給	地方機関専門官	交通法規違反
	11.11.1	減給	地方機関係員	欠勤
	11.11.8	減給	地方機関付技官	公務外非行
	11.12.13	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	12.1.25	減給	地方機関係員	公務外非行
	12.2.18	減給	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	12.3.7	減給	地方機関係員	交通法規違反
	12.3.21	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	12.6.8	戒告	地方機関係員	欠勤
	12.8.3	減給	地方機関基幹作業職員	交通事故
	12.10.25	減給	地方機関専門官	公務外非行
	12.10.25	減給	地方機関専門官	公務外非行
	12.11.17	減給	地方機関専門官	交通法規違反
	13.1.19	減給	地方機関基幹作業職員	交通法規違反
	13.5.1	減給	地方機関専門官	交通事故
	13.5.1	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	13.9.14	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.9.14	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.9.14	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.9.14	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.10.9	減給	地方機関付技官	交通事故
	13.11.2	免職	地方機関付事務官	公務外非行
	13.12.14	停職	地方機関付技官	官物の窃取
	13.12.18	停職	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.12.18	停職	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.12.18	停職	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.12.18	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行
	13.12.18	減給	地方機関基幹作業職員	公務外非行

	13.12.21	停職	地方機関付技官	公務外非行
	14.2.26	減給	地方機関係員	公務外非行
	14.3.14	減給	本庁企画官	公務外非行
	14.7.29	免職	地方機関課付技官	官物の横領
	14.7.30	戒告	地方機関調整官	欠勤
	14.8.8	戒告	本庁係員	欠勤
	14.10.10	停職	地方機関基幹作業職員	交通事故
	14.11.15	減給	本庁企画官	部下の非行の監督責任
	14.11.18	減給	地方機関課長	林野業務の不適正処理
	14.11.18	戒告	地方機関係長	林野業務の不適正処理
	14.11.19	減給	地方機関係員	林野業務の不適正処理
	14.11.25	減給	地方機関付技官	公務外非行
水産庁	10.9.28	停職	本庁係長	欠勤
	12.11.7	減給	地方機関機関員	公務外非行
	13.3.26	戒告	地方機関機関員	交通法規違反
	13.7.10	戒告	本庁係長	欠勤
	13.10.22	免職	地方機関機関員	公務外非行
経済産業省	10.3.6	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	10.11.25	戒告	本省係長	欠勤
	11.6.25	減給	本省係長	公務外非行
	11.9.10	減給	本省専門官	公務外非行
	11.10.19	停職	地方機関専門官	公務外非行
	11.11.4	減給	本省係長	欠勤
	11.11.8	戒告	本省係員	欠勤
	11.12.6	減給	本省係長	欠勤
	11.12.6	減給	本省係員	欠勤
	11.12.6	戒告	本省係員	欠勤
	12.4.28	停職	本省専門職	欠勤
	12.6.30	減給	本省課長補佐	関係業者からの借財
	12.7.24	戒告	本省専門官	公務外非行
	12.7.26	減給	地方機関課長補佐	交通事故
	12.12.27	減給	地方機関課長補佐	交通事故
資源エネルギー庁	10.7.1	減給	本庁係員	交通法規違反
特許庁	11.8.18	減給	本庁審査官	公務外非行
国土交通省	13.1.5	減給	地方機関係員	交通事故
	13.6.18	減給	地方機関係員	欠勤
	13.6.19	減給	本省係長	欠勤
	13.7.4	停職	地方機関係員	欠勤
	13.7.11	免職	地方機関係長	交通法規違反
	13.8.6	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	13.8.10	戒告	地方機関係員	交通事故
	13.9.11	減給	本省専門職	欠勤
	13.9.13	戒告	本省係員	欠勤
	13.9.26	戒告	本省係長	交通法規違反
	13.10.1	戒告	地方機関係員	公務外非行
	13.10.5	免職	地方機関係長	公金の詐取
	13.10.5	戒告	地方機関係員	勤務態度不良
	13.10.10	戒告	地方機関専門職	交通法規違反
	13.10.31	戒告	地方機関係長	欠勤
	13.11.27	減給	地方機関係員	公務外非行
	13.12.3	停職	本省専門職	欠勤
	13.12.11	停職	地方機関係長	欠勤
	13.12.12	免職	地方機関係長	公務外非行
	13.12.19	減給	地方機関係長	交通事故
	14.1.17	減給	地方機関係員	欠勤
	14.2.1	減給	地方機関係長	交通事故
	14.2.7	減給	地方機関係長	欠勤
	14.3.1	減給	地方機関主任	欠勤
	14.3.25	戒告	地方機関運転手	セクシュアル・ハラスメント
	14.3.27	戒告	地方機関専門職	欠勤
	14.3.28	減給	地方機関係長	交通事故
	14.3.29	減給	地方機関事務局長	旅費の不適正受給
	14.4.30	停職	地方機関主任	欠勤

	14.5.8	戒告	地方機関専門職	職場内秩序びん乱
	14.6.24	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	14.8.28	減給	地方機関課長	交通事故
	14.9.2	戒告	地方機関専門職	欠勤
	14.10.1	減給	地方機関専門職	欠勤
	14.10.11	停職	地方機関係長	倫理法違反
	14.10.17	免職	地方機関係員	公金の横領
	14.10.17	戒告	本省係長	部下の非行の監督責任
	14.10.21	免職	地方機関専門職	公務外非行
	14.11.25	免職	地方機関専門職	公務外非行
	14.12.3	減給	地方機関係員	公務外非行
	14.12.3	戒告	地方機関係員	公務外非行
	14.12.6	戒告	本省専門職	欠勤
気象庁	10.3.3	停職	地方機関係員	交通事故
	10.6.30	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	10.8.20	減給	施設等機関係員	交通事故
	10.12.14	戒告	地方機関係員	交通法規違反
	12.9.11	停職	地方機関専門職	公務外非行
	12.9.11	停職	地方機関係長	公務外非行
	12.12.4	戒告	地方機関係長	セクシュアル・ハラスメント
	13.9.19	停職	地方機関専門職	公務外非行
	13.11.22	減給	地方機関係員	交通事故
	13.11.26	停職	地方機関出張所長	公務外非行
	13.11.26	戒告	地方機関専門職	交通法規違反
	13.12.10	免職	本庁専門職	公務外非行
	14.2.5	戒告	地方機関所長	報告怠慢
	14.2.7	停職	地方機関係長	公務外非行
	14.2.7	戒告	地方機関課長	部下の非行の監督責任
	14.2.7	戒告	地方機関課長	部下の非行の監督責任
海上保安庁	13.11.19	戒告	地方機関係員	公務外非行
	14.3.25	減給	地方機関船員	海上保安業務の不適正処理
	14.7.17	減給	地方機関専門職	交通事故
	14.10.3	減給	本庁専門職	交通法規違反
	14.10.4	減給	地方機関係員	交通事故
	14.10.7	停職	地方機関船員	セクシュアル・ハラスメント
	14.12.24	減給	地方機関船員	交通法規違反
海難審判庁	14.2.22	戒告	地方機関係員	交通事故
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	14.10.24	停職	本部専門職	公務外非行
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	13.8.10	戒告	専門職員	欠勤
独立行政法人航空宇宙技術研究所	14.7.19	戒告	本所課長	虚偽報告
	14.7.19	戒告	本所係長	欠勤
独立行政法人農林水産消費技術センター	13.7.23	減給	地方機関専門職	公務外非行
独立行政法人家畜改良センター	14.7.31	戒告	地方機関係員	交通事故
	14.9.11	減給	地方機関係員	欠勤
独立行政法人肥飼料検査所	13.9.21	免職	地方機関係長	公務外非行
独立行政法人林木育種センター	13.12.13	減給	地方機関係員	交通事故
独立行政法人農業技術研究機構	13.12.20	免職	地方機関技術専門職	交通事故
	13.12.20	戒告	地方機関研究職	部下の非行の監督責任
独立行政法人農業生物資源研究所	13.10.23	減給	本所課長	交通事故
	14.8.30	減給	本所主任研究員	公務外非行
独立行政法人森林総合研究所	13.5.24	停職	地方機関技術専門職	交通法規違反
	14.6.18	減給	地方機関係長	公務外非行
独立行政法人水産総合研究センター	14.10.31	戒告	地方機関部長	セクシュアル・ハラスメント
独立行政法人農業技術総合研究所	14.11.11	戒告	本所主任研究員	交通事故
独立行政法人製品評価技術基盤機構	14.11.1	減給	本所主査	交通事故

（注）１．平成１３年１月６日の省庁再編前の旧府省等における懲戒処分については、省庁再編後の新府省等における懲戒処分として整理している。
２．処分の理由欄の「公務外非行」とは、公務外の非違行為で交通事故又は交通法規違反以外のものをいう。

（答弁通知書受領）

一、去る十日、内閣から、衆議院議員大出彰君提出国家公務員Ⅰ種試験に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律

（消防組織法の一部改正）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号中「資材の」の下に「認定及び」を加え、同項第二十号中「応援」の下に「及び支援並びに緊急消防援助隊」を加え、同項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第三章中第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の三　前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第二十四条の三第一項中「の消防の応援」の下に「又は支援（以下「消防の応援等」という。）」を加え、「応援のため」を「応援等のため」に改め、同条第二項中「応援」を「応援等」に改め、同条第三項中「次項及び次条において」を「以下」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

第二十四条の四を次のように改める。

第二十四条の四　緊急消防援助隊とは、前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

第二十四条の四の次に次の三条を加える。

第二十四条の五　消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

第二十四条の六　消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

第二十四条の七　都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

第二十五条中「市町村」を「前項に定めるもののほか、市町村」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第二十四条の三第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

緊急消防援助隊に係る第二十四条の四第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、

国が補助するものとする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二　総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

第二十六条の二に次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（消防法の一部改正）

第二条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章の二　消防の用に供する機械器具等の検定等」を「第四章の二　消防の用に供する機械器具等の検定等　第四章の三　日本消防検定協会等」に改める。

第二条第七項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第八項中「又は」を「若しくは」に改め、「一隊」の下に「又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十八条の三第三項の規定による都道府県の航空消防隊」を加える。

第三条第一項第一号中「禁止」の下に「、停止」を加える。

第四条第一項中「消防団員。」の下に「第五条の三第二項を除き、」を加え、「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第五条の二第一項中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第八条の二の三第一項第二号イ及び第六項第二号中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条第二項及び第十一条の四第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十三条の三第四項第一号中「、短期大学」を削る。

第十七条第一項中「関係者は」の下に「、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように」を加え、「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を」を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

第十七条の二第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十七条の二の五とし、第十七条の次に次の四条を加える。

第十七条の二　前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この章において「協会」という。）又は法人であって総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。）を受けなければならない。

性能評価を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画その他総務省令で定める書類を添えて、協会又は前項の規定による登録を受けた法人に申請しなければならない。

協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があったときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果（次条第一項及び第二項において「評価結果」という。）を前項の申請をした者に通知しなければならない。

第十七条の二の二　前条第三項（第十七条の二の四第三項において準用する場合を含む。）の評価結果の通知を受けた者が第十七条第三項の認定を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価結果を記載した書面を添えて、総務大臣に申請しなければならない。

総務大臣は、前項の申請があったときは、同項の設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面により、当該申請に係る設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等が第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、当該性能を有していると認められるときは、同条第三項の規定による認定をしなければならない。

総務大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、その旨を関係消防長又は関係消防署長に通知しなければならない。この場合において、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十七条の二の三　総務大臣は、第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができる。

一　偽りその他不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したとき。

二　設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるとき。

第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前二条の規定は、前項の規定により総務大臣が承認する場合について準用する。

第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十七条の二の四　総務大臣は、協会又は第十七条の二第一項の規定による登録を受けた法人が、性能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようとする者の申請に基づき当該性能評価を行うことができる。

総務大臣は、前項の規定により性能評価の全部又は一部を自ら行う場合は、あらかじめ、当該性能評価を行う期間を公示しなければならない。

第十七条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により総務大臣が性能評価を行う場合について準用する。

第一項の規定により総務大臣の行う性能評価を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第十七条の三の二中「命令又は」を「命令若しくは」に、「第十七条の二第一項前段」を「第十七条の二の五第一項前段」に、「第十七条の二第一項後段」を「第十七条の二の五第一項後段」に改め、「という。）」の下に「又は設備等設置維持計画」を、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第十七条の三の三中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第十七条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における同条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

第十七条の五を次のように改める。

第十七条の五　消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

一　第十条第四項の技術上の基準又は設備等技術基準に従つて設置しなければならない消防用設備等

二　設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない特殊消防用設備等

第十七条の八第一項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等（以下この章において「工事整備対象設備等」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項第一号中「、短期大学」を削り、同項第二号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十七条の十及び第十七条の十一第一項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十七条の十二中「行ない」を「行い」に、「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十七条の十四中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第二十一条の三第一項中「又は」の下に「法人であつて」を加え、「指定する者の」を「登録を受けたものが」に改め、同条第二項中「指定を受けた者（以下この章において「指定検定機関」という。）」を「登録を受けた法人」に改め、同条第三項中「指定検定機関」を「第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条第四項を削る。

第二十一条の七中「指定検定機関」を「第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人のうち当該型式承認に係る検定対象機械器具等についての試験を行つたもの」に改める。

第二十一条の八第一項中「指定検定機関」を「第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条の九第一項中「指定検定機関」を「第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第二十一条の十中「指定検定機関」を「第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に改める。

第二十一条の十一第一項中「協会」の下に「又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」を加え、同条第三項及び第四項中「第二十一条の八第一項」を「第二十一条の八」に改める。

第二十一条の十五第一項中「第二十一条の三第三項若しくは第二十一条の八第一項の規定により協会若しくは指定検定機関の行う試験若しくは個別検定」を削り、同条第二項中「、協会の行う試験又は個別検定に係るものについては協会の、指定検定機関の行う試験又は個別検定に係るものについては指定検定機関の」を削る。

第二十一条の十六中「指定検定機関」を「第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章の三　日本消防検定協会等

第二十一条の十七中「個別検定」の下に「、特殊消防用設備等の性能に関する評価」を加える。

第二十一条の三十六第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十七条の二第一項の規定により特殊消

防用設備等の性能に関する評価を行うこと。

第二十一条の三十六に次の一項を加える。

協会は、第一項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、総務大臣の認可を受けて、同項の業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う研究、調査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

第二十一条の四十第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第四章の二第三節を第四章の三第一節とする。

第四章の二第四節の節名を次のように改める。

第四節　登録検定機関

第二十一条の四十五中「第二十一条の三第一項」を「第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項」に、「指定は、」を「登録（以下この節において単に「登録」という。）は、次に掲げる業務の区分ごとに、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに」に、「者」を「法人」に改め、同条に次の各号を加える。

一　特殊消防用設備等の性能に関する評価を行う業務

二　消火に係る検定対象機械器具等についての試験及び個別検定を行う業務

三　火災の感知及び警報に係る検定対象機械器具等（前号に掲げるものを除く。）についての試験及び個別検定を行う業務

四　人命の救助に係る検定対象機械器具等その他の検定対象機械器具等（前二号に掲げるものを除く。）についての試験及び個別検定を行う業務

第二十一条の四十五に次の一項を加える。

登録を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

第二十一条の四十六第一項中「前条の規定による申請」を「前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）に、「と認めるときでなければ、第二十一条の三第一項の規定による指定をしては」を「ときは、登録をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

第二十一条の四十六第一項各号を次のように改める。

一　別表第二の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者を有していること。

二　別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を保有していること。

三　登録申請者が、第十七条の二第一項の規定により性能評価を受けなければならないこととされる特殊消防用設備等又は第二十一条の三第一項の規定により試験を受けなければならないこととされる検定対象機械器具等を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者（以下この号及び第二十一条の五十二第三項において「事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四　検定等の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　検定等の業務を行う部門に前条第一項各号に掲げる業務の区分ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ　検定等の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い検定等の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

第二十一条の四十六第二項各号列記以外の部分中「者」を「法人」に改め、「次の」の下に「各号の」を加え、「第二十一条の三第一項の規定による指定」を「登録」に改め、同項第一号中「この法律」を「その法人又はその業務を行う役員がこの法律又はこの法律に基づく命令」に、「者」を「法人」に改め、同項第二号中「指定」を「登録」に、「者」を「法人」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第二十一条の五十七第一項又は第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

第二十一条の四十六に次の一項を加える。

登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三　登録を受けた業務の区分

四　検定等を行う事務所の所在地

第二十一条の四十九を削る。

第二十一条の四十八中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

登録検定機関は、公正に、かつ、総務省令で定める技術上の基準に適合する方法により検定等を行わなければならない。

第二十一条の四十八を第二十一条の四十九とする。

第二十一条の四十七第一項中「第二十一条の三第一項の規定による指定」を「登録」に、「当該

指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「第二十一条の四十六第三項各号に掲げる事項」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録を受けた法人（以下「登録検定機関」という。）」に、「その名称又は主たる事務所の所在地」を「第二十一条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項」に改め、同条を第二十一条の四十八とし、第二十一条の四十六の次に次の一条を加える。

第二十一条の四十七　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第二十一条の五十中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第二十一条の五十一第一項中「指定検定機関は、」を「登録検定機関は、検定等の実施方法、検定等に関する料金その他の」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第二十一条の五十二第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第二十一条の三第一項の規定による指定」を「登録」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第二項を次のように改める。

登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条の三において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

第二十一条の五十二に次の一項を加える。

事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十一条の五十三中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第二十一条の五十四を次のように改める。

第二十一条の五十四　総務大臣は、登録検定機関が第二十一条の四十六第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、登録検定機関が第二十一条の四十九の規定に違反していると認めるときは、当該登録検定機関に対し、検定等を行うべきこと又は当該検定等の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の五十五第一項及び第二十一条の五十六第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第二十一条の五十七第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「指定を」を「登録を」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、「次の」の下に「各号の」を加え、「指定を」を「登録を」に改め、同項第一号中「第一節」を「第十七条の二から第十七条の二の四まで、前章第一節」に改め、同項第三号中「第二十一条の四十九第二項、」を削り、同項第五号中「第二十一条の三第一項の指定」を「登録」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　正当な理由がないのに第二十一条の五十二第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

第二十一条の五十七第三項中「指定」を「登録」に改める。

第四章の二第四節を第四章の三第二節とする。

第六章中第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項の規定は、消防組織法第十八条の三第一項の規定により都道府県が市町村の消防を支援する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「消防吏員又は消防団員」とあるのは、「消防吏員若しくは消防団員又は航空消防隊に属する都道府県の職員」と読み替えるものとする。

第三十五条の二第一項中「場合において、特に必要があると認めたときは」を「場合及び特に必要があると認めた場合に限り」に改め、同条第二項中「及び」を「、第三十五条第一項及び第二項（勧告に係る部分を除く。）並びに」に、「、「消防庁の職員」を「消防庁の職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防署長」とあるのは「消防本部を置く市町村の区域にあっては、消防長又は消防署長のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であって第三十五条の三第一項の規定により都道府県知事が火災の原因の調査を行う場合にあっては、市町村長及び都道府県知事のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であって同項の規定にかかわらず都道府県知事が火災の原因の調査を行わない場合にあっては、市町村長のほか、消防庁長官」に改める。

第三十五条の五を次のように改める。

第三十五条の五　削除

第三十五条の八第二項中「（昭和二十二年法律第二百二十六号）」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六条中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで並びに第三十条の二において準用す

る第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項」に改める。

第三十六条の三第一項中「第二十五条第二項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を、「第二十九条第五項（」の下に「第三十条の二及び」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十条第一項第三号中「第二十九条第五項（」の下に「第三十条の二及び」を加える。

第四十一条第一項第四号中「第十七条の四第一項」の下に「又は第二項」を、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第四十一条の六中「第二十一条の五十七第二項の規定による」の下に「特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに」を、「違反行為をした」の下に「第十七条の二第一項又は」を加え、「指定」を「登録」に、「者」を「法人」に改める。

第四十三条の五中「次の」の下に「各号の」を、「違反行為をした」の下に「第十七条の二第一項又は」を加え、「指定」を「登録」に、「者」を「法人」に改め、同条第三号中「受けないで、」の下に「特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに」を加える。

第四十四条第八号中「第十七条の四第一項」の下に「又は第二項」を、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第十六号中「第三十六条」を「第三十条の二及び第三十六条」に改める。

第四十六条の二第三号中「第二十一条の三十六第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十六条の五中「第八条の二の三第五項」の下に「、第十七条の二の三第四項」を加え、同条を第四十六条の六とし、第四十六条の四を第四十六条の五とし、第四十六条の三を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

第四十六条の三　第二十一条の五十二第二項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第三項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十五第一項第一号の業務	
	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者
	二　消防設備士の資格を有する者
	三　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士の資格を有する者
	四　火災予防に係る審査又は検査に三年以上の実務経験を有する者

第二十一条の四十五第一項第二号から第四号までの業務	
	学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

別表第三（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十五第一項第一号の業務	
	一　木材クリプ乾燥設備
	二　熱分布測定装置
	三　煙濃度分布測定装置
	四　気流分布測定装置
	五　一酸化炭素濃度分布測定装置
	六　ロードセル
	七　排煙浄化設備

第二十一条の四十五第一項第二号の業務	
	一　木材クリプ乾燥設備
	二　閉鎖型スプリンクラーヘッド感度試験装置
	三　散水分布測定装置
	四　耐圧試験機
	五　高圧大容量試験ポンプ
	六　泡消火薬剤発泡装置
	七　ガスクロマトグラフ
	八　耐候性試験機
	九　排煙浄化設備

第二十一条の四十五第一項第三号の業務	
	一　感知器感度試験装置
	二　スペクトルアナライザ
	三　繰返し試験機
	四　周囲温度試験機
	五　衝撃電圧試験機
	六　振動試験機
	七　衝撃試験機
	八　腐食試験機
	九　湿度試験機
	十　粉じん試験機

第二十一条の四十五第一項第四号の業務	
	一　引張り強度試験装置
	二　圧縮強度試験装置
	三　塩水噴霧試験機

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消防組織法第三章中第十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の三の改正規定、同法第二十四条の四の次に三条を加える改正規定（同法第二十四条の七に関する部分に限る。）、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十五条の次に一条を加える改正規定並びに第二条中消防法第二条第八項の改正規定、同法第三十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十五条の八、第三十六条、第三十六条の三、第四十条及び第四十四条第十六号の改正規定並びに附則第五条の規定　平成十六年四月一日

二　第二条中消防法目次の改正規定、同法第二条第七項、第五条の二、第八条の二の三、第十条、第十一条の四、第十三条の三、第十七条及び第十七条の二の改正規定、同条を同法第十七条の二の五とし、同法第十七条の次に四条を加える改正規定、同法第十七条の三の二から第十七条の五まで、第十七条の八、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十四、第二十一条の三、第二十一条の七から第二十一条の十一まで、第二十一条の十五及び第二十一条の十六の改正規定、同条の次に章名を付する改正規定、同法第二十一条の十七、第二十一条の三十六及び第二十一条の四十の改正規定、同法第四章の二第三節を同法第四章の三第二節とする改正規定、同法第四章の二第四節の節名の改正規定、同法第二十一条の四十五及び第二十一条の四十六の改正規定、同法第二十一条の四十九を削る改正規定、同法第二十一条の四十八の改正規定、同条を同法第二十一条の四十九とする改正規定、同法第二十一条の四十七の改正規定、同条を同法第二十一条の四十八とし、同法第二十一条の四十六の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条の五十から第二十一条の五十七まで、同法第四章の二第四節を同法第四章の三第二節とする改正規定、同法第四十一条、第四十一条の六、第四十三条の五、第四十四条第八号、第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規定、同条を同法第四十六条の六とし、同法第四十六条の四を同法第四十六条の五とし、同法第四十六条の三を同法第四十六条の四とし、同法第四十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法別表を同法別表第一とし、同表の次に二表を加える改正規定並びに附則第六条から第八条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の消防法（以下「新法」という。）第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項の登録を受けようとする法人は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十一条の五十一第一項の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十七　消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第四項中「及び」の下に「同条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下本項において「特殊消防用設備等」という。）並びに」を、「（消防用設備等」の下に「及び特殊消防用設備等」を加える。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第七条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

（消防法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　消防法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊の編成、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備し、あわせて、大規模又は特殊な防火対象物における消防用設備等の実態にかんがみ、一定の性能を有する特殊消防用設備等についての認定制度を設けるほか、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための所要の規定を整備する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　消防組織法の一部改正に関する事項

(一)　消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を政令で定める制度を廃止すること。

(二)　都道府県による市町村の消防の支援に関すること。

(1)　都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができるものとすること。

(2)　都道府県知事及び市町村長は、(1)の支援に関して協定することができるものとすること。

(3)　都道府県知事は、(1)の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとすること。

(4)　都道府県の航空消防隊は、市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとすること。

(三)　緊急消防援助隊の出動に関すること。

(1)　消防庁長官は、大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示することができるものとすること。この場合、都道府県知事は、指示に基づき、区域内の市町村の長に対し、指示することができるものとすること。

(2)　緊急消防援助隊は、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいうものとすること。

(3)　総務大臣は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとすること。この場合、総務大臣は、あらかじめ財務大臣と協議するものとすること。

(4)　消防庁長官は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとすること。この登録について、消防庁長官は、都道府県知事又は市町村長に対し、協力を求めることができるものとすること。

(5)　消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとすること。

(6)　消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち政令で定める経費は、国が負担するものとすること。

(7)　緊急消防援助隊に係る(3)の計画に基づいて整備される施設であって政令で定めるものに要する経費は、予算の範囲内において、国が補助するものとすること。

(8)　総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができるものとすること。

(9)　その他所要の規定の整備を図ること。

(四)　自主的な防災組織に関すること。

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

(五)　その他所要の規制の整備を図ること。

2　消防法の一部改正に関する事項

(一)　消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための規定の整備に関すること。

(1)　一定の防火対象物の関係者が、消防用設備等を設置し、及び維持する場合には、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならないものとすること。

(2)　一定の防火対象物の関係者が、第十七条第一項及び第二項の規定に基づく技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、これらの規定を適用しないものとすること。

(3)　(2)の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下「協会」という。）又は法人であって総務大臣の登録を受けたもの（以下「登録検定機関」という。）の行う性能評価を受けなければならないものとすること。

(4)　(3)の性能評価を受けようとする者は、申請書に設備等設置維持計画等を添えて、協会又は登録検定機関に申請しなければならないものとし、当該協会又は登録検定機関は、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果（以下「評価結果」という。）と当該申請をした者に通知しなければならないものとすること。

(5)　(4)の評価結果の通知を受けた者が認定を受けようとするときは、申請書に設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面を添えて、総務大臣に申請しなければならないものとし、総務大臣は、当該申請があったときは、当該申請に係る特殊消防用設備等が第十七条第一項及び第二項の規定に基づく技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、当該性能を有していると認めるときは、認定をしなければならないものとすること。

(6)　総務大臣は、認定をしようとするときは、その旨を関係消防長又は関係消防署長に通知しなければならないものとし、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができるものとすること。

(7)　総務大臣は、認定を受けた特殊消防用設備等について、設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるとき等には、当該認定を失効させることができるものとすること。

(8)　認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならないものとすること。

(9)　総務大臣は、協会又は登録検定機関が、性能評価を行う機能の全部又は一部

を喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことが困難になった場合において、特別の必要があると認めるときは、当該性能評価を行うことができるものとすること。

(10)　消防長又は消防署長は、認定を受けた特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従って、設置され、又は維持されていないと認めるときは、必要な措置をなすべきことを命ずることができるものとすること。

(二)　協会及び登録検定機関に関すること。

(1)　協会の目的及び業務に、特殊消防用設備等の性能評価を加えること。

(2)　指定検定機関を登録検定機関に改めるとともに、これに併せ、登録基準、登録簿への記載、登録の更新、財務諸表等の作成等に係る規定の整備を図ること。

(三)　国による主体的な火災原因調査の実施に関すること。

消防庁長官は、消防長又は都道府県知事から要請がなくとも、特に必要があると認めた場合には、火災原因調査を行うことができるものとすること。

(四)　救急業務を行わなければならない市町村を政令で定める制度を廃止すること。

(五)　その他所要の規定の整備を図ること。

3　その他

(一)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとすること。

(1)　1の(二)並びに(三)の(1)及び(6)から(9)まで並びに3の(二)の一部　平成十六年四月一日

(2)　2の(一)及び(二)並びに3の(二)の一部　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(二)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとすること。

二　議案の可決理由

大規模又は特殊な災害に対処する等のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示、国の財政措置等に係る規定の整備等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十日

総務委員長　遠藤　武彦

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護という消防目的を達成する観点から、左記の事項について措置すべきである。

一　緊急消防援助隊の運用に当たっては、大規模災害等の発生時における人命救助活動等の重要性を踏まえ、市町村消防の原則を尊重しつつ、隊員の技術向上・部隊間の連携強化等が図られるよう、地方公共団体に対し助言及び支援を行うとともに、合同訓練の充実を図るほか、出動経費に対する国庫負担金の確保、資機材整備等のための国庫補助金の拡充強化、国の体制整備など、国として万全の措置を講ずること。

二　大規模災害等の発生時における消防の応援等に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政措置を充実し情報通信システムの整備を早期に進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう、今後とも配意すること。

三　大規模災害等の発生時において、消防団・自主防災組織等の果たす役割が重要であることにかんがみ、その活動の活性化、充実・強化が図られるよう、消防団員の処遇改善、拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援、環境整備等を推進すること。

四　救急業務の実施に当たっては、搬送後の傷病者の容態等についての必要な情報提供が救急医療機関より消防機関になされるよう、両省の連携を緊密にすることを含め、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺漏なきよう万全を期するとともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。

五　消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能の審査については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援、学術的な教育等を行うための体制を構築すること。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十五年六月十二日

提出者

総務委員長　遠藤　武彦

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項各号」に、「人口に関する要件は、四万以上」を「要件は、人口三万以上を有すること」に改める。

附則第二条の二を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

市町村の合併を推進するため、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年五月二十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　福田　康夫

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等」を「第一節　契約条件の変更（第二百四十条の二―第二百四十条の十三）　第二節　業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等」に、「第三款　契約条件の変更（第二百五十条―第二百五十五条の五）　第三款　合併等における契約条件の変更（第二百五十条―第二百五十六条―第二百五十八条）」を「第三節　合併等の手続の実施の命令等（第二百五十六条―第二百五十五条の五）　第四節　保険契約者保護機構の行う資金援助等」に、「第三節　雑則（第二百七十一条―第二百七十一条の二の四）」を「第五節　雑則（第二百七十一条―第二百七十一条の二の四）」に改める。

第二十二条第二項第四号中「基金」の下に「（第五十六条の基金償却積立金を含む。）」を加える。

第五十二条の三第三項中「、第三百八十条第一項」を削り、「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、「商法第二百八十条ノ十五第一項」との下に、「第三百八十条第一項」とあるのは「保険業法第五十六条の二第四項において準用する商法第三百八十条第一項」と」を加える。

第五十五条第一項第二号中「第五十七条第一項」を「第五十七条第二項」に改める。

第五十六条の見出しを「（基金償却積立金の積立て）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（基金償却積立金の取崩し）

第五十六条の二　相互会社は、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。

2　前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3　第一項の規定による基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次項において準用する商法第三百七十六条第一項（資本の減少に関する債権者の異議）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

二　次項において準用する第十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三　次項において準用する第十七条第二項の異議を述べた保険契約者の数又はその者の次項において準用する第十七条第四項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えなかったことを証する書面

4　第十六条の二並びに第十七条第一項から第五項まで、第七項及び第九項から第十一項まで並びに商法第三百七十六条及び第三百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。この場合において、第十六条の二第一項中「委員会等設置会社」とあるのは「第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社」と、「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、第十七条第一項及び第四項中「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、同条第五項中「商法」とあるのは「第五十六条の二第四項において準用する商法」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第一項から第五項まで及び第五十六条の二第五項」と、同項及び同条第九項中「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、同条第十項において準用する第十六条の二第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五十六条の二第一項」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩」と、「減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「取リ崩スベキ基金償却積立金ノ額」と、同法第三百八十条第一項中「資本減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩」と、同条第三項において準用する同法第二百四十九条中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定による基金償却積立金の取崩しは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十七条を次のように改める。

（損失のてん補に充てるための損失てん補準備金等の取崩し）

第五十七条　損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

2　損失てん補準備金を損失のてん補に充てても尚お不足するときは、前条の規定によらないで、基金償却積立金を損失のてん補に充てるため取り崩すことができる。

第六十条第一項中「その定款を変更して基金の総額を増加し」を「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議により」に改め、同条第四項中「第六十条第二項」を「第六十条第三項」に、「第六十条第二項各号」を「第六十条第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

第八十八条の見出しを「（基金の償却等）」に改め、同条第二項中「前項本文の場合」を「相互会社

から株式会社への組織変更を行う場合」に改める。

第百二十六条に次の一号を加える。

八　第二百四十条の五第五項の方針に関する事項

第百五十一条中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、「準用スル第二百八十条ノ十五」の下に「、同法第五十六条の二第四項ニ於テ準用スル第三百八十条」を加える。

第百八十四条中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改める。

第二編第十章中第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第三節とする。

第二百四十一条第一項中「（外国保険会社等を含む。第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）」、「（外国保険会社等にあっては、日本における保険業。以下この条及び第二百六十二条において同じ。）」及び「（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）」を削る。

第二百四十二条第一項中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、「（資本減少無効の訴え）」の下に「第五十六条の二第四項及び」を加え、同条第六項中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削る。

第二百四十九条の二第三項中「若しくは」の下に「第五十六条の二第二項、第六十条第二項、」を加える。

第二百四十九条の三第六項中「、第二百五十条第三項及び第五項並びに第二百五十一条第二項」を「並びに第二百五十条第三項及び第五項」に、「同条第五項中「前項の公告」とあり、及び第二百五十一条第二項中「第二百五十条第四項」を「及び同条第五項中「前項」に改める。

第二編第十章第一節第三款の款名を次のように改める。

第三款　合併等における契約条件の変更

第二百五十条第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する「特定契約」とは、次に掲げるものをいう。

一　次項の公告の時（当該公告の時において既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十五条（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、この条第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合にあっては、その保険契約に係る支払を停止した時。次号において「公告等の時」という。）において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているもの（第二百四十条の三の規定による命令により保険契約に係る支払が停止されているものを除く。）を含み、前号に掲げるものを除く。）

第二百五十一条第二項を次のように改める。

2　前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十五条第二項及び第百三十七条第四項（第二百十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第百三十五条第二項中「第百三十七条第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約」とあるのは「第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、第百三十七条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「当該保険契約について、第一項の公告の時において」とあるのは「当該保険契約が第二百五十条第三項に規定する特定契約である場合において、当該保険契約につき」とする。

第二百五十四条第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

第二百五十五条第二項を次のように改める。

2　前条第一項の合併をする場合における第百六十六条第二項において準用する第十七条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「当該公告の時において既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条において「保険金請求権等」という。）が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）」とあるのは「第二百五十条第三項第一号」に改める。

第二百五十四条第二項を次のように改める。

2　保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十条の五、第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等にあっては、日本における保険業。以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

第二百五十四条第二項において準用する第二百五十条第三項に規定する特定契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この条において「保険金請求権等」という。）」とする。

第二百五十五条の二第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

第二編第十章中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節　契約条件の変更

（契約条件の変更の申出）

第二百四十条の二　保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十条の五、第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等にあっては、日本における保険業。以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

2　保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護の

ため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、文書をもって、示さなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4　第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約をいう。

（業務の停止等）

第二百四十条の三　内閣総理大臣は、前条第三項の承認をした場合において、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を付して当該保険会社の保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

（契約条件の変更の限度）

第二百四十条の四　契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであってはならない。

2　契約条件の変更によって変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定利率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回ってはならない。

（契約条件の変更の決議）

第二百四十条の五　保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

2　前項の場合には、商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3　第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項（招集の通知）（第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4　第一項の決議を行う場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5　前項の方針については、その方針を定款に記載し、又は記録しなければならない。

（契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例）

第二百四十条の六　株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに行う商法第二百十四条第一項（株式併合）、第二百四十五条第一項（営業の譲渡及び譲受け）、第二百八十条ノ二第二項（新株の有利発行）（同法第二百十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第三百四十六条（ある種類の株主の総会）若しくは第三百七十五条第一項（資本の減少）若しくは第六十九条第二項、第百三十六条第二項若しくは第百四十四条第三項の規定による決議若しくは同法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）、第三百四十五条第二項（ある種類の株主の総会）、第三百五十三条第五項（株式交換契約書の承認）（同法第三百六十五条第三項（株式移転事項の承認）において準用する場合を含む。）、第四百五条（解散の決議）若しくは第四百八条第四項（合併契約書の承認）に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2　株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともに行う商法第三百四十八条第一項（株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法）、第三百五十三条第六項（株式交換契約書の承認）、第三百六十五条第二項（株式移転事項の承認）又は第四百八条第五項（合併契約書の承認）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3　相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに行う第四十一条若しくは第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項（第二号を除く。）（営業の譲渡及び譲受け）若しくは第五十六条の二第二項、第六十条第二項、第八十六条第三項、第百三十六条第二項若しくは第百四十四条第三項の規定による決議若しくは第六十二条第二項、第百五十六条若しくは第百七十二条第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

4　第一項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があった場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

5　前項の株主総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

6　前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

7　第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、第四項中「各株主」とあるのは「各社員（総代会を設けているときは、各総代）」と、同項及び第五項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同項中「第一項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

（契約条件の変更に係る書類の備置き等）

第二百四十条の七　保険会社の取締役（委員会等設置会社等にあっては、執行役）は、第二百四十条の五第一項の決議を行うべき日の二週間前（外国保険会社等にあっては、契約条件の変更

についての決定を行った日）から第二百四十条の十三第一項の公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類（第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。）を各営業所又は各事務所（外国保険会社等にあっては、第百八十五条第一項に規定する支店等）に備え置かなければならない。

2　保険会社の株主又は保険契約者（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約者）は、その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は保険会社の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（保険調査人）

第二百四十条の八　内閣総理大臣は、第二百四十条の二第三項の承認をした場合において、必要があると認めるときは、保険調査人を選任し、保険調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2　前項の場合においては、内閣総理大臣は、保険調査人が調査すべき事項及び内閣総理大臣に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3　内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行っていないと認めるときは、保険調査人を解任することができる。

4　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第八十条及び第八十一条第一項（管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬）の規定は、保険調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する会社更生法第八十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第二百四十条の二第一項の保険会社（次条及び第三百十八条の二において「被調査会社」という。）の負担とする。

（保険調査人の調査等）

第二百四十条の九　保険調査人は、被調査会社の取締役、執行役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であった者に対し、被調査会社の業務及び財産の状況（これらの者であった者については、その者が当該被調査会社の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　保険調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（保険調査人の秘密保持義務）

第二百四十条の十　保険調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。保険調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2　保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が保険調査人の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

（契約条件の変更に係る承認）

第二百四十条の十一　保険会社は、第二百四十条の五第一項の決議（外国保険会社等にあっては、契約条件の変更についての決定。以下この節において同じ。）があった場合（第二百四十条の六第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により第二百四十条の五第一項の決議があったものとみなされる場合を含む。）には、当該決議の後、遅滞なく、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければならない。

2　内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、かつ、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更が当該保険会社の保険業の継続のために必要なものであり、保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

（契約条件の変更の通知及び異議申立て等）

第二百四十条の十二　保険会社は、前条第一項の承認があった場合には、当該承認があった日から二週間以内に、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る保険契約者（以下この条において「変更対象契約者」という。）に対し、同項の決議に係る契約条件の変更の内容を、書面をもって、通知しなければならない。

2　前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類（第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあっては、その方針の内容を示す書類を含む。）を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3　前項の期間は、一月を下ってはならない。

4　第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5　第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

（契約条件の変更の公告等）

第二百四十条の十三　保険会社は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなったときも、同様とする。

2　保険会社は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る保険契約者に対し、当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第三百十一条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令

第三百十一条の三第一項第三号中「第二百三十一条」の下に「、第二百四十条の三」を加える。

第三百十六条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三百十八条中「第二百四十七条の三」を「第二百四十条の十、第二百四十七条の三」に改める。

第三百十八条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

被調査会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であった者が第二百四十条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百二十一条第一項第一号中「第三百十六条第一号、第二号、第五号又は第六号」を「第三百十六条第一号から第三号まで、第六号又は第七号」に改め、同項第三号中「第三百十六条第三号若しくは第四号」を「第三百十六条第四号若しくは第五号」に改める。

第三百二十八条第一項中「規定する者」の下に「、保険会社の保険調査人」を加える。

第三百三十条第一項第二号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改める。

第三百三十三条第一項各号列記以外の部分中「保険管理人」の下に「、保険調査人」を加え、同項第五号中「、第五十七条」を「から第五十七条まで」に改め、同項第八号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、同項第三十号中「第二百三十条第一項」の下に「、第二百四十条の三」を加え、同項第四十九号の二を同項第四十九号の三とし、同項第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二　第二百四十条の八第二項の期限までに調査の結果の報告をしないとき。

第三百三十七条の二第一号中「第二編第十章第二節」を「第二編第十章第四節」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「第二編第十章第一節第二款」を「第二編第十章第二節第二款」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　基金償却積立金の取崩し

第二百六十二条に次の一号を加える。

五　基金償却積立金の取崩し

第二百六十三条第一号中「第六十条第二項第二号」を「第六十条第三項第二号」に改める。

第三百二条の次に次の一条を加える。

（基金償却積立金の取崩しに関する特例）

第三百二条の二　更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六条の二第四項の規定は、適用しない。

第三百三条第四項及び第三百十七条第二号中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改める。

理　由

最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社については、契約条件の変更の申出を行うことができることとするとともに、契約条件の変更を行うための手続として、株主総会等の特別決議のほか、異議申立て手続等を行うこととする。

2　契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならないこととする。

3　契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないこととするとともに、変更後の予定利率は、保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める水準を下回ってはならないこととする。

4　内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出につき承認の権限を有するとともに、必要に応じ保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させた上で、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更案の承認をしてはならないこととする。

5　基金に係る債務の免除を受けたとき等の基金及び基金償却積立金の取扱いについて規定の整備を行うこととする。

6　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行おうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月十日

財務金融委員長　小坂　憲次

衆議院議長　綿貫　民輔殿

少子化社会対策基本法案

右の議案を提出する。

平成十三年六月十九日

提出者

中山　太郎　荒井　広幸
西川　京子　福島　豊
井上　喜一　五島　正規
肥田美代子　近藤　基彦
粟屋　敏信

賛成者

小野　晋也外二十名

少子化社会対策基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　基本的施策（第十条―第十七条）
第三章　少子化社会対策会議（第十八条・第十九条）
附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第二条　少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2　少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3　少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4　社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第五条　事業主は、子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の責務）

第六条　国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

（施策の大綱）

第七条　政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第九条　政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

（雇用環境の整備）

第十条　国及び地方公共団体は、子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

（保育サービス等の充実）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

（地域社会における子育て支援体制の整備）

第十二条　国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

（母子保健医療体制の充実等）

第十三条　国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

（ゆとりのある教育の推進等）

第十四条　国及び地方公共団体は、子どもを生み育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境の整備）

第十五条　国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十六条　国及び地方公共団体は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び啓発）

第十七条　国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2　国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章　少子化社会対策会議

（設置及び所掌事務）

第十八条　内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第七条の大綱の案を作成すること。

二　少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三　前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

（組織等）

第十九条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　会議に、幹事を置く。

5　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

2　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十三年法律第　号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法

を

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法

に改める。

理　由

我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少子化社会対策基本法案（中山太郎君外八名提出、第百五十一回国会衆法第五三号）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会対策基本法を制定し、及び実施する責務を有すること。

(一)　国、地方公共団体等の責務

(一)　国は、施策の基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(二)　地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(三)　事業主は、子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとすること。

(四)　国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとすること。

3　基本的施策

国及び地方公共団体は、子どもを生み育てる者の雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等のための施策、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るための措置等を講ずるものとすること。

4　少子化社会対策会議

内閣府に、特別の機関として、少子化に対処するための施策の大綱案の作成、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる少子化社会対策会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てること。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、我が国における急速な少子化の進展が国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、妥当なものと認めるが、前文に、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくもの」であることを明記すること、等の修正を行うことが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十一日

内閣委員長　佐々木秀典

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

少子化社会対策基本法

（小字及び――は修正）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　基本的施策（第十条―第十七条）

第三章　少子化社会対策会議（第十八条・第十九条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

○もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、○こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み○育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み○育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第二条　少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み○育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2　少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3　少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4　社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第五条　事業主は、子どもを生み○育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の責務）

第六条　国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み○育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

（施策の大綱）

第七条　政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第九条　政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

（雇用環境の整備）

第十条　国及び地方公共団体は、子どもを生み○育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み○育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

（保育サービス等の充実）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充

その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

（地域社会における子育て支援体制の整備）

第十二条　国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み○、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み○、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み○、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

（母子保健医療体制の充実等）

第十三条　国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み○、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

（ゆとりのある教育の推進等）

第十四条　国及び地方公共団体は、子どもを生み○、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境の整備）

第十五条　国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み○、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十六条　国及び地方公共団体は、子どもを生み○、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び啓発）

第十七条　国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2　国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み○、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章　少子化社会対策会議

（設置及び所掌事務）

第十八条　内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第七条の大綱の案を作成すること。

二　少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三　前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

（組織等）

第十九条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　会議に、幹事を置く。

5　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

2　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十三年法律第　号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法

を

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法

に改める。

〔別紙〕

少子化社会対策基本法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一　少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚又は出産に係る個人の意思及び家庭や子育てに関する国民の多様な価値観を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないよう配慮すること。

二　国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、その正しい知識の普及に努めるとともに、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開すること。

三　教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る視点からの取組を推進すること。

四　望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

五　不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。

六　出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実を図ること。

七　子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。

八　保育サービス等の充実を図るに当たっては、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

九　少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月二十三日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「を含む。」の下に「、第三十三条の二第一項」を加える。

第三十三条第一項中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（教科用拡大図書等の作成のための複製）

第三十三条の二　教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

2　前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書（当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書を頒布する場合にあっては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

第三十五条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条中「担任する者」の下に「及び授業を受ける者」を加え、同条に次の一項を加える。

2　公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十六条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「著作物」の下に「について」を加え、「複製する」を「複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十六条第二項中「を行なう」を「又は公衆送信を行う」に改める。

第四十三条第一号中「又は第三十三条から第三十五条まで」を「、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項又は第三十五条」に改める。

第四十七条の三中「を含む。）」の下に「、第三十三条の二第一項」を加え、「第三十五条、第三十六条第一項」を「第三十五条第一項、第三十六条第一項」に改め、同条ただし書中「、第三十一条第一号、第三十五条」を「、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に、「第三十五条又は」を「第三十五条第一項又は」に改める。

第四十八条第一項第一号中「を含む。）」の下に「、第三十三条の二第一項」を加える。

第四十九条第一項第一号中「第三十五条」を「第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「五十年」を「七十年」に改める。

第五十七条中「又は著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年」を「、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年」に改める。

第七十一条及び第七十四条第一項中「を含む。）」の下に「、第三十三条の二第一項」を加える。

第八十六条第一項中「を含む。）」の下に「、第三十三条の二第一項」を加え、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条」を「第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改める。

第百二条第四項第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第百十四条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三

項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によって作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第百十四条の四を第百十四条の五とし、第百十四条の三を第百十四条の四とし、第百十四条の二を第百十四条の三とし、第百十四条の次に次の一条を加える。

（具体的態様の明示義務）

第百十四条の二　著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害の行為によって作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

（映画の著作物の保護期間についての経過措置）

第二条　改正後の著作権法（次条において「新法」という。）第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。

第三条　著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

（罰則についての経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、著作権の分野について知的財産戦略を推進し、著作物の利用形態の多様化等に対応した適切な保護と活用に資するため、映画の著作物の保護期間を延長すること、教育機関等において著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる範囲を拡大すること、著作権が侵害された場合の司法救済制度の充実を図ること等について、必要な改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　映画の著作物の著作権の保護期間の延長

映画の著作物の著作権の保護期間を公表後五十年から公表後七十年に延長すること。

2　教科用拡大図書の作成、情報化に対応した教育の実施等に係る権利制限の拡大

㈠　教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができることとすること。

㈡　学校その他の教育機関において授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、公表された著作物を複製することができることとすること。

㈢　教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して公表された著作物を提供又は提示して利用等する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して当該著作物を公衆送信することができることとすること。

㈣　入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として公表された著作物を公衆送信することができることとすること。

3　著作権等を侵害された者の救済を図るための制度の充実

㈠　著作権等を侵害した者が譲渡した物の数量等に基づき損害額を算定できることとすること。

㈡　被告が侵害の行為に係る物について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととすること。

4　施行期日等

㈠　この法律は、平成十六年一月一日から施行すること。

㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

㈢　その他関係規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、著作物の利用形態の多様化等に対応した適切な保護と活用に資するため、映画の著作物の保護期間を延長し、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するとともに、著作物等の公正な利用を図るため、教科用拡大図書の作成等を行えるようにするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十一日

文部科学委員長　古屋　圭司

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展等に対応し、著作権の保護と著作物の利用の円滑化を図るため、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　教育機関における複製等に係る権利制限の拡大に当たっては、著作権者の利益を不当に害することのないよう、著作権教育の一層の充実を図ること。

二　様々な障害を抱える人たちが、著作物等の恩恵を等しく享受することができるよう、制度の見直しを含め積極的に取組みを進めるとともに、学校教育の場において、個々の児童・生徒の障害の特性等にきめ細やかに応じた指導が可能となるよう、教科書・教材の充実等必要な諸条件の整備に一層努めること。

三　著作物等の利用に関する技術が急速に発展していることを踏まえ、著作権等の保護の実効性を確保するため、損害賠償制度の見直し等、司法救済制度の改善・充実について引き続き検討を進めること。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月二十八日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

（小字及び┃┃は修正）

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「原材料又は」を「原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は」に、「又はその半製品」を「若しくはその半製品」に、「附属品若しくは原材料の製造」を「附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造」に改め、同条第二項中「物品の修理の行為」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第六項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「給付」の下に「（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、「製造又は修理の行為」を「製造、修理、作成又は提供の行為」に、「第三項第一号又は第二号」を「第七項第一号又は第二号」に、「場合を」を「場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項に次の二号を加える。

三　個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四　個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第二条第四項を同条第八項とする。

第二条第三項第一号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項に次の二号を加える。

三　資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの

四　資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

第二条第三項を同条第七項とする。

第二条第二項の次に次の四項を加える。

3　この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4　この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5　この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6　この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一　プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第二条の二第一項中「受領した日」の下に「（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）」を加える。

第三条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定め

（改め、同項に次のただし書を加える。）

られた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第四条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「次の各号」の下に「（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）」を加え、同項第六号中「購入させること」を「購入させ、又は役務を強制して利用させること」に改め、同条第二項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）」を加え、○同項に次の一号を加える。

三　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四　下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

第四条の二中「受領した日」の下に「（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）」を加える。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「受領」の下に「（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）」を加える。

第七条の見出しを「（勧告）」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「引き取るべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項を削る。

第九条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改める。

第十条及び第十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条及び第十一条の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行前にした新法第二条第一項の製造委託（金型の製造に係るものに限る。）、同条第三項の情報成果物作成委託及び同条第四項の役務提供委託に該当するものについては、適用しない。

第三条　新法第三条第一項の規定は、この法律の施行後にした製造委託等について適用し、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

第四条　新法第四条第一項第六号（役務を強制して利用させることに係る部分に限る。）及び（並びに）第二項第三号○の規定は、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　対象となる委託取引の追加

下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる委託取引として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型の製造委託を追加すること。

2　親事業者の遵守事項の追加

親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合にしてはならない行為として、自己の指定する役務を強制して利用させること、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させること等を追加すること。

3　公表規定の削除

公正取引委員会がした勧告を必要に応じ公表することができるよう、公正取引委員会が勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するとの規定を削除すること。

4　罰金の上限額の引上げ

書面の交付義務等の違反行為に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げること。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、4については、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、役務の委託に係る下請取引の公正化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十一日

経済産業委員長　村田　吉隆

衆議院議長　綿貫　民輔殿

（別紙）

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、受託者に対する優越的地位の

濫用行為について迅速に対処できるよう、検討すること。

また、本法の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対しては、独占禁止法に基づき厳正に対処すること。

二　貨物運送事業分野については、真荷主と元請事業者との間の取引においても荷主が優越的地位に立つ傾向が高いことを踏まえ、荷主の優越的地位の濫用行為の防止を図る観点から、独占禁止法に基づく特定の不公正な取引方法の指定など所要の措置を講ずること。

三　物品の製造のために使用される治具等の特殊工具等については、製造する物品との密接不可分な関連性、転用可能性の有無及びその製造委託の実態把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には本法の対象とすることについて検討すること。

四　下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護を一層促進する観点から、附則に定める五年後の見直し規定にかかわらず、情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を踏まえ、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五　本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官の増員及び資質の向上を含め、執行体制を早急に強化するよう努めるとともに、関係省庁・機関との緊密な連携体制を整備すること。

六　本法の周知徹底を図るため、親事業者及び下請事業者に対する一層の広報の充実に努めること。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月二十八日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

下請中小企業振興法の一部を改正する法律

下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「近代化を」を「経営基盤の強化を」に、「近代化して」を「改善して」に改める。

第二条第一項第一号中「次号の政令で定める業種以外の業種」を「製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第二項中「第一号又は第二号」を「次の各号のいずれか」に、「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は」を「若しくは」に、「の製造」を「若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、「器具の製造」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の三号を加える。

三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五　その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

第二条第三項中「前項第一号又は第二号」を「第二項各号のいずれか」に、「行なう」を「行う」に、「同項第一号又は第二号」を「同項各号のいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第三条第二項中「次の各号に掲げる事項について」を「次に掲げる事項を」に改め、同項第一号中「の品質又は性能」を「若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質」に改め、同項第三号中「設備の近代化」を「施設又は設備の導入」に改め、同項第四号中「単価」を「対価」に改め、同項第五号中「組織化」を「連携」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

親事業者及び特定下請組合等（事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であってその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行っているものをいう。以下同じ。）は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

第五条第三項を削り、同条第四項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第六条第一号中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第二号中「並びに同条第三項に規定する場合にあっては同項に規定する賦課の基準」を削り、同条第三号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員たる特定下請事業者」を「構成員である下請事業者」に改める。

第七条第一項及び第二項中「特定親事業者」を

「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）の保険関係であつて、下請振興関連保証（同項に規定する債務の保証（承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者（特定下請組合等の構成員であるものを含む。）に対する売掛金債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」とする。

2　売掛金債権担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十条中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十四条第一項中「三万円」を「五十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第八条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「同条第三項」及び「同条第一項」を「同項」に改める。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一

議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加するとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　下請事業者の範囲の拡大

下請事業者の定義に、委託を受けて情報成果物作成、役務提供等を業として行う中小企業者を追加すること。

2　振興事業計画の作成主体の拡大

下請事業者が経営基盤の強化を図るために作成する振興事業計画に関し、その作成主体に係る業種指定制の撤廃及び団体資格要件の緩和等の措置を講ずること。

3　中小企業信用保険法の特例

下請事業者が承認計画に従って行う振興事業に必要な資金に関し、中小企業信用保険法の特例を設け、売掛金債権担保保険に係る付保限度額の別枠化及び保険料の引下げの措置を講ずること。

4　罰金の上限額の引上げ

振興事業計画の実施状況についての主務大臣への報告の忌避、虚偽報告に係る罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げること。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二

議案の可決理由

本案は、下請中小企業振興対策の拡充強化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月十一日

経済産業委員長　村田　吉隆

衆議院議長　綿貫　民輔殿

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月二十八日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十条」に改める。

第九条第三項第二号イを次のように改める。

イ　その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

第九条第三項第二号ロ中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる」を「第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に改め、同条第四項中「前項第二号ロ」を「第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。

二　第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。

第九条に次の一項を加える。

6　第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のう

ち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第九条の三第五項中「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に」を「分割支給期間に応じ政令で」に改め、同項各号を削る。

第十二条第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項第一号の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合（当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となったときに限る。）」を加え、「（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除く。）」を削り、「次号の」を「百分の八十を下らない」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げる場合」を「同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になったとき」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　その掛金区分に係る掛金納付月数に応じ政令で定める金額

第十二条第四項第二号ロ中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た」を「第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に、「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同号ハ中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第九条第四項前段の規定は、第三項第一号の政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定める金額について準用する。この場合において、第三項第一号に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの政令で定める金額は第九条第三項第二号イの政令で定める金額を下回るものでなければならない。

6　第九条第六項の規定は、第四項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第七条第四項各号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読み替えるものとする。

第十六条の二中「平成十一年法律第十九号」の下に「。以下「事業団法」という。」を加える。

第十六条の三第一項中「中小企業総合事業団法」を「事業団法」に改める。

第三章中第二十七条を第三十条とし、第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とし、同条の前に次の三条を加える。

（余裕金の運用に関する基本方針等）

第二十五条　事業団は、事業団法第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「小規模企業共済勘定余裕金」という。）の運用に関して、運用の目的その他経済産業省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2　前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであってはならない。

3　事業団は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

一　事業団法第四十条第一項第二号に規定する金銭信託

二　事業団法第四十条第三項に規定する政令で定める方法（経済産業省令で定めるものを除く。）

三　事業団法第四十条第四項の規定による方法

（理事長、副理事長及び理事の義務）

第二十六条　事業団の理事長、副理事長及び理事は、小規模企業共済勘定余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする経済産業大臣の処分、事業団が定める業務方法書その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（理事長、副理事長及び理事の禁止行為）

第二十七条　事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　特別の利益の提供を受け、又は受けるために、小規模企業共済勘定余裕金の運用に関する契約を事業団に締結させること。

二　小規模企業共済勘定余裕金をもって自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を事業団に取得させ、又は小規模企業共済勘定余裕金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（共済金等に係る経過措置）

第二条　共済契約のうちこの法律の施行前にこの法律による改正前の小規模企業共済法（以下「旧法」という。）第九条第一項各号（附則第七条の規定による改正前の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

2　前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3　共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後にこの法律による改正後の小規模企業共済法（以下「新法」という。）第九条第一項各号（附則第七条の規定による改正後の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2　この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第

四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条　この法律の施行後に効力を生じた共済契約について、この法律の施行前に効力を生じた共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合における共済金又は解約手当金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第五条　第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業基本法の一部改正）

第六条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十七号）」を削る。

（小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第九条第三項第二号イの項及び第九条第三項第二号ロの項を削り、同表第九条第一項の項の次に次のように加える。

第九条第四項第二号	第一項第一号	第一項第一号及び第四号

附則第五条第一項の表第十三条第一項前段の項中「改正法」を「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）」に改める。

附則別表を削る。

第八条　小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「から附則第八条まで」を「及び次条」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第十条」を「附則第四条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号から第十一号までを削る。

附則第四条から第九条までを削り、附則第十条を附則第四条とし、附則第十一条を附則第五条とし、附則第十二条中「から第九条まで」を「、第三条」に改め、同条を附則第六条とする。

（中小企業総合事業団法の一部改正）

第九条　中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

第四十条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第四十七条第一項第二号中「、第三十九条又は第四十条第六項」を「又は第三十九条」に改め、同項第四号中「、第四十条第五項」を削る。

第五十一条第五号中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正）

第十条　中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

附則第三十条中「及び第十六条の三」を「、第十六条の三並びに第二十五条第一項及び第三項」に改め、「平成十一年法律第十九号」の下に「。以下「事業団法」という。」を、「平成十四年法律第百四十七号」の下に「。以下「機構法」という。」を加え、「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十二号」を「事業団法第二十一条第一項第十二号」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項第六号」を「機構法第十五条第二項第六号」に改め、同条中小規模企業共済法第十六条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十五条第一項中「事業団は、事業団法第三十二条第一項第三号」を「機構は、機構法第十八条第一項第四号」に改め、同条第三項中「事業団は」を「機構は」に改め、同項各号を次のように改める。

一　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第三号に規定する方法

二　機構法第二十五条第一項第二号に掲げる方法

三　機構法第二十五条第二項に規定する経済産業大臣の指定する方法（経済産業省令で定めるものを除く。）

（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正）

第十一条　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、共済金額及び解約手当金額の算定方法について見直しを図るとともに、中小企業総合事業団の理事長、副理事長及び理事の業務上の余裕金の運用に係る忠実義務を新たに設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額等について、政令で定めること。

2　小規模企業共済制度をより安全で効率的に運用するため、その任にあたる中小企業総合事業団の役員に対し、忠実に職務を遂行する義務を新設するなど、運用責任の明確化を図ること。

3　この法律は、一部の規定を除き、平成十六年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月十一日

経済産業委員長　村田　吉隆

衆議院議長　綿貫　民輔殿

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月六日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

（船舶安全法の一部改正）

第一条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　指定検定機関（第二十五条の四十六―第二十五条の五十五）」を「第三章　登録検定機関等（第二十五条の四十六―第二十五条の六十七・第二節　登録検定機関（第二十五条の四十六―第二十五条の六十六）　第三節　船級協会（第二十五条の六十七―第二十五条の六十八）」に改める。

第六条ノ四第一項中「国土交通大臣ノ指定シタル者（以下指定検定機関」を「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関」に改める。

第六条ノ五第一項中「国土交通大臣ノ認定シタル者」を「第二十五条の六十七及第二十五条の六十八ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項中「国土交通大臣ノ認定シタル日本ノ」を「第二十五条の六十九及第二十五条の七十ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル」に改め、同条第二項を削る。

第九条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第十一条第四項中「指定検定機関又ハ」を「登録検定機関若ハ」に改め、「小型船舶検査機構」の下に「又ハ登録検査確認機関」を、「行フ検定」の下に「又ハ検査及確認」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「第六条ノ二若ハ第六条ノ三」に改める。

第二十一条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条を削る。

第二十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条ノ二中「第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項」を「第六条ノ二若ハ第六条ノ三」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条を削る。

第二十四条ノ二第一項中「第八条第二項及」を削り、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十五条中「第二十一条ノ二」を「第二十二条」に改める。

第二十五条の三十第五項中「第二十五条の五十三」を「第二十五条の四十九第四項」に改める。

第二十五条の三十五第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第二十五条の四十三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十五条の四十四第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　登録検定機関等

第一節　登録検定機関

（登録）

第二十五条の四十六　第六条ノ四第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件等）

第二十五条の四十七　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

三　登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十五条の四十八　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検定の義務）

第二十五条の四十九　登録検定機関は、検定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2　登録検定機関は、公正に、かつ、第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

3　登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。

4　第二十五条の三十第三項から第五項までの規定（外国にある事務所において検定業務を行う登録検定機関（以下「外国登録検定機関」という。）にあつては、同条第四項を除く。）は、前項の検定員について準用する。

（登録事項の変更の届出）

第二十五条の五十　登録検定機関は、第二十五条の四十七第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（検定業務規程）

第二十五条の五十一　登録検定機関は、検定業務の開始前に、検定業務の実施に関する規程（以下「検定業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　検定業務規程には、検定業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の認可をした検定業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その検定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十五条の五十二　登録検定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十五条の五十三　登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十五条の五十四　第二十五条の二十六の規定は、検定業務に従事する登録検定機関の役員及び職員について準用する。

（適合命令）

第二十五条の五十五　国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第二十五条の四十七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十五条の五十六　国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第二十五条の四十九の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（準用）

第二十五条の五十七　第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五及び前条の規定は、外国登録検定機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第二十五条の五十八　国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十五条の四十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の三十第四項の規定による命令に違反したとき。

三　第二十五条の五十、第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

四　第二十五条の五十一第一項の規定により認可を受けた検定業務規程によらないで検定を行つたとき。

五　第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。

六　正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七　第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による命令に違反したとき。

八　不正の手段により登録を受けたとき。

2　国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　前項第一号、第三号（第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。）、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

二　前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による請求に応じなかつたとき。

三　国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検定業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

四　第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五　国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検定機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六　国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七　次項の規定による費用の負担をしないとき。

3　前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

（帳簿の記載）

第二十五条の五十九　登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第二十五条の六十　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十五条の六十一　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第二十五条の六十二　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき。

二　第二十五条の五十の規定による届出があったとき。

三　第二十五条の五十二の規定による許可をしたとき。

四　第二十五条の五十八第一項の規定により登録を取り消し、又は検定業務の停止を命じたとき。

五　第二十五条の五十八第二項の規定により登録を取り消したとき。

（罰則）

第二十五条の六十三　第二十五条の五十八第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の六十四　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条の五十二（第二十五条の六十八、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで検定業務の全部を廃止したとき。

二　第二十五条の六十（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の六十五　第二十五条の六十一第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の六十六　第二十五条の五十三第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録検定機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

第二節　登録検査確認機関

（登録）

第二十五条の六十七　第六条ノ五の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第二十五条の六十八　前節（第二十五条の四十六を除く。）の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第三節　船級協会

（登録）

第二十五条の六十九　第八条の規定による登録は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第二十五条の七十　第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十五条の七十一　日本の船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項又は満載喫水線に関する検査（第八条の国土交通省令で定めるもの

を除く。）に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の七十二　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十八条第一項中「関シ必要ナル事項」を「関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準

二　前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

三　救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及気象ノ通報ニ関スル事項

四　前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

第二十八条に次の三項を加える。

第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下「登録検査機関」ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ第十一条第一項中管海官庁トアルハ登録検査機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄ニ掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する証書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ証書発給員トス

第二十九条ノ四第一項中「依ル検査」の下に「（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）」を加え、「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第三項中「関スルモノ」の下に「（登録検査機関又ハ前条第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ事務ヲ除ク）」を加える。

第二十九条ノ五第一項中「機構」を「登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構」に改め、「為シタル」の下に「検定業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ」を、「処分」の下に「又ハ其ノ不作為」を加え、同条に次の二項を加える。

登録検査機関ノ為シタル第二十八条第一項第二号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第二十八条第六項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為シタル証書ノ発給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

附則の次に別表として次の六表を加える。

別表第一（第二十五条の四十七関係）

一　寸法計測器具
二　ストップウォッチ
三　質量計
四　温度計
五　湿度計
六　気圧計
七　圧力計
八　マノメータ
九　流量計
十　比重計
十一　引張強度試験機
十二　曲げ破壊試験機
十三　硬度測定機
十四　分光分析器
十五　クロマトグラフ分析器
十六　照度計
十七　測距計
十八　回転計
十九　濃度計
二十　電圧計
二十一　電流計
二十二　周波数計
二十三　高周波電力計
二十四　マイクロ波尖頭電力計
二十五　シンクロスコープ
二十六　スペクトル分析器
二十七　絶縁抵抗計
二十八　音圧計
二十九　動力計

別表第二（第二十五条の四十七関係）

学歴	年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	一年
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十八年勅令第八十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	四年

別表第三（第二十五条の六十八関係）

一　ストップウォッチ
二　板厚計測装置
三　温度計
四　圧力計
五　回転計
六　ファイバースコープ
七　絶縁抵抗計

別表第四（第二十五条の七十関係）

一　別表第一に掲げるもの
二　船速計
三　板厚計測装置
四　衝撃試験装置
五　探傷装置
六　傾斜測定装置
七　動的釣合試験装置
八　ファイバースコープ

別表第五（第二十八条関係）

	検査	機械器具その他の設備
一	危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査	一　寸法計測器具 二　質量計 三　圧力計 四　放射線測定器
二	危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査	一　フローテーブル法運送許容水分値測定器 二　貫入法運送許容水分値測定器 三　質量計

別表第六（第二十九条の三関係）

一　タイプライター又はワードプロセッサ及びプリンター

（建設業法の一部改正）

第二条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査等」に、「第二十七条の三十二」を「第二十七条の三十六」に、「（第二十七条の三十三・第二十七条の三十四）」を「（第二十七条の三十七・第二十七条の三十八）」に、「第四十九条」を「第五十五条」に改める。

第二条第一項及び第三条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条第二号イ中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十六条第四項中「受けている者」の下に「であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもの」を加える。

第二十六条の三の次に次の十八条を加える。

（登録）

第二十六条の四　第二十六条第四項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十六条の五　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第四項の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、第二十六条第四項の講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第二十六条の六　国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　次に掲げる科目について行われるものであること。

イ　建設工事に関する法律制度

ロ　建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ　建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二　前号ロ及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ　監理技術者となつた経験を有する者

ロ　学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経歴を有する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三　建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　第二十六条の四の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　登録は、講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　第二十六条第四項の登録を受けた講習（以下単に「講習」という。）を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

（登録の更新）

第二十六条の七　第二十六条第四項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第二十六条の八　登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十六条の六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第二十六条の九　登録講習実施機関は、第二十六条の六第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習規程）

第二十六条の十　登録講習実施機関は、講習に関する規程（以下「講習規程」という。）を定め、講習の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第二十六条の十一　登録講習実施機関は、講習の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十二　登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十六条の十三　国土交通大臣は、講習が第二十六条の六第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十六条の十四　国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による講習を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十六条の十五　国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十六条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第二十六条の九から第二十六条の十一まで、第二十六条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第二十六条第四項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第二十六条の十六　登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（国土交通大臣による講習の実施）

第二十六条の十七　国土交通大臣は、講習を行う者がいないとき、第二十六条の十一の規定による講習の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習実施機関が天災その他の事由により講習の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により講習の全部又は一部を自ら行う場合における講習の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

（手数料）

第二十六条の十八　前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（報告の徴収）

第二十六条の十九　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習実施機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十六条の二十　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第二十六条の二十一　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第二十六条第四項の登録をしたとき。

二　第二十六条の九の規定による届出があつたとき。

三　第二十六条の十一の規定による届出があつたとき。

四　第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の登録を取り消し、又は講習の停止を命じたとき。

五　第二十六条の十七の規定により講習の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた講習の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第二十七条の十八第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「資格者証の有効期間の更新を受けようとする者について、第五項の規定は更新後」を「、更新後」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十七条の二十二中「もののほか、」の下に「第二十六条第四項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の」を加える。

第四章の二の章名中「審査」を「審査等」に改める。

第二十七条の二十三第一項中「、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一　経営状況
二　経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

第二十七条の二十三第四項から第六項までを削る。

第二十七条の二十四から第二十七条の三十一までを次のように改める。

（経営状況分析）

第二十七条の二十四　前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2　経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3　前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4　登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営状況分析の結果の通知）

第二十七条の二十五　登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

（経営規模等評価）

第二十七条の二十六　第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2　経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3　前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営規模等評価の結果の通知）

第二十七条の二十七　国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行つたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

（再審査の申立）

第二十七条の二十八　経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

（総合評定値の通知）

第二十七条の二十九　国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。）を通知しなければならない。

2　前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該発注者に対して、同項の建設業者に係る総合評定値（当該発注者から同項の建設業者に係る経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値の請求があつた場合にあつては、これらの数値を含む。）を通知しなければならない。ただし、第一項の規定による請求をしていない建設業者に係る当該発注者からの請求にあつては、当該建設業者に係る経営規模等評価の結果に係る数値のみを通知すれば足りる。

（手数料）

第二十七条の三十　国土交通大臣に対して第二十七条の二十六第二項の申請又は前条第一項の請求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（登録）

第二十七条の三十一　第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が、電子計算機（入出力装置を含む。）及び経営状況分析に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならないこととされる建設業者（以下この項において単に「建設業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社であること。

二　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

三　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3　登録は、登録経営状況分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録経営状況分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録経営状況分析機関が経営状況分析を行う事務所の所在地

第四章の三中第二十七条の三十四を第二十七条の三十八とし、第二十七条の三十三を第二十七条の三十七とする。

第四章の二中第二十七条の三十二を第二十七条の三十六とし、同条の前に次の四条を加える。

（準用規定）

第二十七条の三十一　第二十六条の五、第二十六条の七から第二十六条の十六まで及び第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条の五	該当する者が行う講習	第二十七条の二十四第一項	第二十六条の五、第二十六条の七第一項、第二十六条の十五第五号並びに第二十六条の二十一第一号及び第四号
	第二十六条第四項		
	第二十六条の十五	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十五	第二十六条の五第二号及び第二十六条の二十一第四号
第二十六条の五第二号	第二十六条第四項の講習	第二十七条の二十四第一項	
第二十六条の五第三号	第二十六条第四項の講習	経営状況分析の業務	
第二十六条の七第二項	前三条	第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の五	
第二十六条の八の見出し	講習の実施に係る	経営状況分析の	
第二十六条の八	第二十六条の六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令	国土交通省令	
第二十六条の八及び第二十六条の十八	講習	経営状況分析	
第二十六条の九	第二十六条の六第二項第二号又は第三号	第二十七条の三十一第三項第二号又は第三号	
第二十六条の十（見出しを含む。）	講習規程	経営状況分析規程	
第二十六条の十第一項	講習に	経営状況分析の業務に	
	講習の	経営状況分析の業務の	
第二十六条の十第二項及び第二十六条の十四	講習の	経営状況分析の	
第二十六条の十第二項	講習に	経営状況分析に	
第二十六条の十一並びに第二十六条の二十一第四号及び第五号	講習	経営状況分析の業務	
第二十六条の十二第二項	建設業者	第二十七条の三十一第二項に規定する建設業者	
第二十六条の十三	講習	登録経営状況分析機関	
	第二十六条の六第一項	第二十七条の三十一第二項	
第二十六条の十四	登録講習実施機関が第二十六条の八	登録経営状況分析機関が第二十七条の三十二において準用する第二十六条の八又は第二十七条の三十三	
	同条の規定による講習を	これらの規定による経営状況分析の業務を	
第二十六条の十五	当該登録講習実施機関の行う講習の登録	その登録	
	講習の全部	経営状況分析の業務の全部	
第二十六条の十五第一号	第二十六条の五第一号又は第三号	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の五第一号又は第三号	
第二十六条の十五第二号及び第二十六条の二十一第二号	第二十六条の九	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九	
第二十六条の十五第三号	第二十六条の十二第二項各号	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十二第二項各号	
第二十六条の十五第四号	前二条	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十三又は前条	
第二十六条の二十一第三号	第二十六条の十一	第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一	
第二十六条の二十一第五号	第二十六条の十七	第二十七条の三十五	

（経営状況分析の義務）

第二十七条の三十三　登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、経営状況分析を行わなければならない。

（秘密保持義務）

第二十七条の三十四　登録経営状況分析機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、経営状況分析の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施）

第二十七条の三十五　国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十五の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に対し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなった場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3　国土交通大臣又は都道府県知事が第一項の規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行う場合における経営状況分析の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

4　第二十七条の三十の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が行う経営状況分析を受けようとする者について準用する。

5　都道府県知事は、第一項の規定により経営状況分析の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた経営状況分析の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

第三十四条第一項中「（昭和二十七年法律第百八十四号）」を削る。

第四十条中「別表」を「別表第一」に改める。

第四十一条第一項中「第二十七条の三十三」を「第二十七条の三十七」に改める。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条中「第四十五条、第四十六条又は第四十七条」を「第四十七条、第五十条又は前条」に改め、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条　第二十六条の十二第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第四号中「第二十七条の二十三第六項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十六条の二を削る。

第四十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　第二十七条の二十四第二項若しくは第十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第四十六条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条の十一（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習若しくは経営状況分析の業務の全部を廃止し、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで試験事務若しくは交付等事務の全部を廃止したとき。

二　第二十六条の十六（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第二十六条の十九（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十六条の二十（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十五条の三中「第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）」を「第二十六条の十五（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）」に、「試験事務」を「講習、試験事務」に、「指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関」を「登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十五条の二中「（第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。）」を「又は第二十七条の三十四」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十五条を第四十七条とし、第八章中同条の前に次の二条を加える。

第四十五条　経営状況分析の業務に従事する登録経営状況分析機関の役員又は職員（次項及び第三項において「登録経営状況分析機関の役員等」という。）が、その職務に関し、賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2　登録経営状況分析機関の役員等であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことにつき賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　登録経営状況分析機関の役員等が、その職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知った第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条　前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二十六条の六関係）

一	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関するものを含む。）に関する学科
二	都市工学に関する学科
三	衛生工学に関する学科
四	交通工学に関する学科
五	建築学に関する学科
六	電気工学に関する学科
七	電気通信工学に関する学科
八	機械工学に関する学科
九	林学に関する学科
十	鉱山学に関する学科

（測量法の一部改正）

第三条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「文部科学大臣の認定した」を削り、「含む。）」の下に「であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において単に「大学」という。）」を加え、同条第二号

中「文部科学大臣の認定した」を削り、「含む。）」の下に「であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）」を加え、「当該学校」を「当該短期大学等」に改め、同条第三号中「国土交通大臣が指定する」を削り、「養成施設」の下に「であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、同条第四号中「国土交通大臣の指定する測量」を「測量」に改め、「養成施設」の下に「であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの」を加え、「国土交通大臣の指定する科目について」を削る。

第五十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「文部科学大臣の認定した大学（短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。）」を「大学」に改め、同条第二号中「文部科学大臣の認定した短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）」を「短期大学等」に、「当該学校」を「当該短期大学等」に改め、同条第三号中「国土交通大臣が指定する」を「前条第三号の登録を受けた」に改め、同条の次に次の十八条を加える。

（測量に関する専門の養成施設の登録）

第五十一条の二　第五十条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務（以下「養成業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第五十一条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、養成業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第五十一条の四　国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目について、講義及び実習を行うものであること。

二　別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

三　別表第一に掲げる測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者（以下「専任教員」という。）の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては三人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた人数）、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに二を加えた人数）以上であること。

四　専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同項第九号から第十一号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「地図分野」という。）をいう。以下同じ。）を教授することができる者の人数が、測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人以上であること。

五　専任教員のうち一人は、主任専任教員（専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者をいう。以下同じ。）であること。

2　登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　第五十条第三号又は第四号の登録を受けた者（以下「登録養成施設設置者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録養成施設設置者が養成業務を行う第五十条第三号又は第四号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設（以下「登録養成施設」という。）の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称

四　登録養成施設の別（第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。）

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（専任教員の資格）

第五十一条の五　専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、第四十九条第一項に規定する測量士の登録（以下単に「測量士の登録」という。）を受けているもの

二　短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2　専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

（主任専任教員の資格）

第五十一条の六　主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち第五十一条の四第一項第四号の規定により自己が教授する分野である測地分野又は地図分野（以下この号及び次号において「担当分野」という。）に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二　短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

（登録の更新）

第五十一条の七　第五十条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第五十一条の二から第五十一条の四までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（養成業務の実施に係る義務）

第五十一条の八　登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十一条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により養成業務を行わなければならない。

（変更の届出）

第五十一条の九　登録養成施設設置者は、第五十一条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第五十一条の十　登録養成施設設置者は、養成業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、養成業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、養成業務の実施方法、養成業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第五十一条の十一　登録養成施設設置者は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十一条の十二　登録養成施設設置者（国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得しようとする者その他の利害関係人は、登録養成施設設置者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第五十一条の十三　国土交通大臣は、登録養成施設が第五十一条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五十一条の十四　国土交通大臣は、登録養成施設設置者が第五十一条の八の規定に違反していると認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、同条の規定による養成業務を行うべきこと又は養成業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十一条の十五　国土交通大臣は、登録養成施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十一条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第五十一条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第五十条第三号又は第四号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第五十一条の十六　登録養成施設設置者は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、養成業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第五十一条の十七　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録養成施設設置者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第五十一条の十八　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第五十一条の十九　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第五十条第三号又は第四号の登録をしたとき。

二　第五十一条の九の規定による届出があつたとき。

三　第五十一条の十一の規定による届出があつたとき。

四　第五十一条の十五の規定により第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は養成業務の停止を命じたとき。

第六十二条に次の一号を加える。

三　第五十一条の十五の規定による養成業務の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の役員又は職員

第六十三条の二中第五号を第九号とし、第一号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一　第五十一条の十一の規定による届出をしないで養成業務の全部を廃止した者

二　第五十一条の十六の規定に違反して同条に規定する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三　第五十一条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第五十一条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二　第五十一条の十二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第五十一条の四関係）

項	測量に関する科目
一	測量に関する法規
二	測量に関する数学
三	測量に関する情報処理
四	測量学概論
五	三角測量
六	多角測量
七	汎地球測位システム測量
八	水準測量
九	地形測量
十	写真測量
十一	地図編集
十二	応用測量
十三	その他の測量関連科目

二	
一	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
二	測量に関する基礎理学
三	測量に関する基礎工学
四	測地測量
五	地形測量
六	写真測量
七	地図編集
八	応用測量
九	地理情報システム
十	測量に関する課題研究
十一	測量に関する表現技術
十二	測量実務

別表第二（第五十一条の四関係）

実習機器	数量
セオドライト	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量）
レベル	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量）
電子レベル	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
汎地球測位システム測量機	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
平板	二十式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量）
電子平板	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
反射式実体鏡	五台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量）
図化機又は解析図化機	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
スキャナ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
ディジタイザ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
プロッタ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
パーソナルコンピュータ	二十台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量）

備考

一　セオドライトの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

二　第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「一式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第四条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「（第三十一条―第三十三条）」を「（第三十二条・第三十三条）」に、「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第三条中「国土交通大臣の」を「第十九条及び第二十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う」に改める。

第四条第一項中「前条の」の下に「ホテルの」を加え、「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改める。

第五条中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改める。

第六条第一項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改め、同項第四号中「第十六条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改める。

第七条第一項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改め、「第十六条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第四項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改める。

第十三条の見出しを「（遵守事項等）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　登録ホテル業を営む者は、外客の利便の増進を図るため、登録ホテルにおける複数の外国語による案内標識の整備、クレジットカードによる料金の支払を可能とする措置、インターネットを利用することができる機能を有する設備の整備その他の国土交通省令で定める措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条第四項及び第十五条中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改める。

第十六条第一項中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「取り消すことができる」を「取り消さなければならない」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三条の」の下に「ホテルの」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　国土交通大臣は、登録ホテル業を営む者がこの法律、この法律に基づく命令又は第十一条第二項、第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による指示に違反したときは、当該登録ホテルについて登録をした登録実施機関に対し、その理由を示して、その登録を取り消すべきことを命ずることができる。

第十六条に次の二項を加える。

3　登録実施機関は、前項の規定により登録ホテルについて登録の取消しを命ぜられたときは、速やかに、その登録を取り消さなければならない。

4　第六条第二項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

第十七条中「国土交通大臣」を「登録実施機関」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十八条第一項中「国土交通大臣の」を「登録実施機関が行う」に改め、同条第二項中「第六条までの規定は前項の」の下に「及び第二項」を加える。

「第四章　指定登録機関」を「第四章　登録実施機関」に改める。

第十九条を次のように改める。

（登録実施機関の登録）

第十九条　第三条又は前条第一項に規定する登録実施機関の登録は、ホテル又は旅館の登録の実施に関する事務（第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第二項並びに第十六条第二項（これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事務を除く。以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第二十条の見出しを「（登録実施機関の登録の要件等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　次に掲げる能力をいずれも有する者が登録実施事務を行うものであること。

イ　位置図、配置図、各階平面図その他の図面及び書類により、ホテル又は旅館の施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の基準に適合するかどうかを判定する能力

ロ　外国語により記載された案内書その他の書類を正確に理解するに足りる語学に関する能力

二　登録申請者が、第三条又は第十八条第一項の規定によりホテル又は旅館の登録を受けることができることとされるホテル業又は旅館業を営む者（以下この号及び第二十九条第二項において「ホテル業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ホテル業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占めるホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、ホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第二十条第二項中「前条第二項の申請をした者」を「登録申請者」に、「一に」を「いずれかに」に、「その指定」を「その登録」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「第二十九条第一項又は第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に、「指定」を「登録実施機関の登録」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　法人であつて、登録実施事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第二十条第二項第四号を削り、同条に次の一項を加える。

3　登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録実施事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十二条を削る。

第二十一条の見出しを「（登録実施機関の登録の公示等）」に改め、同条第一項中「指定登録機関の指定」を「登録実施機関の登録」に、「指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務」を「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務」に

改め、同条第二項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地」を「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（登録実施機関の登録の更新）

第二十一条　第十九条の登録実施機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録実施機関の登録の更新について準用する。

第二十三条を次のように改める。

（登録実施の義務）

第二十三条　登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2　登録実施機関は、公正に、かつ、第二十条第一項第一号に掲げる要件に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

第二十四条の見出しを「（登録実施事務規程）」に改め、同条第一項中「指定登録機関は、」を「登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の」に、「登録事務の」を「登録実施事務の」に、「登録事務規程」を「登録実施事務規程」に改め、「を定め」の下に「、登録実施事務の開始前に」を加え、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「登録事務」を「登録実施事務」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（適合命令）

第二十六条　国土交通大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

（改善命令）

第二十七条　国土交通大臣は、登録実施機関が第二十三条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録実施事務の休廃止）

第二十八条　登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　第二十二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十一条を削る。

第三十条の見出し中「登録事務」を「登録実施事務」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けた者がいないとき、第二十八条第一項の規定による登録実施事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施機関に対し登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録実施機関が天災その他の事由により登録実施事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録実施事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

第三十条第二項中「登録事務」を「登録実施事務」に改め、同条第三項中「登録事務を」を「登録実施事務を」に改め、「こととし、第二十八条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した」を削り、「における登録事務」を「における登録実施事務」に改め、第四章中同条を第三十一条とする。

第二十九条の見出しを「（登録実施機関の登録の取消し等）」に改め、同条第一項中「指定登録機関が第二十条第二項各号（第三号を除く。）の一」を「登録実施機関が第二十条第二項第一号又は第三号」に、「その指定」を「その登録実施機関の登録」に改め、同条第二項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「一に該当」を「いずれかに該当」に、「その指定」を「その登録実施機関の登録」に、「登録事務の」を「登録実施事務の」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　第十六条第二項、第二十六条又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。

三　第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

四　正当な理由がないのに前条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第二十九条第二項第五号中「指定」を「登録実施機関の登録」に改め、同条第三項中「指定」を「登録実施機関の登録」に、「登録事務」を「登録実施事務」に改め、同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十九条　登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　ホテル業者等その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十四条中「登録ホテル等」の下に「その他の外客宿泊施設」を加える。

第三十五条中「指定登録機関の指定」を「登録実施機関の登録」に改める。

第三十七条の見出し中「登録事務」を「登録実施事務」に改め、同条中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「登録事務」を「登録実施事務」に改める。

第三十八条の次に次の二条を加える。

（事業計画等）

第三十八条の二　情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更

しようとするときも、同様とする。

2　情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第三十八条の三　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十九条第一項中「第二十九条第一項又は第二項」を「第三十条第一項又は第二項」に、「指定登録機関の指定」を「登録実施機関の登録」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「前条第三項又は次条において準用する第二十七条」を「第三十八条第三項又は前条」に改め、同項第四号中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第四十条を次のように改める。

（準用規定）

第四十条　第二十二条の規定は、情報提供機関について準用する。この場合において、同条第一項中「登録を」とあるのは「指定を」と、「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務」とあるのは「情報提供機関の名称及び住所、情報提供事業を行う事務所の所在地並びに情報提供事業」と、同条第二項中「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称若しくは住所又は情報提供事業を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第四十四条第二項及び第四項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に改める。

第四十五条第一項中「指定登録機関が登録事務を行う場合において、」を「第三十一条第一項の規定により国土交通大臣が行う」に、「指定登録機関に」を「国に」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

（経過措置）

第四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十七条から第四十九条まで　削除

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十四条中「一に」を「いずれかに」に、「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同条第二号中「違反して登録事務の全部を廃止したとき」を「よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」に改める。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十七条　第二十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第五条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条」に、「第二節　船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第二節　登録海技免許講習実施機関等（第十七条―第十七条の十九）」に、「第三節　船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第三節　登録小型船舶教習実施機関等（第二十三条の二十五―第二十三条の三十）　第四節　小型船舶操縦者の乗船等（第二十三条の三十一―第二十三条の三十五）　第五節　小型船舶操縦者の遵守事項等（第二十三条の三十六―第二十三条の三十八）」に改める。

第四条第二項中「であつて国土交通大臣が指定するもの」を「（以下「海技免許講習」という。）であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免許講習」という。）」に改める。

第七条の二第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

第十三条の二第一項中「国土交通大臣が指定した船舶職員養成施設」を「第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設（以下「登録船舶職員養成施設」という。）」に改める。

第十七条を削る。

第二章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節　登録海技免許講習実施機関等

（海技免許講習の登録）

第十七条　第四条第二項の登録は、海技免許講習を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件等）

第十七条の二　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免許講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第四条第二項の登録は、登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録海技免許講習を行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三　登録海技免許講習の種類
四　登録海技免許講習事務を行う事務所の所在地
五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十七条の三　第四条第二項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録海技免許講習事務の実施に係る義務）

第十七条の四　登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第十七条の二第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十七条の五　登録海技免許講習実施機関は、第十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録海技免許講習事務規程）

第十七条の六　登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程（以下「登録海技免許講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（登録海技免許講習事務の休廃止）

第十七条の七　登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の八　登録海技免許講習実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録海技免許講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第十七条の九　国土交通大臣は、登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十七条の十　国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第十七条の四の規定に違反していると認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同条の規定による登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十一　国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第二項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二　第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。
三　正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　不正の手段により第四条第二項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第十七条の十二　登録海技免許講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録海技免許講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告等）

第十七条の十三　国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（国土交通大臣による海技免許講習の実施）

第十七条の十四　国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がいないとき、第十七条の七の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関に対し登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録海技免許講習実施機関が天災その他の事由により登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、海技免許講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（公示）

第十七条の十五　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第四条第二項の登録をしたとき。
二　第十七条の五の規定による届出があつた

とき。

三　第十七条の七の規定による届出があつたとき。

四　第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五　前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（海技免状更新講習の登録）

第十七条の十六　第七条の二第三項第三号の登録は、海技免状更新講習を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第十七条の十七　第十七条の二及び第十七条の三の規定は海技免状更新講習並びに第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の二第三項第三号	船舶職員
	職務
海技免状更新講習	
登録海技免状更新講習	
第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二	第七条の二第三項第三号

（船舶職員養成施設の登録）

第十七条の十八　第十三条の二第一項の登録は、船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第十七条の十九　第十七条の二及び第十七条の三の規定は船舶職員養成施設並びに第十三条の二第一項の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の七第一項第二号中「第二十三条の三十の」を「第二十三条の三十六の」に、「第二十三条の三十一第一項」を「第二十三条の三十七第一項」に改める。

第二十三条の十第一項中「国土交通大臣が指定した小型船舶教習所」を「第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）」に改める。

第二十三条の十一の表第六条第二項の項の次に次のように加える。

小型船舶操縦者	第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六
業務	
操縦免許証更新講習	
登録操縦免許証更新講習	

第二十三条の三十二中「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十六」に改め、第三章第四節中同条を第二十三条の三十八とし、第二十三条の三十一を第二十三条の三十七とし、第二十三条の三十を第二十三条の三十六とする。

第三章第四節を同章第五節とする。

第三章第三節中第二十三条の二十九を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の二十八中「第二十三条の二十六第一項」を「第二十三条の三十二第一項」に改め、同条を第二十三条の三十四とし、第二十三条の二十七を第二十三条の三十三とし、第二十三条の二十六を第二十三条の三十二とし、第二十三条の二十五を第二十三条の三十一とする。

第三章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　登録小型船舶教習実施機関等

（小型船舶教習所の登録）

第二十三条の二十五　第二十三条の十第一項の登録は、小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件等）

第二十三条の二十六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。

二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務（以下「登録小型船舶教習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第二十三条の十第一項の登録は、登録小型船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録小型船舶教習所の種類

四　登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十三条の二十七　第二十三条の十第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第二十三条の二十八　第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習実施機関及び登録小型船舶教習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（操縦免許証更新講習の登録）

第二十三条の二十九　第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録は、操縦免許証更新講習を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第二十三条の三十　第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の二十六第一項第一号中「別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条第一項中「第二十三条の二十五第一項、第二十三条の二十七若しくは第二十三条の二十九第一項」を「第二十三条の三十一第一項、第二十三条の三十三若しくは第二十三条の三十五第一項」に改める。

第二十六条第一項中「若しくは操縦試験を受ける者」の下に「、海技免許講習、海技免状更新講習若しくは操縦免許証更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者」を加える。

第二十九条の二第二項中「第二十三条の二十一第二項及び第三項」を「第十七条の十三第二項及び第三項」に改める。

第二十九条の三第六項中「第二十三条の二十一第二項及び第三項」を「第十七条の十三第二項及び第三項」に、「第二十三条の二十一第二項中」を「第十七条の十三第二項中」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（第三十一条の三において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二　第二十三条の二十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反した指定試験機関の役員又は職員

第三十条の三第一号中「第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の二十九第一項」を「第二十三条の三十一第一項又は第二十三条の三十五第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第二十三条の二十七又は第二十三条の二十九第三項」を「第二十三条の三十三又は第二十三条の三十五第三項」に改める。

第三十一条の二の次に次の二条を加える。

第三十一条の三　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の四　第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の五表を加える。

別表第一（第十七条の二関係）

海技免許講習	施設及び設備	条件
一　レーダー観測者講習	一　講義室 二　レーダー実習室 三　レーダー 四　海図及び海図用具	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に登録海技免許講習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
二　レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター	一　レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ実習室	

タ講習	二　レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 三　プロッティング用具	三　三級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 四　電波法第四十条に規定する海上特殊無線技士の資格を有する者であること。	四十七号）第四条に規定する免許状（英語に係るものに限る。）を有する者 ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
三　救命講習、機関救命講習	一　講義室 二　救命器具 三　信号装置 四　進水装置 五　国際信号旗 六　国際信号書 七　危険物による事故の際の応急医療の手引書その他の書籍	一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。	一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ　三級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの ロ　教育職員免許法第四条に規定する免許状（英語に係るものに限る。）を有する者 ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
四　消火講習	一　講義室 二　実習場又は練習船 三　持運び式非常ポンプ又は消火栓 四　消火ホース、ノズル及び水噴霧放射器 五　泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器 六　呼吸具、可燃性ガス検定器及び安全灯		
五　上級航海英語講習、航海英語講習	一　講義室 二　語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備 三　国際海事機関の標準海事通信用語に関する会話を録音した視聴覚教材		
六　上級機関英語講習、機関英語講習	一　講義室 二　語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備 三　機関業務に関する英会話を録音した視聴覚教材		

備考

一　「レーダー観測者講習」とは、レーダー映像の判読その他のレーダーによる衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習（レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習を除く。）をいう。

二　「レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習」とは、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータを使用して行うレーダープロッティングその他のレーダー又は自動衝突予防援助装置による衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

三　「救命講習」とは、海難発生時における措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

四　「機関救命講習」とは、海難発生時における機関部においての措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

五　「消火講習」とは、火災の化学的性質、消火設備その他の消火に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

六　「上級航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

七　「航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

八　「上級機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

九　「機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

十　上欄三の項中欄第四号及び第五号の設備は、視聴覚教材をもつてこれらの設備に代えることができる。

十一　機関救命講習にあつては、上欄三の項中欄第五号の設備を要しない。

別表第二（第十七条の十七関係）

海技免状更新講習	施設及び設備	条件
一　上級航海更新講習	一　講義室 二　次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材 イ　海上における事故及び災害の防止に関すること。 ロ　最新の船舶技術に関すること。 ハ　最新の海事法令に関すること。 三　視聴覚教材を使用するために必要な設備	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に登録海技免状更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三　一級海技士（航海）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
二　航海更新講習		一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　一級海技士（機関）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
三　上級機関更新講習		一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　三級海技士（航海）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
四　機関更新講習		一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　三級海技士（機関）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
五　通信更新講習		一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　一級海技士（通信）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考

一　「上級航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

二　「航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

三　「上級機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

四　「機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

五　「通信更新講習」とは、無線部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

別表第三（第十七条の十九関係）

船舶職員養成施設	施設及び設備	条件
一　三級海技士（航海）養成施設、四級海技士（航海）養成施設、五級海技士（航海）養成施設、六級海技士（航海）養成施設	一　講義室 二　航海実習室その他航海に関する実習に必要な実習室 三　実習用船舶 四　航海計器 五　水路図誌 六　操舵装置、係船設備その他の船舶設備 七　甲板作業用具 八　検知器具及び保護具 九　船灯及び航海灯シミュレータ 十　公用及び船用航海日誌 十一　気象及び海象の観測用計器 十二　天気図 十三　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三　その養成のための海技士（航海）の資格（六級海技士（航海）養成施設にあつては五級海技士（航海）の資格）若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

二　三級海技士（機関）養成施設、四級海技士（機関）養成施設、五級海技士（機関）養成施設、六級海技士（機関）養成施設	一　講義室 二　機関実習室その他機関に関する実習に必要な実習室 三　実習用船舶 四　主機及びその附属装置（その養成を目的とする海技士（機関）に係る機関限定の有無及び内容に応じた種類の機関に限る。） 五　動力伝達装置及び軸系 六　ボイラ及びその附属装置 七　補機及び管装置 八　甲板機械 九　工具及び測定器 十　電気設備 十一　自動制御装置 十二　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　その養成のための海技士（機関）の資格（六級海技士（機関）養成施設にあつては五級海技士（機関）の資格）若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考

一　「三級海技士（航海）養成施設」、「四級海技士（航海）養成施設」、「五級海技士（航海）養成施設」及び「六級海技士（航海）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（航海）、四級海技士（航海）、五級海技士（航海）及び六級海技士（航海）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

二　「三級海技士（機関）養成施設」、「四級海技士（機関）養成施設」、「五級海技士（機関）養成施設」及び「六級海技士（機関）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（機関）、四級海技士（機関）、五級海技士（機関）及び六級海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

三　上欄一の項中欄第六号及び第九号の設備並びに上欄二の項中欄第五号及び第八号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

四　その養成のための海技士の資格に係る海技試験について第十四条第一項に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする船舶職員養成施設にあつては、上欄一の項中欄第三号の施設及び上欄二の項中欄第三号の施設を要しない。

五　機関当直限定をした海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設にあつては、上欄二の項中欄第九号の設備を要しない。

別表第四（第二十三条の二十六関係）

小型船舶教習所	施設及び設備	条件
一　一級小型船舶操縦士教習所、二級小型船舶操縦士教習所	一　講義室 二　実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。上欄二の項において同じ。） 三　実習用小型船舶（その教習を行うための小型船舶操縦士に係る技能限定の有無及び内容に応じたものに限る。） 四　水路図誌 五　航海計器 六　操舵設備、係船設備及び航海用具 七　救命器具 八　信号装置 九　国際信号旗 十　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に登録小型船舶教習事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三　一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として小型船舶（特殊小型船舶を除く。）に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
二　特殊小型船舶操縦士教習所	一　講義室 二　実習水域 三　実習用特殊小型船舶 四　救命器具 五　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一　上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二　特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特殊小型船舶に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考

一　「一級小型船舶操縦士教習所」、「二級小型船舶操縦士教習所」及び「特殊小型船舶操縦士教習所」とは、それぞれ一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の教習を行うための小型船舶教習所をいう。

二　上欄一の項中欄第六号から第九号までの設備及び上欄二の項中欄第四号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

三　その教習のための小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第二十三条の十第五項の国土交通省令で定める乗船履歴を有する者を対象とする小型船舶教習所にあつては、上欄一の項中欄第二号及び第三号の施設を要しない。

別表第五（第二十三条の三十関係）

施設及び設備	条件
一　講義室	一　二十歳以上であること。
二　次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材 イ　海上における事故及び災害の防止に関すること。 ロ　小型船舶操縦者の遵守事項に関すること。 ハ　最新の海事法令に関すること。	二　過去二年間に登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三　視聴覚教材を使用するために必要な設備	三　一級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であること。

（気象業務法の一部改正）

第六条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「政令で定める」を「別表の上欄に掲げる」に、「第二十七条の」を「第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条第一項中「気象庁長官は」を「第九条の登録を受けた者（以下「登録検定機関」という。）は、別表の上欄に掲げる気象測器について」に改め、同条第二項中「気象庁長官」を「登録検定機関」に改める。

第二十九条第一項中「附する」を「付する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「附し難い」を「付することが困難な」に改め、同条第二項中「気象庁長官」を「登録検定機関」に改める。

第三十二条の三を次のように改める。

（登録）

第三十二条の三　第九条の登録は、気象測器の検定の実施に関する事務（以下「検定事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第三十二条の四の見出しを「（登録の要件等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　別表の上欄に掲げる気象測器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器（気象庁長官による校正又は計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正を受けているものに限る。）及び設備を使用して検定事務を行うものであること。

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定事務を実施し、その人数が検定事務所ごとに二名以上であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者であること。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三　登録申請者が、第九条に規定する気象測器の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第三十二条の十第二項において「気象測器製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、気象測器製造業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第三十二条の四第二項中「前条第二項の申請をした者」を「登録申請者」に、「指定検定機関の指定」を「その登録」に改め、同項第二号中「第三十二条の十一第一項又は第二項」を「第三十二条の十三第一項又は第二項」に、「指定」を「登録」に改め、同条に次の一項を加える。

3　登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録検定機関が検定事務を行う事務所の所在地

四　登録検定機関の行う検定の範囲

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第三十二条の五の見出しを「（登録の公示等）」に改め、同条中「指定検定機関の指定」を「第九条の登録」に、「指定検定機関の名称及び住所、検定事務を行う事務所の所在地」を「前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項及び」に改め、「並びに登録検定機関の行う検定の範囲」を削り、同条に次の二項を加える。

2　登録検定機関は、前条第三項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

3　気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十二条の六の見出しを「（登録の更新）」に改め、同条第一項中「指定検定機関の指定」を「第九条の登録」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改める。

第三十二条の七の見出しを「（検定の義務）」に改め、同条第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　登録検定機関は、別表の下欄に掲げる測定器について、国土交通省令で定める期間ごとに、気象庁長官による校正又は計量法第百二十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正を受けなければならない。

第三十二条の七に次の一項を加える。

3　前項に規定するもののほか、登録検定機関は、公正に、かつ、第三十二条の四第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

第三十二条の八を次のように改める。

（検定事務規程）

第三十二条の八　登録検定機関は、検定事務に関する規程（以下「検定事務規程」という。）を定め、検定事務の開始前に、気象庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　検定事務規程には、検定事務の実施方法、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第三十二条の九を削る。

第三十二条の十第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十二条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条の十　登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　気象測器製造業者等その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十二条の十三及び第三十二条の十四を削る。

第三十二条の十二第一項を次のように改める。

気象庁長官は、第九条の登録を受けた者がいないとき、登録検定機関から第三十二条の九第一項の規定による検定事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により登録検定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、検定事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

第三十二条の十二第三項中「若しくは一部を」を「又は一部を」に、「ことと」し、指定検定機関から第三十二条の十第一項の規定による検定事務の全部若しくは一部の廃止の届出があり、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した」を「ことと」した」に改め、同条を第三十二条の十四とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第三十二条の十五　第二十四条の十三の規定は、登録検定機関について準用する。この場合において、同条中「試験事務」とあるのは、「検定事務」と読み替えるものとする。

第三十二条の十一の見出しを「（登録の取消し等）」に改め、同条第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第三十二条の四第一項第一号から第四号まで」を「第三十二条の四第一項各号」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　第三十二条の五第二項、第三十二条の八、第三十二条の九第一項、第三十二条の十第一項又は第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第三十二条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第三十二条の十一第二項第四号中「指定」を「第九条の登録」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

第三十二条の十一第三項中「指定」を「第九条の登録」に改め、同条を第三十二条の十三とし、同条の前に次の二条を加える。

（適合命令）

第三十二条の十一　気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十二条の十二　気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定事務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十三条の見出しを「（型式証明手数料等）」に改め、同条第一項中「第二十七条の検定、」を削り、「又は同項第二号」を「、同項第二号、第三十二条の四第一項第一号若しくは第三十二条の七第二項」に改め、「校正」の下に「又は第三十二条の十四第一項の規定により気象庁長官が行う検定」を加え、「（指定検定機関が行う検定を受けようとする者にあつては、指定検定機関）」を削り、同条第二項を削る。

第三十四条並びに第四十一条第二項及び第五項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第四十五条第四号中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第三十二条の十一第二項」を「第

三十二条の十三第二項」に改める。

第四十八条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第一号中「第三十二条の十二」を「第三十二条の十五」に改め、同条第三号中「第三十二条の十第一項」を「第三十二条の九第一項」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十二条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十二条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係）

気象測器	測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計
	設備	恒温検査槽
気圧計	測定器	電気式気圧計
	設備	圧力検査装置
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計
	設備	湿度検査槽
風速計	測定器	超音波式風速計 ピトー管 差圧計
	設備	風洞
日射計	測定器	電気式日射計
雨量計	測定器	ビュレット
雪量計	測定器	長さ計

（宅地建物取引業法の一部改正）

第七条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「国土交通大臣が指定する者」を「第十七条の三から第十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）に改め、「講習」の下に「（以下「登録講習」という。）」を加える。

第十六条の十三第三項を削り、同条第四項中「（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十七条の二の次に次の十六条を加える。

（登録講習機関の登録）

第十七条の三　第十六条第三項の登録は、登録講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、第十六条第三項の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、講習業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第十七条の五　国土交通大臣は、第十七条の三の規定により登録を申請した者の行う登録講習が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2　登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録講習機関が講習業務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十七条の六　第十六条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習業務の実施に係る義務）

第十七条の七　登録講習機関は、公正に、かつ、第十七条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習業務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十七条の八　登録講習機関は、第十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習業務規程）

第十七条の九　登録講習機関は、講習業務に関する規程（以下「講習業務規程」という。）を定め、講習業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習業務規程には、登録講習の実施方法、登録講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第十七条の十　登録講習機関は、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十一　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目

録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第八十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2　登録講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第十七条の十二　国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十七条の十三　国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十四　国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第十七条の十五　登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第十七条の十六　国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十七条の十七　国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公示）

第十七条の十八　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十六条第三項の登録をしたとき。

二　第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三　第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四　第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

第十八条の見出しを「（取引主任者の登録）」に改める。

第二十四条中「第十六条第三項の指定」を「登録講習、登録講習機関」に改める。

第八十条の三中「第十六条の十五第二項」の下に「又は第十七条の十四」を、「試験事務」の下に「又は講習業務」を、「指定試験機関」の下に「又は登録講習機関」を加える。

第八十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三条の二中「一に」を「いずれかに」に、「第十六条第三項の指定を受けた者」を「登録講習機関」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十六条の十一」の下に「又は第十七条の十五」を加え、同条第二号中「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項」を「若しくは第二項又は第十七条の十六」に改め、同条第三号中「、試験事務」を「試験事務」に、「廃止したとき」を「廃止し、又は第十七条の十の規定による届出をしないで講習業務の全部を廃止したとき」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二　第十七条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十七条の五関係）

科目	講師
一　この法律その他関係法令に関する科目 二　宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	一　弁護士 二　取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者 三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目	一　不動産鑑定士 二　取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者

四　宅地及び建物の需給に関する科目	三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
五　宅地及び建物の調査に関する科目	
六　宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目	一　税理士 二　取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者 三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第八条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定確認機関」を「登録確認機関」に、「第九条の十七」を「第九条の二十二」に改める。

第九条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「海上保安庁長官が指定した者（以下「指定確認機関」を「第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者（以下「登録確認機関」に改める。

「第二節　指定確認機関」を「第二節　登録確認機関」に改める。

第九条の七の見出しを「（登録）」に改め、同条第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上の方法により、確認業務を行うものであること。

二　別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三　登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第九条の十七中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、第二章の二第二節中同条を第九条の二十二とする。

第九条の十六中「指定」、第九条の十二の規定による許可又は前条の規定による指定の取消しをしたときは」を「次の場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一　登録をしたとき。

二　第九条の十の規定による届出があつたとき。

三　第九条の十五の規定による許可をしたとき。

四　第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

第九条の十六を第九条の二十一とする。

第九条の十五の見出しを「（登録の取消し等）」に改め、同条中「指定確認機関」を「登録確認機関」に、「一に」を「いずれかに」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一　第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第九条の十、第九条の十二第一項、第九条の十四第一項、第九条の十五又は次条の規定に違反したとき。

三　第九条の十一第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

四　第九条の十一第二項、第九条の十二第二項、第九条の十六又は第九条の十七の規定による命令に違反したとき。

第九条の十五第五号中「指定」を「登録」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　正当な理由がないのに第九条の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第九条の十五を第九条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

（帳簿の記載）

第九条の二十　登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第九条の十四第一項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、「に対し、確認業務」の下に「若しくは経理の状況」を加え、同条を第九条の十八とする。

第九条の十三を削る。

第九条の十二中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条を第九条の十五とし、同条の次に次の二条を加える。

（適合命令）

第九条の十六　海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の七第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第九条の十七　海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第九条の十一を削る。

第九条の十中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条を第九条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九条の十四　登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　有害液体物質排出船所有者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第九条の九第一項及び第二項を削り、同条第三項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第九条の十二とする。

第九条の八第一項中「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九条の八を第九条の十一とし、第九条の七の次に次の三条を加える。

（登録の更新）

第九条の八　登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（確認の義務）

第九条の九　登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

2　登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第九条の十　登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十七条の十二第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人の申出」を「者の申請」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定を受けた法人（以下」を「登録を受けた者（以下単に」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

第十七条の十五第一項中「第二十九条ノ三」を「第二十九条ノ三第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第四十三条の五の次に次の一条を加える。

（粉砕設備等の型式承認等）

第四十三条の六　海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉砕設備等」という。）を製造する者は、当該粉砕設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉砕設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉砕設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2　船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録

を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十八」と読み替えるものとする。

第五十一条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「（指定確認機関の確認を受けようとする者にあっては、指定確認機関）」を削り、同項第一号中「確認」の下に「（海上保安庁長官が行うものに限る。）」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第四十三条の六第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

第五十一条の三第二項中「、指定確認機関に納める場合を除き」を削り、「又は再交付若しくは書換え」を「、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定」に改め、同条第三項を削る。

第五十四条の二中「第九条の十五」を「第九条の十九」に、「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同条を第五十四条の四とし、第八章中同条の前に次の二条を加える。

第五十四条の二　日本の船級協会の役員又は職員が、第十七条の十二第二項の検査に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四条の三　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第五十五条の前に次の一条を加える。

第五十四条の五　第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十八条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に、「指定確認機関」を「登録確認機関」に改め、同項第一号中「第九条の十二」を「第九条の十五」に改め、同項第二号中「第九条の十四第一項」を「第九条の十八第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第五十八条の二第二項中「第九条の十四第一項」を「第九条の十八第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで業務の全部を廃止したとき。

第六十三条を削る。

第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、第六十条を第六十一条とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第九条の十四第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二　第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第九条の七関係）

一　確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

学歴	期間
イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	六月
ロ　大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	一年
ハ　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	
ニ　短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	二年
ホ　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	

二　確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

別表第二（第十七条の十二、第十七条の十五関係）

一　寸法計測機器
二　圧力計
三　流量計
四　油分濃度計
五　絶縁抵抗計

別表第三（第四十三条の六関係）

一　質量計
二　比重計
三　引張強度試験機
四　分光光度計
五　絶縁抵抗計

（鉄道事業法の一部改正）

第九条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　指定検査機関（第四十一条―第五十三条）」を「第五章　削除」に、「第七十六条」を「第七十四条」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第四十一条から第五十三条まで　削除

第五十五条第三項を削る。

第五十六条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条　第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第一項中「検査を受けようとする者は」を「第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第一項の検査を受けようとする者は」に改め、「（指定検査機関が行う検査を受けようとする者にあつては、当該指定検査機関）」を削り、同条第二項を削る。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第七十条を削り、第七十一条を第七十条とし、第七十二条を第七十一条とする。

第七十三条を削る。

第七十四条中「第六十七条から第七十二条までの違反行為（第七十条の違反行為を除く。）」を「第六十七条から前条までの違反行為」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十五条を第七十三条とし、第七十六条を第七十四条とする。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部改正）

第十条　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する講習」を「海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験で求められる知識及び能力を習得させるための講習（以下「電子通信移行講習」という。）であって附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子通信移行講習」という。）」に改め、「場合には」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加える。

附則中第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第六条　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条から第十七条の三までの規定は電子通信移行講習並びに附則第三条の登録及びその更新について、同法第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習を行う者（以下「登録電子通信移行講習実施機関」という。）及び登録電子通信移行講習実施機関に関する事務について準用する。この場合において、同法第十七条の二第一項中「別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄」とあるのは、「二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）の資格に応じ、それぞれ船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律別表の上欄」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第七条を次のように改める。

（罰則）

第七条　前条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十一の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則に次の三条を加える。

第八条　次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九条　附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条　附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（附則第六条関係）

施設及び設備	条件
一　講義室	一　二十歳以上であること。
二　教育に必要な掛図、写真、書籍その他の教材	二　過去二年間に登録電子通信移行講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。
	三　次に掲げるいずれかの資格を有する者であること。 イ　五級海技士（航海）又はこれより上級の資格を有する者 ロ　三級海技士（電子通信）又はこれより上級の資格を有する者 ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

（外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十一条　外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第十二条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

第三十三条第二項中「第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条」を「第四十条から第四十二条まで」に改める。

第四十一条第一項中「期間ごとに、」の下に「次条から第四十一条の四までの規定により」を加え、「又はその指定する者」を「の登録を受けた者（以下この節において「登録講習機関」という。）」に改め、「講習」の下に「（以下この節において「講習」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の十七条を加える。

（登録）

第四十一条の二　前条の登録は、講習の実施に関する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十一条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、第四十一条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第四十一条の四　国土交通大臣は、第四十一条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2　登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第四十一条の五　第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第四十一条の六　登録講習機関は、公正に、かつ、第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十一条の七　登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十一条の八　登録講習機関は、講習事務に関する規程（以下この節において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（講習事務の休廃止）

第四十一条の九　登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十一条の十　登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2　マンション管理士その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第四十一条の十一　国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十一条の十二　国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十一条の十三　国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二　第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
三　正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四　前二条の規定による命令に違反したとき。
五　不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十一条の十四　登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（国土交通大臣による講習事務の実施）

第四十一条の十五　国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3　第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（報告）

第四十一条の十六　国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十一条の十七　国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第四十一条の十八　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第四十一条の登録をしたとき。
二　第四十一条の七の規定による届出があったとき。
三　第四十一条の九の規定による届出があったとき。
四　第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。
五　第四十一条の十五の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第二章第四節中第四十三条の次に次の一条を加える。

（国土交通省令への委任）

第四十三条の二　この節に定めるもののほか、講習、登録講習機関その他この節の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六十条第二項中「国土交通大臣又はその指定する者」を「第六十一条の二において準用する第四十一条の二から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「登録講習機関」という。）」に改め、「講習」の下に「（以下この節において「講習」という。）」を加える。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第六十一条の二　第四十一条の二から第四十一条の十八までの規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、第四十一条の二中「前条」とあるのは「第六十条第二項本文（前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、第四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と読み替えるものとする。

第六十八条中「、管理業務主任者証」を「及び管理業務主任者証」に改め、「及び第六十条第二項本文（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者」を削る。

第六十九条中「登録」の下に「、講習、登録講習機関」を加える。

第百八条中「又は管理適正化業務」を「若しくは管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条の十三（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条の二において準用する第四十一条の二に規定する講習事務をいう。第百十条において同じ。）」に改め、「指定登録機関」の下に「、登録講習機関（第四十一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二項本文に規定する登録講習機関をいう。第百十条において同じ。）」を加える。

第百十条中「指定登録機関」の下に「、登録講習機関」を加え、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「含む。）」の下に「又は第四十一条の十四（第六十一条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「含む。）」の下に「又は第四十一条の十六（第六十一条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「含む。）」の下に「又は第四十一条の十七第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「許可を受けないで」の下に「、又は第四十一条の九（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、」を、「登録事務」の下に「、講習事務」を加える。

第百十一条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第百十二条の次に次の一条を加える。

第百十二条の二　第四十一条の十第一項（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号（第六十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四十一条の四関係）

科目	講師
一　マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目（四の項に掲げる科目を除く。）	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において民事法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二　管理組合の運営の円滑化に関する科目	一　大学において民事法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目	一　大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
四　この法律に関する科目	一　大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

別表第二（第六十一条の二関係）

科目	講師
一　この法律その他関係法令に関する科目 二　管理事務の委託契約に関する科目	一　弁護士 二　管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	一　公認会計士 二　管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
四　マンションの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	一　一級建築士 二　管理業務主任者であって、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

（船舶安全法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の船舶安全法（以下この条及び附則第九条において「新船舶安全法」という。）第六条ノ四第一項の登録、第六条ノ五の登録、第八条の登録、第二十八条第五項の登録又は第二十九条ノ三第二項の登録を受けようとする者は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新船舶安全法第二十五条の五十一第一項（新船舶安全法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項又は第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

2　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶安全法（以下この条及び附則第九条において「旧船舶安全法」という。）第六条ノ四第一項の指定、第六条ノ五第一項の認定、第八条第一項の認定、第二十八条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定による新船舶安全法第二十八条第五項の登録に相当する処分又は旧船舶安全法第二十九条ノ三の規定に基づく国土交通省令の規定による新船舶安全法第二十九条ノ三第二項の登録に相当する処分を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録、第六条ノ五の登録、第八条の登録、第二十八条第五項の登録又は第二十九条ノ三第二項の登録を受けているものとみなす。

3　第一条の規定の施行前にされた旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定の申請又は旧船舶安全法第六条ノ五第一項の規定による検査及び確認の申請であって、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4　第一条の規定の施行の際現に旧船舶安全法第六条ノ四第一項の指定を受けている者が行うべき第一条の規定の施行の日の属する事業年度の

決算報告書及び事業報告書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

5　第一条の規定の施行前に旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により指定検定機関がした検定（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の建設業法（以下この条において「新建設業法」という。）第二十六条第四項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新建設業法第二十六条の十第一項の規定による講習規程の届出についても、同様とする。

2　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建設業法（以下この条において「旧建設業法」という。）第二十七条の十八第四項の指定を受けている講習は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習とみなす。

3　第二条の規定の施行前五年以内に受講した旧建設業法第二十七条の十八第四項の指定を受けた講習は、その講習を修了した日から起算して五年を経過する日までの間は、新建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習とみなす。

4　新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新建設業法第二十七条の三十二において準用する新建設業法第二十六条の十第一項の規定による経営状況分析規程の届出についても、同様とする。

5　第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建設業法第二十七条の二十四第一項の登録を受けているものとみなす。

6　第二条の規定の施行前にされた旧建設業法第二十七条の二十三第四項の規定による旧建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査（以下この条において「旧経営事項審査」という。）の申請又は旧建設業法第二十七条の二十六第一項の規定による旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析（以下この条において「旧経営状況分析」という。）の申請であって、第二条の規定の施行の際、これらの結果の通知がなされていないものについての結果の通知については、なお従前の例による。

7　旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関の役員又は職員であった者に係る同項に規定する経営状況分析に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

8　第二条の規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二十四第一項の指定を受けている者が行うべき第二条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

9　第二条の規定の施行前にされた旧経営事項審査又は旧経営状況分析の結果（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再審査の申立てについては、なお従前の例による。

10　第二条の規定の施行前に旧経営事項審査において旧建設業法第二十七条の二十四第一項に規定する指定経営状況分析機関がした旧経営状況分析（第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の測量法（以下この条において「新測量法」という。）第五十条第三号又は第四号の登録を受けようとする者は、第三条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新測量法第五十一条の十第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2　第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の測量法（以下この条において「旧測量法」という。）第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の指定を受けている測量に関する専門の養成施設（以下この条において単に「養成施設」という。）又は旧測量法第五十条第四号の指定を受けている養成施設は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新測量法第五十条第三号の登録を受けた養成施設又は同条第四号の登録を受けた養成施設とみなす。

3　第三条の規定の施行前に旧測量法第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の指定を受けた養成施設において修得した旧測量法第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は旧測量法第五十条第四号の指定を受けた養成施設において修得した同号に規定する高度の専門の知識及び技能は、それぞれ新測量法第五十条第三号の登録を受けた養成施設において修得した同号若しくは新測量法第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は新測量法第五十条第四号の登録を受けた養成施設において修得した同号に規定する高度の専門の知識及び技能とみなす。

（国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法（以下この条において「新ホテル整備法」という。）第三条又は第十八条第一項に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、第四条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新ホテル整備法第二十四条の規定による登録実施事務規程の届出についても、同様とする。

2　第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法（以下この条において「旧ホテル整備法」という。）第十九条第一項の指定を受けている者は、第四条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新ホテル整備法第三条又は第十八条第一項に規定する登録実施機関の登録を受けているものとみなす。

3　第四条の規定の施行前にされた旧ホテル整備法第三条又は第十八条第一項のホテル又は旅館の登録の申請であって、第四条の規定の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4　旧ホテル整備法第十九条第一項に規定する指定登録機関の役員又は職員であった者に係る同項に規定する登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第四条の規定の施行後も、なお従前の例による。

5　第四条の規定の施行の際現に旧ホテル整備法第十九条第一項の指定を受けている者が行うべき第四条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

6　第四条の規定の施行前に旧ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の規定により指定登録機関がしたホテル又は旅館の登録（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下この条及び附則第十一条において「新船舶職員法」という。）第四条第二項の登録若しくは第七条の二第三項第三号（新船舶職員法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の登録、第十三条の二第一項の登録又は第二十三条の十第一項の登録を受けようとする者は、第五条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新船舶職員法第十七条の六第一項（新船舶職員法第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八又は第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による登録海技免許講習事務規程その他の規程の届出についても、同様とする。

2　第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下この項において「旧船舶職員法」という。）第四条第二項の指定若しくは第七条の二第三項第三号（旧船舶職員法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の指定、第十三条の二第一項の指定又は第二十三条の十第一項の指定を受けている講習、船舶職員養成施設又は小型船舶教習所は、第五条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新船舶職員法第四条第二項の登録若しくは第七条の二第三項第三号（新船舶職員法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の登録、第十三条の二第一項の登録又は第二十三条の十第一項の登録を受けている講習、船舶職員養成施設又は小型船舶教習所とみなす。

（気象業務法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の気象業務法（以下この条において「新気象業務法」という。）第九条の登録を受けようとする者は、第六条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新気象業務法第三十二条の八第一項の規定による検定事務規程の届出についても、同様とする。

2　第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の気象業務法（以下この条において「旧気象業務法」という。）第三十二条の三第一項の指定を受けている者は、新気象業務法第九条の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧気象業務法第三十二条の三第一項の指定の有効期間の残存期間とする。

3　第六条の規定の施行前にされた旧気象業務法第二十八条第一項の規定による検定の申請であって、第六条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4　第六条の規定の施行の際現に旧気象業務法第三十二条の三第一項の指定を受けている者が行うべき第六条の規定の施行の日の属する事業年度の検定事務に係る事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の気象庁長官に対する提出については、なお従前の例による。

5　第六条の規定の施行前に旧気象業務法第二十八条第一項の規定により指定検定機関がした検定事務（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新取引業法」という。）第十六条第三項の登録を受けようとする者は、第七条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新取引業法第十七条の九第一項の規定による講習業務規程の届出についても、同様とする。

2　第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地建物取引業法（以下この条において「旧取引業法」という。）第十六条第三項の指定を受けている者は、第七条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新取引業法第十六条第三項の登録を受けているものとみなす。

3　第七条の規定の施行前三年以内に修了した旧取引業法第十六条第三項の指定を受けた者が同項の規定により行った講習は、その講習の課程を修了した日から起算して三年を経過する日までの間は、新取引業法第十六条第三項の登録を受けた者が同項の規定により行う講習とみなす。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「新海洋汚染防止法」という。）第九条の二第四項の登録、第十七条の十二第一項の登録、第十七条の十五第三項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けようとする者は、第八条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新海洋汚染防止法第九条の十一第一項の規定による確認業務規程又は新海洋汚染防止法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する新船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

2　第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧海洋汚染防止法」という。）第九条の二第四項の指定、第十七条の十二第一項の認定、第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の指定又は旧海洋汚染防止法第十条第二項若しくは第三十九条の三の規定を実施するための国土交通省令の規定による新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録に相当する処分を受けている者は、第八条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新海洋汚染防止法第九条の二第四項の登録、第十七条の十二第一項の登録、第十七条の十五第三項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けているものとみなす。

3　第八条の規定の施行前にされた旧海洋汚染防止法第九条の二第五項の規定による確認の申請又は旧海洋汚染防止法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定の申請であって、第八条の規定の施行の際、確認をするかどうかの処分又は検定の合格若しくは不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4　第八条の規定の施行の際現に旧海洋汚染防止法第九条の二第四項の指定又は第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の指定を受けている者が行うべき第八条の規定の施行の日の属する事業年度の確認業務に関する事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の海上保安庁長官に対する提出又は決算報告書及び事業報告書の作成並びに

これらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

5　第八条の規定の施行前に旧海洋汚染防止法第九条の二第四項の規定により指定確認機関がした確認業務（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

6　第八条の規定の施行前に旧海洋汚染防止法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により旧海洋汚染防止法第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関がした検定（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

（鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の鉄道事業法（以下この条において「旧鉄道事業法」という。）第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項（旧鉄道事業法第三十八条において準用する場合を含む。第三項において同じ。）又は第三十四条の二第一項の規定による検査の申請であって、第九条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2　第九条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第四十一条第一項の指定を受けている者が行うべき第九条の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

3　第九条の規定の施行前に旧鉄道事業法第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項又は第三十四条の二第一項の規定により指定検査機関がした検査（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第十条の規定による改正後の船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（以下この条において「新一部改正法」という。）附則第三条の登録を受けようとする者は、第十条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新一部改正法附則第六条において準用する新船舶職員法第十七条の六第一項の規定による登録電子通信移行講習の実施に関する事務に関する規程の届出についても、同様とする。

2　第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の指定を受けている講習は、第十条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新一部改正法附則第三条の登録を受けている講習とみなす。

（外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（以下この条において「旧外客来訪促進法」という。）第九条の免許を受けている者に係る当該免許は、第十一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2　第十一条の規定の施行前にされた旧外客来訪促進法第九条の免許の申請であって、第十一条の規定の施行の際、免許又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第十二条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この条において「新マンション管理適正化法」という。）第四十一条又は第六十条第二項本文の登録を受けようとする者は、第十二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新マンション管理適正化法第四十一条の八第一項又は新マンション管理適正化法第六十一条の二において準用する新マンション管理適正化法第四十一条の八第一項の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

2　第十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この条において「旧マンション管理適正化法」という。）第六十条第二項本文の指定を受けている者は、第十二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けているものとみなす。

3　第十二条の規定の施行前六月以内に受けた旧マンション管理適正化法第六十条第二項本文の指定を受けた者が同項本文の規定により行った講習は、その受けた日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けた者が同項本文の規定により行う講習とみなす。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項を次のように改める。

百七	国土交通省	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「別表」を「別表第一」に改める。

一　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十三条第一項

二　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項	――――――

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、平成十四年三月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の実施の一環として、船舶安全法等の国土交通省が所管する十二の法律について、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国から委託等を受けて公益法人等が行っている検査、検定、講習等の事務・事業について、国が指定した公益法人等が実施する制度を、国により登録された法人が実施する制度等に改めること。

2　国による登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務付けることとする等、登録制度の透明性の確保を図ること。

3　この法律は、平成十六年三月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、公益法人に係る改革を推進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月十一日

国土交通委員長　河合　正智

衆議院議長　綿貫　民輔殿

次世代育成支援対策推進法案

右国会に提出する。

平成十五年三月十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

次世代育成支援対策推進法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　行動計画
第一節　行動計画策定指針（第七条）
第二節　市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条―第十一条）
第三節　一般事業主行動計画（第十二条―第十八条）
第四節　特定事業主行動計画（第十九条）
第五節　次世代育成支援対策推進センター（第二十条）
第三章　次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条・第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章　行動計画

第一節　行動計画策定指針

第七条　主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一　次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二　次世代育成支援対策の内容に関する事項

三　その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又は

これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2　市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5　市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6　市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2　都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三　次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5　都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6　都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条　都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2　主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する国の援助）

第十一条　国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4　第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十四条　前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第　号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節　次世代育成支援対策推進センター

第二十条　厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2　次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事

主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3　厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5　次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章　次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条　地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章　雑則

（主務大臣）

第二十二条　第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2　第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第二十三条　第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章　罰則

第二十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第二項の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十一条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、及び関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次世代育成支援対策推進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　次世代育成支援対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めるものとすること。

2　主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の行動計画策定指針を定めるものとすること。

3　市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、地域における子育ての支援、母子の健康の確保及び増進、教育環境の整備、良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活の両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定し、公表するものとすること。

4　国及び地方公共団体以外の事業主（一般事業主）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定することとし、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、一般事業主行動計画を策定すること等に努めるものとすること。

5　適切な行動計画を策定・実施したことなどの基準に適合する一般事業主について、厚生労働大臣がこれを認定することができるものとすること。

6　国及び地方公共団体の機関等（特定事業主）は、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を策定し、公表するものとすること。

7　厚生労働大臣は、一般事業主の行動計画の策定・実施に関し、相談等の援助を行う一般事業主の団体等を次世代育成支援対策推進センターとして指定することができるものとすること。

8　次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができるものとすること。

9　この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、行動計画策定指針に関する事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から、地方公共団体及び事業主の策定する行動計画に関する事項については、平成十七年四月一日から施行するものとすること。

また、この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失うものとすること。

二　議案の可決理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党より、市町村及び都道府県に対する国の援助の規定に、財政上の措置を明記すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十一日

厚生労働委員長　中山　成彬

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

次世代育成支援対策推進法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　仕事と子育ての両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

二　男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組みや子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

三　仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

四　保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

五　現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに家庭以外のコミュニティの役割と育児支援の場として機能するようにすること。

六　子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七　男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ＩＬＯ第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

八　次世代育成支援対策に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

児童福祉法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年三月十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「放課後児童健全育成事業（第二十一条の

二十六）」を「子育て支援事業（第二十一条の二十六―第二十一条の三十五）」に、「第五十九条の七」を「第五十九条の八」に改める。

第八条第一項中「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する」を「第七項、第二十七条第八項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた」に改め、同条第三項中「第一項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）」を「都道府県児童福祉審議会」に改め、同条第七項中「都道府県児童福祉審議会」の下に「（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第八項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）」を加え、同条第四項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

第二章第二節第三款の款名を次のように改める。

第三款　子育て支援事業

第二十一条の二十六中「第六条の二第七項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに」を削り、「当該児童」を「第六条の二第十二項に規定する児童」に改め、第二章第二節第三款中同条を第二十一条の二十八とし、同条の前に次の二条を加える。

第二十一条の二十六　市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第二十一条の二十七　市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一　児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二　保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三　地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二章第二節第三款に次の七条を加える。

第二十一条の二十九　市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあっせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二十一条の三十　前条第三項の規定により行われる情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請の事務（次条及び第二十一条の三十二第一項において「調整等の事務」という。）に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の三十一　市町村長は、第二十一条の二十九第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十一条の三十二　市町村長は、第二十一条の二十九第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条の三十三　国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業に関する事項を市町村長に届け出ることができる。

第二十一条の三十四　国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。

第二十一条の三十五　国及び都道府県は、子育て支援事業を行う者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための研究その他保護者の児童の養育を支援し、児童の福祉を増進するために必要な調査研究の推進に努めなければならない。

第四十六条第四項中「（第八条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第五十九条第五項及び第六項において同じ。）」を削る。

第四十八条の二を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第五十六条の七の次に次の四条を加える。

第五十六条の八　保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育

に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

特定市町村は、毎年少なくとも一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表しなければならない。

特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九　保育の実施への需要が増大している都道府県（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定都道府県」という。）は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、当該供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

特定都道府県は、前項の計画（以下「都道府県保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

特定都道府県は、都道府県保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県保育計画の提出があつたときは、遅滞なく、これを第一項の主務省令で定める子育て支援事業を所管する他の大臣に通知しなければならない。

特定都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県保育計画に定められた事業の実施の状況を公表しなければならない。

特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村長、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の十　都道府県は、市町村に対し、市町村保育計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

主務大臣は、都道府県に対し、都道府県保育計画の作成の手法その他都道府県保育計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

第五十六条の十一　国及び地方公共団体は、市町村保育計画又は都道府県保育計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助をするように努めなければならない。

第五十九条の五第二項中「（第八条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第五十九条第五項及び第六項において同じ。）」を削る。

第五章中第五十九条の七を第五十九条の八とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十九条の七　第五十六条の十第二項における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、同項の援助のうち他の大臣が所管する子育て支援事業（第五十六条の九第一項の主務省令で定めるものに限る。）に係るものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣とする。

この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の二十七各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

第六十条第一項中「これを十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」を「十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同条第二項」を削り、「これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「免かれる」を「免れる」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「外」を「ほか」に、「各同項」を「当該各項」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条の二から第六十条の四までを削る。

第六十一条中「六箇月」を「一年」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条の二を次のように改める。

第六十一条の二　第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十一条の三中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十一条の五とし、第六十一条の二の次に次の二条を加える。

第六十一条の三　第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項又は第二十一条の三十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の四　第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

二　第十八条の二十三の規定に違反した者

三　正当の理由がないのに、第二十一条の三十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、

又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八条、第四十六条第四項及び第五十九条の五第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（少年法の一部改正）

第二条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第四号中「第六十二条第二号」を「第六十二条第五号」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第三条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「ほか、同項」を「ほか、同条第二項」に、「の、同項」を「の、同条第四項」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第四条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「ほか、同項」を「ほか、同条第二項」に、「の、同項」を「の、同条第四項」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第五条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第六十二条第一号」を「第六十二条第四号」に改める。

理　由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、地域における子育て支援の強化を図るため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、地域における子育て支援の強化を図るため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業のほか、児童及びその保護者等の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業、保育所等において保護者の児童の養育を支援する事業並びに地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるものとすること。

2　市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあっせん又は調整を行い、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとすること。

3　保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村及び特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとすること。

4　都道府県児童福祉審議会の必置規制について、行政処分等に係る事項以外の児童等の福祉に関する事項については、任意に調査審議することができるように緩和するものとすること。

5　児童養護施設等の長は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めるものとすること。

6　この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとすること。ただし、都道府県児童福祉審議会の必置規制の緩和に関する事項については、平成十六年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、地域における子育て支援の強化を図るため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十一日

厚生労働委員長　中山　成彬

衆議院議長　綿貫　民輔殿

（別紙）

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　仕事と子育ての両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

二　男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組みや子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

三　仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

四　保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

五　現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに家庭以外のコミュニティの役割と育児支援の場として機能するようにすること。

六　子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

七　男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ＩＬＯ第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

八　次世代育成支援対策に対処するための施策を総合的に推進するため、各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めること。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二十五日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「農業経営改善計画」の下に「（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）」を加える。

第十二条第四項を削り、同条第三項中「基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合する」を「次に掲げる要件に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　基本構想に照らし適切なものであること。

二　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

三　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2　同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第二項に規定する者（第十三条の三において「関連事業者等」という。）が認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十三条第一項中「前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）」を「認定農業者」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（農地法の特例）

第十三条の三　関連事業者等が認定計画に従って第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「下に掲げる者の数」とあるのは、「下に掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従ってその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。）の数」とする。

第十四条中「第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（以下「認定計画」という。）」を「認定計画」に改める。

第二十三条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の下に「又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）」を、「当該特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第五項中「特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加え、同条第六項第二号中「又は農作業の委託を受けること」を「若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること」に改め、同条第九項中「前各項に規定するもののほか、農用地利用規程の認定及びその取消し、及び「その他必要な事項」を削り、同条第十項中「団体」の下に「（以下「認定団体」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（農用地利用規程の変更等）

第二十三条の二　認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業生産法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2　認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3　同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令で定める事由に該当する

と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

第二十三条の三　前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十四条中「団体」を「認定団体」に改め、「特定農業法人」の下に「又は特定農業団体」を加える。

第二十七条第一項中「以下「遊休農地所有者等」という」を「第三項において同じ」に改め、同条第二項中「勧告」を「通知」に改め、同条第三項中「遊休農地所有者等」を「農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者」に、「相当の期限を定めて、当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することができる」を「当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする」に改め、同条第六項中「農地を」を「特定遊休農地を」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「遊休農地所有者等」を「者」に、「農地の」を「特定遊休農地の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の規定による通知を受けた者は、当該通知があった日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

5　同意市町村の長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、当該特定遊休農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用が促進されないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第二十七条に次の二項を加える。

9　同意市町村の長は、第四項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

10　前項の規定により農業委員会に通知があった場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があったものとみなす。

第三十二条中「第二十三条第一項の認定を受けた団体」を「認定団体」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（過料）

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者

二　第二十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）

第二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十六条の三第一項第一号及び第六十八条の三十二第一項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

（農業者年金基金法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「第十三条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

一　農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第五十六条第一項第一号イ

二　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十五条第一項第一号イ

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、農業経営の法人化及び農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農業生産法人による多様な経営展開

農業経営改善計画の計画事項に、関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができるものとするとともに、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者である農業生産法人の構成員要件について、農地法の特例措置を講ずること。

2　集落営農組織の担い手としての育成

地域の農地を面としてまとまって利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織を、農用地利用規程に担い手として定めることができるものとすること。

3　遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置

遊休農地の所有者等に農業上の利用に関する計画の届出を義務付けるとともに、その計画内容に応じて、認定農業者への集積等その利用増進を図るための措置を講ずること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、農業経営の法人化及び農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月十二日

農林水産委員長　小平　忠正

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国農業・農村が、従来にも増して厳しい状況にある中、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図るためには、担い手の育成、遊休農地の解消と農地の利用集積の促進等が喫緊

の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業の構造改革の推進を図るため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一　認定農業者たる農業生産法人については、多様な経営展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。また、認定農業者制度については、地域における中心的な担い手が認定されるよう、運用の改善を行うこと。

さらに、農業生産法人の構成員要件についての特例措置等が、農外資本による実質的な経営支配や農地取得等を招くことのないよう、農業委員会によるチェック体制の整備等に努めること。

二　特定農業団体については、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化などが図られるよう、地域の実情に応じた担い手として育成するための条件整備に努めるとともに、特定農業団体以外の集落営農組織についても、農村地域社会における役割、多面的機能への貢献を踏まえ、的確な支援策を講ずること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を来さないよう十分配慮すること。

三　認定農業者等育成すべき農業経営が意欲をもって経営改善に取り組んでいけるよう、新たな経営所得安定対策の導入に向け、その手法についても保険方式、積立方式、直接支払い等幅広い視点から、検討を急ぐこと。

四　特定遊休農地の利用計画制度の運用に当たっては、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員会、農地保有合理化法人への周知徹底に努めること。

五　農業委員会制度の見直しに当たっては、本法の適切な運用において果たすべき役割はもとより、農地をめぐる担い手の育成及び地域の課題に的確に対応する機能が十分発揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。

右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二十五日

参議院議長　倉田　寛之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第十三条の三第一項中「第八十五条第十一項」を「第百二十条の六第一項第一号」に改め、「（第百二十条の六第三項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済（以下特定収穫共済という。）にあつては、同項の特定収穫共済の共済目的の種類ごと）」を削り、同項各号中「（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）」を削り、同条第二項中「第百二十条の六第十一項」を「第百二十条の六第六項」に改める。

第十三条の四中「第百二十条の十四第一項」を「第百二十条の十二第一項第一号」に、「同項」を「同号」に、「第百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体」を「第十五条第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団体及び第百二十条の十三第一項に規定する団体」に改める。

第十四条の二を削る。

第十八条第一項及び第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項を削る。

第二十二条第一項中「以下法人等」を「以下」法人等」に、「定款の」を「定款及び共済規程又は保険規程の」に、「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「事項」の下に「及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項」を加え、同条第二項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改める。

第二十三条第一項中「定款作成委員が定款」を「定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程」に改め、同条第三項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に、「定款の」を「定款及び共済規程又は保険規程の」に改め、同条第四項中「定款」の下に「及び共済規程又は保険規程」を加え、同項ただし書中「関する」の下に「定款の」を加え、同条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第七項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第二十四条第一項中「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

第二十五条中「定款」の下に「、共済規程若しくは保険規程」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十九条を削る。

第三十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第六号を次のように改める。

六　共済事業又は保険事業の種類

第三十条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を削り、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条を第二十九条とし、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

第三十条　農業共済組合は、共済規程をもって、次の事項を規定しなければならない。

一　共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

二　共済金額に関する事項

三　共済掛金及び事務費に関する事項

四　共済責任に関する事項

五　損害評価会に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

農業共済組合連合会は、保険規程をもって、次の事項を規定しなければならない。

一　保険金額に関する事項

二　保険料及び事務費に関する事項

三　保険責任に関する事項

四　損害評価会に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

行政庁は、模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

第三十二条の二第一項中「基いて」を「基づいて」

に改め、「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

第三十九条第一項中「定款」の下に「、共済規程又は保険規程」を加える。

第四十一条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「又は定款」を「、定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　共済規程又は保険規程の変更

第四十三条第二項中「定款の変更」を「定款又は共済規程若しくは保険規程の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十一条第一項中「定款」の下に「及び共済規程」を加える。

第五十九条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第三十条第一項第一号乃至第三号及び第十一号」を「第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号」に改める。

第八十四条第一項第四号中「特定収穫共済」を「第百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済（以下「特定収穫共済」という。）」に改め、同項第七号中「施設園芸用施設」を「施設園芸用施設」に、「特定園芸施設」を「特定園芸施設」に改め、同条第二項中「肉牛（乳牛以外の牛をいう。以下同じ。）」を削り、「定款」を「共済規程」に改め、同条第四項中「定款」を「共済規程」に改め、同項第一号中「附帯施設」を「附帯施設」に改め、同項第二号中「施設内農作物」を「施設内農作物」に改める。

第八十五条第十項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第十一項を次のように改める。

第百二十条の八第二項に規定する収穫共済以外の収穫共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

第八十五条第十二項及び第十三項を削る。

第八十五条の三第四項中「乃至第五項」を「から第五項まで」に改め、「定款」の下に「、共済規程若しくは保険規程」を加える。

第八十五条の三の二中「第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号」を「第二十九条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号」に改める。

第八十五条の七中「第十二項まで」を「第十一項まで」に、「定款」を「共済規程」に改め、「及び第十一項」、「同条第四項中」、「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」及び「、同条第十二項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、「第十二項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第十二項」と」を削る。

第八十五条の十第二項中「定款」の下に「、共済規程若しくは保険規程」を加える。

第八十六条第一項中「、定款」を「、共済規程」に、「定款等」を「共済規程等」に改める。

第八十七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第八十七条の二第七項中「定款」を「共済規程」に、「こえない」を「超えない」に、「財産差押」を「財産差押え」に改める。

第九十三条第二項中「果樹共済資格団体又は第百二十条の十四第二項の畑作物共済資格団体」を「第十五条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体又は第百二十条の三第一項若しくは第百二十条の十三第一項に規定する団体」に、「果樹共済資格団体等と」を「果樹共済資格団体等」と」に改める。

第九十六条、第九十六条の二及び第九十八条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第九十九条第一項中「責」を「責め」に改め、同項第三号及び第四号中「因つて」を「よつて」に改め、同項第六号中「第百五条第三項」を「第百五条第五項」に改め、同項第八号中「特定園芸施設等」を「特定園芸施設等」に改め、同条第三項中「第八十五条第十一項、第百六条第一項第一号又は第百二十条の十四第一項」を「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」に、「果樹又は農作物」を「農作物又は果樹」に改める。

第百五条中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員は、第一項の共済細目書の提出に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該共済細目書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

前項前段の電磁的方法（第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該共済細目書に記載すべき事項の提供は、農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。

第百六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一　共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量にロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ　当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量

ロ　一から第百九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

二　農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量にロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ　当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に

係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

ロ　一から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

三　農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量にロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ　当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

ロ　一から第百九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

第百六条第六項中「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第百七条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「、農業共済組合の合併等」を「、農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廃置分合（以下「農業共済組合の合併等」という。）」に改め、同条第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百九条第一項中「の百分の三十」を「に百分の三十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に改め、同条第二項中「ことを定款等で定めた共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の二十」を「に百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に、「第百六条第一項第二号の」を「同号の」に改め、同条第三項中「第百六条第二項又は第三項に規定する」を「第百六条第一項第三号に掲げる」に改め、「共済目的の種類に係る」を削り、「の百分の十」を「に百分の十を下らない範囲内において農林水産大臣が定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量」に、「それぞれ第百六条第二項又は第三項」を「同号」に改める。

第百十条の二中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百十一条第一項中「乳牛の雌」を「乳牛の雌等（乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等をいう。以下同じ。）」に、「乳牛の雌及び」を「乳牛の雌等及び」に、「肉牛の胎児」を「乳牛以外の牛の胎児」に、「以下包括共済対象家畜」を「以下「包括共済対象家畜」」に、「肉牛の子牛等」を「子牛等」に改め、同条第三項中「肉牛の」を削る。

第百十一条の六第一項中「、馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号」を「又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号」に改め、「又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」を削り、「肉牛の」を「牛若しくは牛の」に改め、同条第二項中「、馬若しくは」を「又は馬若しくは」に改め、「又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」を削る。

第百十一条の八の次に次の一条を加える。

第百十一条の九　組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該組合等が第八十四条第二項の規定により子牛等をその家畜共済においてその共済目的としているときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

第百十二条第一項中「定款等」を「共済規程等」に、「定が」を「定めが」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項ただし書中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百十三条の二並びに第百十四条第一項及び第四項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百十四条の二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに」を「乳牛の雌等及び」に改め、「肉牛の」を削り、「係るもの」の下に「並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係」を加え、同項第二号中「肉用牛等」を「乳牛の雌等及び肉用牛等」に改め、「肉牛の」を削り、「あつては、」の下に「包括共済対象家畜の種類ごと及び」を加え、同条第三項を次のように改める。

第一項第二号イの牛（その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。）、同号ロの牛の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、農林水産省令で定めるところにより、組合等が定める金額とする。

第百十四条の二第四項及び第五項を削る。

第百十五条第一項第一号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同項第二号中「診療技術料等」を「「診療技術料等」」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同項第三号中「以下家畜異常事故」を「以下「家畜異常事故」」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第三項各号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第六項中「多種包括共済」を「「多種包括共済」」に改め、「時」の下に「（その共済掛金期間開始の後第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）」を加え、「第百十四条の二第一項第二号ロ」を「前条第一項第二号ロ」に改め、同条第七項各号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第十二項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改める。

第百十六条第一項ただし書中「疾病又は傷害により支払う共済金は、」を削り、同項第一号中「定款等」を「共済規程等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第四項中「から第五項まで」を「及び第三項」に改める。

第百二十条の二第一項中「定款等」を「共済規程等」に改め、「（収穫共済にあつては」の下に「第百二十条の六第一項第一号の」を加え、「（特定収穫共済にあつては、第百二十条の六第三項の特定収穫共済の共済目的の種類ごと）」を削り、「同条第十一項」を「同条第六項」に改める。

第百二十条の三の二第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第百二十条の八第二項に規定する収穫共済について、第百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができる。

第百二十条の四及び第百二十条の五中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十条の六第一項を次のように改める。

収穫共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一　収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「収穫共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額

二　収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額

三　収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定収穫共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

第百二十条の六第七項中「第一項及び第二項」を「前項第一号及び第二号」に改め、同条第八項中「第一項及び第二項」を「第一項第一号及び第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第九項中「第三項」を「第一項第三号」に、「特定収穫共済の共済目的の種類」を「収穫共済の共済目的の種類等」に改め、「の生産金額」の下に「（当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第百二十条の八第三項において同じ。）」を加え、同条第十項中「第一項、第二項、第七項及び第八項」を「第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項」に、「第一項中「定款等の定めるところにより」とあるのは「定款等の定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」を「第一項第一号及び第二号中「標準収穫金額（」とあるのは「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」に、「第二項中「定款等で定めるところにより」とあるのは「定款等で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに」と、「その者の当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「その者の当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第七項及び第八項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第十一項中「樹体共済の共済目的の種類等」を「樹体共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第十三項中「第一項から第三項まで及び第十一項」を「第一項各号及び第六項」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第百二十条の七第一項中「第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）」を「第百二十条の三の二第二項」に改め、「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）」を削り、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類）」及び「（特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類）」を削り、同条第三項中「（特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと）」を削り、同条第四

一項の畑作物共済の共済目的の種類等」を「共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の共済目的の種類等」という。）」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、同項中「すべての種類の対象農作物等について同項」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。

第百二十条の十四第一項を次のように改める。

畑作物共済の共済金額は、農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。

一　畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十）に相当する数を乗じて得た金額

二　畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十）に相当する数を乗じて得た金額

三　畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

第百二十条の十四第六項中「第一項及び第二項」を「前項各号」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第八項中「第一項及び第六項」を「第一項第三号及び第二項」に、「第一項中「特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定め区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるのは「畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるのは「畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項第三号及び第六項」を「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」という。）ごと」と、「当該畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第百二十条の十五第一項中「本条」を「この条」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百二十条の十二第一項第一号」に改め、同条第六項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十条の十六第一項及び第二項を次のように改める。

組合等は、次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の第百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の二十）を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の二十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十）を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百二十条の十六第三項中「第百二十条の十四第四項」に、「第一項」を「第百二十条の十四第四項」に、「前項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収繭量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収繭量の百分の二十を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百二十条の十七中「第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類」を「農作物」に改める。

第百二十条の十八中「当該収穫物又は蚕繭」を「当該収穫物若しくは蚕繭」に改める。

第百二十条の二十一及び第百二十条の二十二第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十条の二十三第一項中「施設区分」を「施設区分」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第三項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十条の二十四第二項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十三条第一項第一号イ中「農作物通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に、「農作物異常責任保険金額」を「農作物異常責任保険金額」に改め、同号ロ中「農作物通常責任保険歩合」を「農作物通常責任保険歩合」に改め、同項第二号の二イ中「収穫通常責任共済金額」を「収穫通常責任共済金額」に、「収穫異常責任共済金額」を「収穫異常責任共済金額」に改め、同号ロ中「収穫責任保険歩合」を「収穫責任保険歩合」に改め、同項第二号の三イ中「樹体通常責任共済金額」を「樹体通常責任共済金額」に、「樹体異常責任共済金額」を「樹体異常責任共済金額」に改め、同号ロ中「樹体責任保険歩合」を「樹体責任保険歩合」に改め、同項第四号及び同条第二項中「定款」を「保険規程」に改める。

第百二十四条第三項中「左の」を「次の」に、「第百十二条第二項但書」を「第百十二条第二項ただし書」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第五項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百二十五条第三項中「（疾病又は傷害により支払うものに限る。）」を削り、「第百十六条第一項但書」を「第百十六条第一項ただし書」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改める。

第百二十七条中「定款」を「保険規程」に改める。

第百二十九条中「左の」を「次の」に、「責め」に改め、同条第一号及び第三号中「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第四号中「因つて」を「よつて」に改め、同条第五号中「払込」を「払込み」に改め、同条第八号中「因つて」を「よつて」に改める。

第百三十六条第三項中「左の」を「次の」に、「第百十二条第二項但書」を「第百十二条第二項ただし書」に、「定款等」を「共済規程等」に改め、同条第七項第一号中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百三十七条の二及び第百四十条第一号中「定款」を「保険規程」に改める。

第百四十一条の六第二項及び第六項第一号中「定款」を「共済規程」に改める。

第百四十一条の七第三項中「（疾病又は傷害により支払うものに限る。）」を削る。

第百四十二条中「定款等」を「共済規程等」に、「定款」を「共済規程」に改め、「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と」の下に「、「保険規程」とあるのは「共済規程」と」を加える。

第百四十二条の二中「又は定款等」を「、定款又は共済規程等若しくは保険規程」に改める。

第百四十二条の四中「基いて」を「基づいて」に、「又は定款」を「、定款又は共済規程若しくは保険規程」に、「疑」を「疑い」に改める。

第百四十二条の五第一項中「又は定款」を「、定款又は共済規程若しくは保険規程」に改める。

第百四十三条第二項及び第三項中「定款等」を「共済規程等又は保険規程」に改める。

第百四十五条の三中「及び第十一項」、「これらの規定を」及び「、第百六条第二項、第百二十条の六第二項及び第三項、第百二十条の十四第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第百四十七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百五十条の三の二を次のように改める。

第百五十条の三の二　農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、共済規程等で定めるところにより、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。

第百五十条の三の三第一項中「前条第一項」を「前条」に、「第百六条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「定款等」を「共済規程等」に、「基準生産金額の百分の九十に相当する金額（以下特定農作物共済限度額という。）」を「特定農作物共済限度額（基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。

第百五十条の三の四中「及び第二項」を削り、「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に、「第百五十条の三の二第一項」を「第百五十条の三の二」に改める。

第百五十条の三の五第一項を次のように改める。

第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の三第一項に規定する金額」と、第百三十七

条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは「差し引いて得た金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

第百五十条の五を削る。

第百五十条の四中「以下農作物収穫皆無耕地」を「以下「農作物収穫皆無耕地」」に改め、「、第一号に掲げる金額」の下に「に同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額」を加え、同条第一号中「、第二項又は第三項」を「又は第三号」に改め、同条を第百五十条の五とする。

第百五十条の三の六第一項中「第百六条第一項の政令で指定する」を「農作物共済の」に改め、同条を第百五十条の四とする。

第百五十条の五の二及び第百五十条の五の八第一項中「定款等」を「共済規程等」に改める。

第百五十条の五の九第二項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」に改める。

第百五十条の五の十第一項中「定款等」を「共済規程等」に改め、「得た額」の下に「（その額が、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び第百十五条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣の定める額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める額）」を加え、同条第三項中「第百十四条の二第五項」を「第百十四条の二第三項」に改める。

第百五十条の五の十二中「第百五条第三項」を「第百五条第五項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百五十条の五の十三　収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めたときは、第百二十条の六第一項各号に掲げる金額のほか、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の六十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額を収穫共済の共済金額とすることができる。

前項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。

第一項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「標準収穫金額（」とあるのは「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。

第百五十条の五の十四　組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、第百二十条の八第一項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫量の百分の四十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の三十を下らず百分の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収穫量は、組合等が前条第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、同項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、」と、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「基準収穫量の」とあるのは「基準収穫金額の合計額の」と、「減収量の」とあるのは「減収金額の」と、「基準収穫量に」とあるのは「基準収穫金額の合計額に」とする。

第百五十条の六第一項から第三項までを次のように改める。

畑作物共済の共済目的の種類（農作物に限る。）のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めたときは、第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる金額のほか、次の金額を畑作物共済の共済金額とすることができる。

一　畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の六十（政令で定める農作物にあつては、百分の七十）に相当する数を乗じて得た金額

二　畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定畑作物共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第百五十条の六第五項中「第一項」を「第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、「の生産金額」の下に「（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ。）」を加え、同条第六項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、同条第四項を削る。

第百五十条の七中「前条第一項」を「前条第一項第二号」に、「共済目的の種類」を「畑作物共済の共済目的の種類等」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、第百二十条の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第百二十条の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該基準収穫量の百分の四十（前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十）を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百五十条の八を次のように改める。

第百五十条の八　前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十、第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号の規定の適用については、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、「及び糖度の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十中「収穫物若しくは蚕繭」とあるのは「収穫物」と、「収穫物又は蚕繭の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。

第百五十条の九中「係る」の下に「第百二十条の十六第一項又は第二項に規定する」を加え、「以下さとうきび収穫皆無耕地」を「以下「さとうきび収穫皆無耕地」」に、「第百二十条の十六の」を「同条第一項若しくは第二項の」に、「同条」を「同条第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「第百二十条の十六第一号」を「第百二十条の十六第一項又は第二項」に改める。

第百五十条の十一を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、改正前の農業災害補償法第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第三十条、第四十三条及び第五十一条第一項の規定にかかわらず、改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十九条、第三十条、第四十三条及び第五十一条第一項の規定の例によりこれを行わなければならない。

（定款の変更等に関する経過措置）

第三条　農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、新法第二十九条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、行政庁（農業共済組合については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣をいう。以下同じ。）の認可を受けなければならない。

2　農業共済組合及び農業共済組合連合会は、施行日までに、総会の議決を経て、新法第三十条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済規程又は保険規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

3　第一項及び前項の認可については、新法第二十五条の規定を準用する。

4　新法第八十五条の六第一項に規定する共済事業を行う市町村は、施行日までに、新法第八十五条の三の二の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる共済事業の実施に関する条例の変更をし、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5　前項の認可については、新法第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

6　第一項の認可を受けた定款の変更、第二項の認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四項の認可を受けた共済事業の実施に関する条例の変更は、施行日にその効力を生ずるものとする。

（農作物共済に関する経過措置）

第四条　農作物共済に係る新法第百五条、第百六

条、第百九条及び第百五十条の三の二から第百五十条の五までの規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

2　施行日以前に行われた農業共済組合の合併等（新法第百七条第一項ただし書に規定する農業共済組合の合併等をいう。以下同じ。）については、同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「共済規程等」とあるのは、「定款又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（家畜共済に関する経過措置）

第五条　家畜共済に係る新法第八十四条第二項（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百十一条、第百十一条の六、第百十一条の九、第百十四条の二、第百十五条第六項、第百十六条第一項、第百二十五条第三項、第百四十一条の七第三項及び第百五十条の五の十第一項の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

（果樹共済に関する経過措置）

第六条　収穫共済に係る新法第十三条の三第一項、第八十五条第十一項（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百二十条の二第一項、第百二十条の三の二、第百二十条の六から第百二十条の九まで、第百五十条の五の十三及び第百五十条の五の十四の規定は、平成十七年産（なつみかん及び新法第八十四条第一項第四号の政令で指定する果樹のうち農林水産省令で定めるもの（以下「なつみかん等」という。）にあっては、平成十八年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとし、平成十六年（なつみかん等にあっては、平成十七年）以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。

2　施行日以前に行われた農業共済組合の合併等についての新法第百二十条の七第一項ただし書及び第六項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「共済規程等」とあるのは、「定款又は共済事業の実施に関する条例」とする。

（畑作物共済に関する経過措置）

第七条　畑作物共済に係る新法第百二十条の十二、第百二十条の十四第一項、第百二十条の十六及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定は、平成十六年産（ばれいしょ及びさとうきび並びに新法第八十四条第一項第六号の政令で指定する農作物のうち農林水産省令で定めるもの（以下「ばれいしょ等」という。）にあっては、平成十七年産）の農作物及び平成十七年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係から適用するものとし、平成十五年（ばれいしょ等にあっては、平成十六年）以前の年産の農作物及び平成十六年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農業共済再保険特別会計法の一部改正）

第九条　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、同法第十四条の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を削る。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の項中「及び第十一項」、「これらの規定を」及び「、第百六条第二項、第百二十条の六第二項及び第三項、第百二十条の十四第二項」を削り、「、第百四十三条の二第二項、第百五十条の三の二第一項、第百五十条の五第一項並びに第百五十条の六第一項」を「及び第百四十三条の二第二項」に改める。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近の農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農業経営の実態に応じた補償の選択に資するための措置

(一)　農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式について、農林水産大臣による地域指定を廃止し、複数の引受方式を共済規程等で定めることができるものとすること。

(二)　乳牛の子牛及び胎児を家畜共済の共済目的に追加するとともに、果樹共済に樹園地単位方式を、畑作物共済に一筆単位方式を導入するものとすること。

2　農業生産の実態に即した合理的な補償に資するための措置

農作物共済の災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入するとともに、家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に支払限度を設けるものとすること。

3　農業共済団体の運営の合理化に資するための措置

(一)　農業共済団体の選挙権に係る規定を整備するとともに、農業共済団体の自治法規として共済規程又は保険規程を導入するものとすること。

(二)　共済細目書の提出を電磁的方法によることができるものとすること。

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十六年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、農業災害補償事業の健全な運営に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月十二日

農林水産委員長　小平　忠正

衆議院議長　綿貫　民輔殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
九二〇円
（本体
八八〇円）